

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
 - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
 - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
 - ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないように、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
 - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
 - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
 - ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報
 なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定

- 「児童相談所強化プラン」（2016年度から2019年度まで）を前倒しして見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないように、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

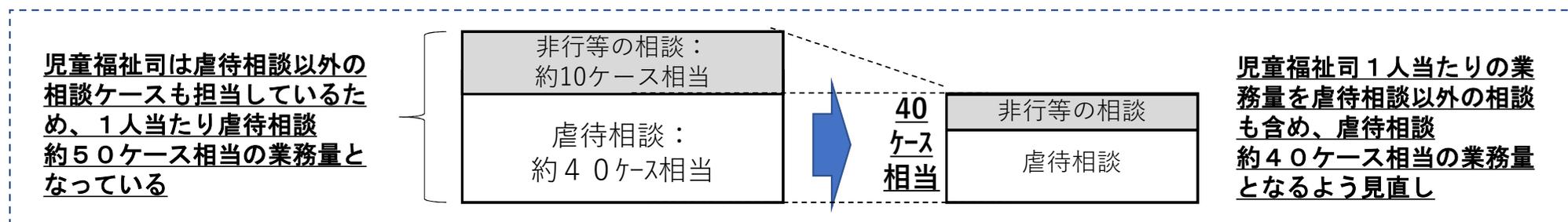
1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン(2016年度～2019年度)：550人程度の増
 ※ 2017年度配置実績：3,253人

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。



- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・ 児童心理司：上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・ 保健師：各児童相談所一人を配置
- ・ 弁護士：児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

- 3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

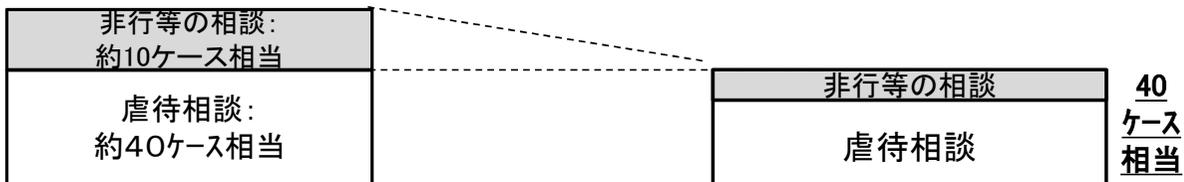
2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント
 < 児童福祉司の増員について >

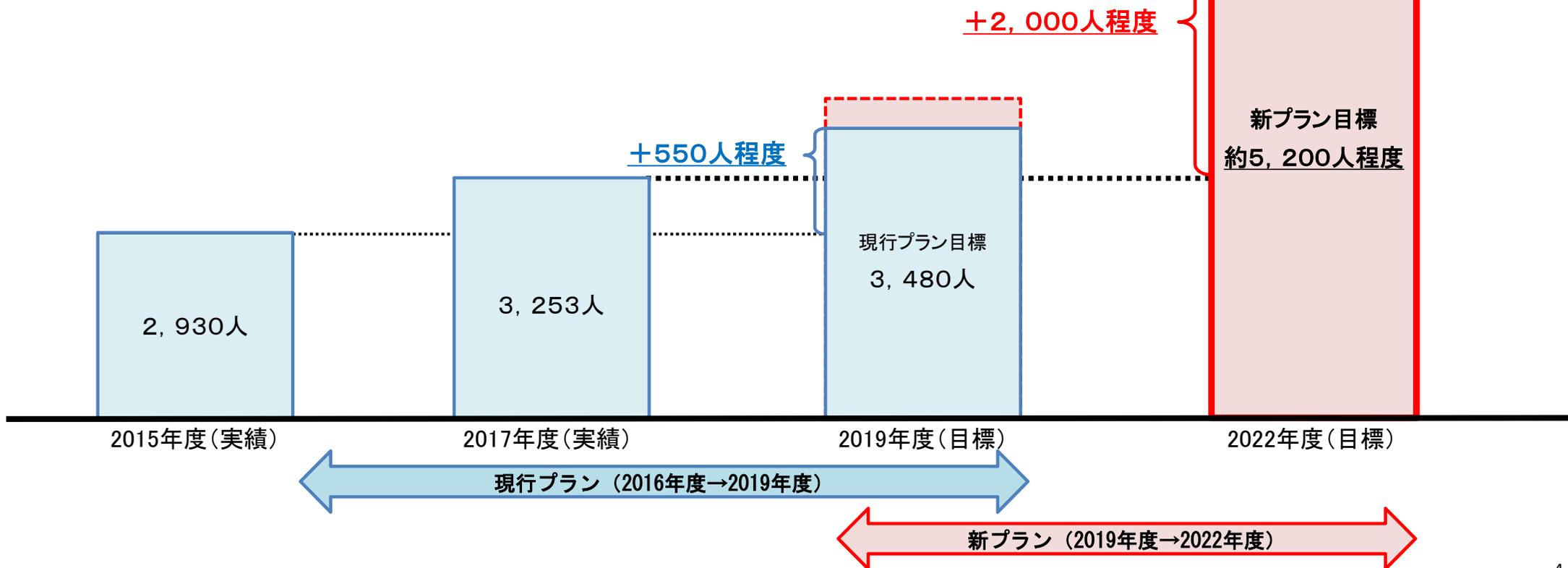
① 児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談件数＋非行等の相談件数が虐待相談50ケース相当となっている → 虐待相談件数＋非行等の相談件数が虐待相談40ケース相当となるよう設定



② 地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置

里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。



児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平成 30 年 7 月 20 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした。

子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。

本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す。

なお、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。また、目黒区の事案の検証を踏まえて必要な対策については、これらの対策に別途追加して取り組む。

《緊急に実施する重点対策》

※項目名の最後の括弧書きは、児童虐待防止のための総合対策における該当の項目名を表す。

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

(「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」)

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下のとおり見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷、ネグレクト、性的虐待等の事案等であることなど）を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
 - ② 緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること（移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席すること等を含む。）
 - ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助を継続すること

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底する。
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うとともに、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇なく再度一時保護等を行うなど、適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

(「2 児童虐待の早期発見・早期対応」)

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 2016年度から2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

《児童虐待防止のための総合対策》

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

○児童相談所における専門性強化の取組促進

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所 O B 等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。
- ・面前 DV に関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。

○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

- ・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円滑に行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あらゆる機会を通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。

○適切な一時保護の実施

- ・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進める。
- ・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するとともに、児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取組を行い、市町村職員の専門性強化を進める。
- ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

○子どもの権利擁護の仕組みの構築

- ・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。
- ・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度の適切な活用を進める。

○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

- ・平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行（2017年4月）後2年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 児童虐待の早期発見・早期対応

○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

- ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等により、支援の強化を図る。

- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。

○支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられるよう、妊婦に寄り添った取組を進める。
- ・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等におけるモデル事業（産前・産後母子支援事業）の実施により得られた成果を踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産後を通じた支援の体制を強化する。

○相談窓口の設置促進等

- ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

○相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・「日齢0日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、インターネット等を活用し、速やかに周知する。
- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。
- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、

保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

○在宅支援サービスの充実

- ・孤立した育児によって虐待につながるものがないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図るための体制強化を図る。
- ・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む。

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

- ・ 通告受理後、原則 48 時間以内に市町村等において、安全確認ができない場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

○ICTの活用による情報共有の手法の効率化

- ・ 転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有について、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。
- ・ ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約した情報から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進める。

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

○児童相談所と警察の連携の強化

- ・ 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとともに、警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待への対応力の向上を図る。
- ・ 警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。
- ・ 児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、連携を強化する。

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。
- ・ 学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

○協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・ 子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

- ・医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

○医療機関における児童虐待対応体制の整備

- ・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。
- ・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図る。
- ・平成 30 年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はその疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつつ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引き続き検討していく。

○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

- ・市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。
 - ①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
 - ②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口連絡すること
- ・離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施する。
- ・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における活動との連携を図る。

5 適切な司法関与の実施

○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。(再掲)
- ・このような体制強化を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第 28 条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化

○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進

- ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020 年度から 10 年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

- ・「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、早急に取り組む。
- ・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。(再掲)
- ・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報に積極的に取り組む。
- ・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を図る。

○児童養護施設等における家庭的養育の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン） 骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン（2016年度～2019年度）：550人程度の増

※ 2017年度配置実績：3,253人

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 具体的には現行の配置標準が、児童福祉司一人当たり業務量が、虐待相談が、40ケース相当となるよう設定されていることを見直し、児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、虐待相談40ケース相当となるよう設定。
- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 家庭養育を推進するため、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- 市町村が行う相談支援体制を強化するため、地域ごとに児童相談所と市町村が連携体制を強化するとともに、児童相談所が専門的な観点から助言・支援を行うことができるよう、児童福祉司を配置する。

2 児童心理司の増員

- 1に記載した児童福祉司の増員に応じて児童心理司を増員する。

3 保健師の増員

- 保健師について、児童相談所当たり一人配置する。
 - ※ 児童福祉法上は、「医師又は保健師」を児童相談所へ配置することとなっており、医師の配置については児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

4 弁護士の配置等

- 弁護士については、児童福祉法上、「弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」こととされており、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化のため、児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

5 一時保護所

- 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

参考資料 2 - 1

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240 人	→	5,260 人	+ 2,020 人程度
児童心理司	1,360 人	→	2,150 人※1	+ 790 人程度
保健師	100 人※3	→	各児童相談所※2	+ 110 人程度
合計	4,690 人	→	7,620 人	+ 2,930 人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106 市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988 市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン

平成 30 年 12 月 18 日

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

1. 目的

2016 年 5 月に全会一致で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。）においては、子どもの家庭養育優先原則や国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられた。

また、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）を策定した。

しかしながら、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされた。これを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」

(新プラン) を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となつて、必要な取組を強力に進めていく。

2. 対象期間

新プランの対象期間は、2019 年度から 2022 年度までとする。

3. 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子ども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、次の①及び②のとおり配置標準を見直した上、2017 年度の約 3,240 人から 2022 年度までに全国で 2,020 人程度増員する。

① 児童相談所の人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が 50 ケース相当から 40 ケース相当 (注) となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を 4 万人から 3 万人に見直す。

(注) 児童虐待相談における業務量として換算したケース数

② 里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の配置

- ・里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- ・市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を、都道府県の管内 30 市町村につき 1 人 (指定都市は 1 人) 配置する。

【目標】 2017 年度 3,240 人

→ 2022 年度 5,260 人 (+2,020 人程度)

(2) スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司

の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童福祉司の増員に応じて増員する（児童福祉司の増員の内数）。

【目標】 2017年度 620人
→ 2022年度 920人（+300人程度）

（3）児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、2024年度までに心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人配置することとし（2,500人）、2022年度までに全国で790人程度増員する。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討する。

【目標】 2017年度 1,360人
→ 2022年度 2,150人（+790人程度）

（4）保健師の増員

子どもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師について、2020年度までに全国で110人程度増員する。

【目標】 2017年度 100人
→ 2020年度 各児童相談所（+110人程度）

（5）弁護士配置等

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、児童相談所における法的対応体制を強化する。

（6）一時保護の体制強化

必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取り組を進める。

一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよ

う、環境整備を進める。

一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

4. 児童相談所の専門性強化

平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。

児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。

地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。

専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。

児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

5. 市町村の体制強化

(1) 子ども家庭総合支援拠点の強化

市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022 年度までに全市町村に設置する。

【目標】2018 年度 106 市町村 → 2022 年度 全市町村

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の一体的な設置について、効果的な取組が実施できる仕組みを構築する。

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化

要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、2022年度までに全市町村に配置する。

【目標】2018年度 988市町村 → 2022年度 全市町村

6. 市町村の専門性強化

子ども家庭総合支援拠点の職員について、研修の実施等により専門性を確保する。

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、地域の連携体制の充実を図るため、要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、平成28年改正法により義務化された調整担当者研修の着実な実施等により、専門性を確保する。

市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を配置する。(再掲)

7. その他児童虐待防止に向けた必要な取組

1～6に掲げるもののほか、緊急総合対策等に基づき、必要な取組を着実かつ強力に進める。

新プランの目標

	計画期間(2019年度から2022年度まで) ※保健師については2020年度を目標とする。			
	2017年度実績		配置目標	増員数
【児童相談所】				
児童福祉司	3,240 人	→	5,260 人	+ 2,020 人程度
うち スーパーバイザー	620 人	→	920 人	+ 300 人程度
うち 里親養育支援児童福祉司			各児童相談所	—
うち 市町村支援児童福祉司			都道府県:30市町村に1人 指定都市:1人	—
児童心理司	1,360 人	→	2,150 人 ^{【注3】}	+ 790 人程度
保健師 ^{【注1】}	100 人 ^{【注2】}	→	各児童相談所 (2020年度まで)	+ 110 人程度
合計	4,690 人	→	7,620 人	+ 2,930 人程度
【市町村、要対協調整機関】				
子ども家庭総合支援拠点 (2018年2月実績)	106 市町村	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者 (2018年2月実績)	988 市町村	→	全市町村	—
【注1】「保健師」については、児童福祉法の規定上は「医師又は保健師」とされている。				
【注2】複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人				
【注3】2024年度までに2,500人				
【注4】進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。				

緊急総合対策の更なる徹底・強化について(ポイント)

平成31年2月8日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

- 今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、そのための児童福祉法の改正法案の提出に向けて取り組む。
- 当該緊急点検の結果については、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。
- 今すぐできること、今すぐやるべきことを徹底して洗い出し、今後の児童虐待防止対策につなげていく。

1 緊急安全確認

- 児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 保護者が虐待を認めない場合、転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この場合、躊躇なく一時保護、立入調査する等の確な対応をとること

2 新ルールの設定

- 子どもの安全を第一に、「通告元は一切明かさない、資料は一切みせない」という新たなルールを設定すること
- 保護者が威圧的な要求等を行う場合には、複数の機関で共同対処すること。そのための、新たなルールを設定すること
- 学校欠席等のリスクファクターを見逃さない新たな情報提供のルールを設定すること

3 抜本的な体制強化

- 新プラン(2019年度～2022年度)に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること
特に、初年度(2019年度)について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校・教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の 更なる徹底・強化について

平成 31 年 2 月 8 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、現時点において把握している事実関係を踏まえ、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に係る以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組む。

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、点検結果を共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。

1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

- 児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、1 か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1 か月で緊急点検すること
- 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導すること
- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること

2 新たなルールの設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること
 - ・保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
 - ・子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること
- 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルールを設定すること
 - ・学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること
 - ・要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに児童相談所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談所等は連携して必要な対応を行うこと

3 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（2019年度～2022年度）に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること
特に、初年度（2019年度）について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校や教育委員会において、児童相談所及び警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること
- 児童相談所や市町村が支援を行っている家庭が転居した際の引継ぎを徹底すること

- 児童相談所に警察職員や警察OBの職員配置を進めること
- 親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促すこと
- 関係機関が連携して対応する好事例の全国展開を図ること

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

- 法** ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備
- ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。
- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
- 法** ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化
- 法** ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
- ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- 法** ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施
- ⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充
- ・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
 - ・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。
- ⑥ 児童福祉司等への処遇改善
- ・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

法 ・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 ・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法 ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6)DV対応と児童虐待対応との連携強化等

- 法 ① DV対応と児童虐待対応との連携強化
- ② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7)関係機関間の連携強化等

- 法 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化
- ② 児童相談所・市町村における情報共有の推進
・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。
- ③ 保護者支援プログラムの推進
・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。
- ④ 児童相談所と警察の連携強化
- ⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化
・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

- ① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充
・里親の負担軽減（一時的に子どもを預かるサービスの利用促進）や手当の充実等。
- ② 特別養子縁組制度等の利用促進
・特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。
- ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ④ 自立に向けた支援の強化
・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

平成 31 年 3 月 19 日

児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

(はじめに)

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、2017 年度には 13 万件を超えている。また、昨年 3 月に目黒区で女兒が虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかげがえのない子どもの命が失われている。

政府においては、こうした状況を受け、昨年 7 月 20 日には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）を決定したほか、同年 12 月 18 日には、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（以下「新プラン」という。）を策定するなど、児童虐待防止対策に関する取組を進めてきた。

しかしながら、本年 1 月には、千葉県野田市において、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いていることを受け、本年 2 月 8 日には、関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定した。

こうした状況を深刻に受け止め、児童虐待防止対策のための制度改正や、緊急総合対策をはじめとした関係閣僚会議における決定等のこれまでの取組の実施について、改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、別紙に記載する対策を決定する。

本対策を実施するため、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020 年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(注) 法・児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案に盛り込む事項

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰によらない子育てを推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国民に分かりやすく説明するためのガイドライン等を作成する。これと合わせ、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」などを活用し、普及啓発活動を行う。体罰禁止に関する考え方等を含め、こうした普及活動については、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して行う。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子ども（特に自分で危険を判断し対処することの出来ない年齢の子ども）を自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知する。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

② 児童相談所における子どもの安全確保に関する業務の明確化

法・子どもの安全確保を行うことが児童相談所の業務であることを明確化する。

③ 児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進

・児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立てを行うことができることについて、周知徹底を図る。

・児童虐待を受けた子どもや要保護児童が、行政処分等に不服がある場合に、自ら児童福祉審議会に申し出、児童福祉審議会がその申し出を受けて、調査審議し、児童相談所に意見具申を行う仕組みについて、ガイドラインの作成、全国展開に向けた取組を進める。

- 法**・児童福祉審議会において、子どもに意見聴取する際に子どもの状況や環境等に配慮するものとする旨を定める。

④ 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

- 法**・子どもの権利擁護のため、子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。
- ・このため、まずは里親等に委託されている子どもや児童養護施設等に入所している子ども等の意見表明権を保障する仕組みの在り方について検討を行い、モデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けて必要な取組を進める。
- 法**・一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・女性健康支援センターにおいて、支援を必要とする妊婦を把握した際に、早期から支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。
- ・産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を拡充することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を拡充する。

② 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認

- ・乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。国においては、この結果をとりまとめて公表するとともに、必要な支援を行う。
- ・この際、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言、保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行う。

併せて、市町村において、育児不安のある家庭に対し、ボランティア等の訪問による悩みや不安の傾聴や家事支援等のサービスを提供する等により、虐待の予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行う。

③ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け、設置に向けた支援を拡充する。その際、新生児の訪問指導や乳児全戸訪問事業等と連携して支援している事例などの好事例を、全国で共有していく。
- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・子育ての孤立化を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の整備を引き続き着実に進めるとともに、その利用を促進する。

④ 相談窓口の周知・徹底

- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、広く国民に認知され、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

⑤ 相談・支援につながりやすい仕組みづくり

- ・若い世代が電話よりもSNSでコミュニケーションを取ることが多いことを踏まえ、子育てに悩みを抱える者や子どもからの相談について、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を進める。
- ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受け入れやすくする取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。
- ・引き続き、全国の法務局・地方法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」、小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」やインターネット相談窓口「子どもの人権SOS－eメール」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。
また、人権擁護委員は、引き続き、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。さらに、これらの相談窓口の更な

る周知・広報を行うとともに、相談窓口が子どもにとって使いやすいものとなるよう、その更なる改善を図る。

⑥ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実し、すべての公立小中学校への配置を推進する。
- ・SNSや24時間子供SOSダイヤルを活用した虐待等に関する児童生徒等からの相談体制の教育委員会における構築を支援する。

⑦ 法務少年支援センター（少年鑑別所）における非行のある子どもやその保護者等への対応の充実強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止に向けた体制強化を図る。

⑧ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進

- ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。

⑨ 子どもの死因究明に関する検討

- ・今後、成育基本法¹に基づき策定される予定の成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進める。

⑩ 障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対す

¹ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）

る不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

① 介入的な対応等を的確に行うことができるようになるための体制整備

- 法**・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなどの児童相談所における機能分化を行う。
- ・このため、児童相談所において、機能に応じて部署や職員を分けることのほか、専門人材の確保及び育成に関する方策など、体制整備を推進することについて、国において、その取組内容を示すとともに、都道府県等において、体制整備に関する計画策定を進める。
 - ・国において、介入的な対応等に着眼した研修の充実、アドバイザーの派遣や助言を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- 法**・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

- 法**・児童相談所に、医師及び保健師のいずれもの配置を義務化する。
- ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。
 - ・医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。

④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- ・一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断に用いるリスクアセスメントシートについて、信頼性、妥当性を科学的に検証するとともに、その活用方法の在り方を含め検討し、より実践的に活用できるもの

に見直す。

- ・家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。
- ・法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与し、児童福祉司と共に対応する。

⑤ 第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施

- 法**・第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。
- ・既に取り組んでいる自治体の例や海外の例等も参考とし、国において、標準的な指標や実施方法等についてガイドラインを策定し、地方自治体における取組を支援する。

⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- ・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。
- ・児童福祉司等の専門人材確保、専門性確保のため、都道府県等に対し、児童相談所OBの活用や専門職採用、一定の経験年数を積んだ職員が確保できるような人事ローテーションへの配慮等が行われるよう要請する。

⑦ 児童福祉司等への処遇改善

- ・児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となる。こうした精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図る。

⑧ 児童心理司の配置基準の法定化

- 法**・都道府県は、児童心理司²の数について、政令で定める基準に基づき定めることを法律上規定する。

² 児童心理司とは、子どもや保護者等に対し、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導(心理療法、カウンセリング、助言指導等)を行う者。現行は、通知において、児童福祉司2人につき1人を配置することを定めている。

⑨ 児童福祉司の任用要件の見直し等による職員の資質向上

- 法・児童福祉司及び児童相談所長の任用要件として、精神保健福祉士、公認心理師を法律上規定する。
- 法・児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事として従事したことがある者に係る要件について、児童福祉事業の経験に代えて、相談援助業務の経験を必要とすることとする。
- 法・児童相談所における指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置を規定するとともに、その任用要件について、児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であることに加え、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の修了者でなければならないこととする。

⑩ 児童相談所の業務の外部委託等の推進

- ・児童相談所が行っている業務のうち、里親養育支援業務や保護者支援プログラムの実施等、外部への委託により、業務が適切かつ効果的に実施することが期待される業務について、民間団体等への委託を推進する。
- ・療育手帳の判定業務について、その一部等を児童相談所以外の機関が実施している事例等を把握した上で、障害児・者施策との整合性にも留意しつつ、事務負担の軽減につながる方策を検討する。

⑪ 児童虐待による死亡事例等の検証の活用等

- ・国が実施する死亡事例検証において、保護者の状況等を含め、虐待の要因等について引き続き分析を深めるとともに、検証結果を踏まえた体制強化等の対応状況をフォローアップする。また、検証結果等が十分活かされるよう、これを活用した実践的な研修をきめ細かく実施する。

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

- 法・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- 法・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずるものとする。
- 法・その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- 法・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支

援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- ・具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
- ・混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
- ・その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

※保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合

※子どもが学校に通うことを拒否している場合

- ・通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・また、一律に集団生活のルールを押しつけるなどによる権利侵害がないよう、周知徹底を図るとともに、子どもの意見が適切に表明されるよう、相談窓口の設置や第三者委員の設置などを進める。

- 法**・第三者評価など一時保護所を含む児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。(再掲)

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

- ・新プランに基づき、子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの全市町村設置に向けて支援の拡充を図る。
- ・子ども家庭総合支援拠点における相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ事業などの利用の調整を行うなど、支援メニューを拡充する。
- ・子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進める。

- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化及び支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図る。(再掲)

② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整備等についての的確な支援が行うことができるよう、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う。

③ 子育て支援サービス等の地域資源の充実

- ・孤立した子育てによって虐待につながることを防ぐよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。併せて子育てに不安を抱える家庭やネグレクトのある家庭を訪問し、支援する養育支援訪問事業を推進する。

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

- 法**・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。
- ・児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員、児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていることから、この検討に当たっては、これらの人材も含め検討を進める。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

- ・市町村や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するため、スクールソーシャルワーカーを全ての公立小中学校が十分に活用できるように配置を推進する。

- ・スクールロイヤー（学校で生じる問題に対応する弁護士）の教育委員会への配置や警察OBの学校への配置を支援する。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化

- 法**
- ・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
 - ・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DVに関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
 - ・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
 - ・配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
 - ・民間シェルターにおけるDV被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDVと虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
 - ・DV被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談

支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。

- ・DV被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。
- ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- ・婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。
- ・一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。
- ・一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

③ 婦人相談員の配置の促進

- ・婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。

④ 婦人保護施設の機能の充実

- ・婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。
- ・中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

(7) 関係機関間の連携強化等

① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

- 法**・学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察及び教育委員会等は児童虐待の早期発見に努めることとするとともに、学校・児童福祉施設等の職員について、業務上把握した児童虐待に関する情報について守秘義務を規定する。

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

- ・転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備の構築を進める。このため、国において、情報共有するための標準的な仕様を示すとともに、システム構築に必要な費用に関する支援を行う。
- ・加えて、全国の都道府県間の情報共有システム構築に向けた検討を進める。その際、ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方についても検討する。
- ・虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化する。

③ 児童相談所・市町村における連携・役割分担の推進

- ・児童相談所・市町村が市町村送致等の際に活用することとして作成された共通リスクアセスメントツールについて、活用方法の在り方等を含め検討し、児童相談所・市町村がより実践的に活用できるものに見直す。
- ・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

④ 保護者支援プログラムの推進

- ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。
- ・死亡事例をはじめとした重大事例の分析を行い、これを踏まえた対応策を検証の上、保護者支援プログラムの活用方法を検討し、活かしていく。
- ・家庭裁判所による都道府県等に対する保護者指導の勧告など司法関与の仕組みの活用を促進する。

⑤ 児童虐待対応における歯科医師との連携強化

- ・乳幼児健診や学校健診などにおいて、歯科医師が虐待の疑いのある子どもに適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関との連携が強化されるよう、関係団体とも協力しながら、児童虐待防止対策に関する歯科医師向けの研修の実施に向けて取り組む。併せて、研修の状況も踏まえ、該当する子どもに気づいた場合の歯科医療機関向けの対応の手引きを作成する。

⑥ 生活困窮世帯に対する支援

- ・生活困窮者自立支援制度において、関係機関と連携しつつ、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活面の支援や、その保護者に対する就労、家計、子どもの養育等に関する支援を含め、世帯の抱える様々な課題の解決に向けた支援を行う。

⑦ 児童相談所と警察の連携強化

- ・児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。このために必要な財政支援等の拡充を図るとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関する活用方策をまとめて全国に周知する。
- ・児童相談所と警察との連携を強化するため、情報共有や連携に関する協定等の締結を促すとともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。
- ・緊急総合対策を踏まえた児童相談所と警察の情報共有を徹底し、情報提供を受けた警察は、児童相談所の援助要請に応じた立入調査等への同行など、関係機関と連携して迅速・的確に対応する。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組む。

⑧ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

- ・要保護児童等の情報の取扱いに関し、学校及び教育委員会が保護者に児童虐待に係る情報元を明かさないうこと及び保護者から開示の求めがあった場合に児童相談所等と連携して対応することについて、周知徹底を図る。
- ・学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応すること、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応することについて、周知徹底を図る。

- ・要保護児童等が休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合³、学校等が市町村・児童相談所に速やかに情報提供することについて、周知徹底を図る。

⑨ 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

⑩ 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの2次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。
- ・児童の再被害を防止する観点から、協同面接（代表者聴取）の実施後においても、検察による刑事処分の際などに行う打合せなど適宜の機会を通じ、検察、警察及び児童相談所の間で、必要な情報の共有を図る。

⑪ 非行のある子どもへの支援の充実強化

- ・少年院や保護観察所において、各種研修等を通じて被虐待経験を有する者への対応力の向上に取り組むとともに、引き続き、少年院在院者や保護観察対象者の実状を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、一層の適切な指導や支援に取り組む。

⑫ 人権侵犯事件としての調査救済

- ・法務局・地方法務局において、人権相談等を通じ、虐待を含む人権侵害の疑われる事案を認知した場合は、速やかに人権侵犯事件として調査を行い、緊急対応を要する場合は、児童相談所、警察、学校及び教育委員会等の関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

³ 不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

- ・委託一時保護先としての活用を含め、里親の開拓に向け、幅広い団体の協力を得て、より一層の制度の周知・広報に取り組む。
- ・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用を促進することによる負担軽減や手当の充実などを行い、支援の拡充を図る。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

- ・特別養子縁組を含む養子縁組制度について、一層の周知啓発を図るとともに、養親子への支援を強化する。また、児童相談所においては、子どもの状況に応じ、特別養子縁組や普通養子縁組が適切と考えられる子どもについて、積極的に制度の活用を検討する。
- ・虐待などのために児童養護施設に入所中の子の中には、特別養子縁組を成立させて家庭において養育することが適切なものが少なくないとの指摘を受けて、特別養子制度をより利用しやすいものとするために、特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を更に推進するため、支援の拡充を図る。

④ 自立に向けた支援の強化

- ・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。特に、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係）	【令和二年四月一日施行】	1
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二条関係）	【令和四年四月一日・令和五年四月一日施行】	14
○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第三条関係）	【令和二年四月一日施行】	20
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）（第四条関係）	【令和二年四月一日施行】	27
○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）（附則第九条関係）	【令和二年四月一日施行】	29

改正案	現行
<p>第八条 第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>⑦ 児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。</p> <p>⑧・⑨ （略）</p>	<p>第八条 第八項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>⑦・⑧ （略）</p>

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採ら

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

(新設)

ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採ら

れて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部

れて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部

又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士^の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（新設）

（新設）

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士^の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

⑥ 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

⑦ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」と

④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

（新設）

（新設）

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

（新設）

（新設）

四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」と

いう。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

⑦ 前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

いう。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

(新設)

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

（新設）

（新設）

七| 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八| 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

五| 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

六| 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

（新設）

⑤ 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑥ 前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑦ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑧ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑨ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

②④（略）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

②④（略）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（新設）

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年

後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三条の十二 (略)

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

③⑤ (略)

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 三 (略)

四 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。

③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三条の十二 (略)

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

③⑤ (略)

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 三 (略)

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為

をした者

② (略)

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児

① (略)

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児

童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

改正案	現行
<p>第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。</p> <p>② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。</p> <p>③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p> <p>④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八條第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p> <p>⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p> <p>⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」</p>	<p>第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p> <p>③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p> <p>④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p> <p>⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」</p>

という。)に必要な調査を委嘱することができる。

⑦ 都道府県知事は、第三項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

という。)に必要な調査を委嘱することができる。

⑥ 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

⑦ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が含まなければならない。

(削る)

(削る)

⑦ 前項に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならない。

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

⑦ 前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

(新設)

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号において同じ。）に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。

⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定

める。

め。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>255 （略）</p> <p>6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>255 （略）</p> <p>（新設）</p>

その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。

この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができ、るための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7・8 | (略)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすしい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない

6・7 | (略)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすしい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(新設)

<p>4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。</p> <p>5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。</p>
<p>(児童虐待に係る通告)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。</p>	<p>(児童虐待に係る通告)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(児童虐待を行った保護者に対する指導等)</p> <p>第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(児童虐待を行った保護者に対する指導等)</p> <p>第十一条 (新設)</p>
<p>2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好</p>	<p>1 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好</p>

な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

3| 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

4| 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

5| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

6| 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

7| 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号二の規定による指導)をい(以下この項において同じ。)を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教

な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2| 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3| 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5| 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

(新設)

育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再

統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）に

統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）に

については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第四項まで及び第六項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一〇四 (略)

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第五項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一〇四 (略)

については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一〇四 (略)

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一〇四 (略)

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）（第四条関係）【令和二年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすように努めるものとする。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合）<u>あつては、被害者及びその同伴する家族。</u>次号、第六号、第五号、<u>第八条の三及び第九条において同じ。</u>の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅</p>	<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすように努めるものとする。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合）<u>あつては、被害者及びその同伴する家族。</u>次号、第六号、第五号及び<u>第八条の三</u>において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅</p>

<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>四 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>	<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>四 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>
<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>四 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>	<p>の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>四 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(被害者の保護のための関係機関の連携協力)</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）（附則第九条関係）【令和二年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（援助、協力）</p> <p>第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。</p> <p>2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（援助、協力）</p> <p>第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。</p> <p>2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。</p>

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めること。その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援すること。

また、法施行後二年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的実施すること。また、学校健診、保育園健診の充実を検討すること。

三 若い世代をはじめ、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めること。

四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分勘案されるようにすること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

五 子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。

また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に

努めること。

六 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。

また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

七 児童福祉司をはじめとした児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。

また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

八 市町村における相談支援体制を強化するため、全市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置・運営のため必要な支援の拡充を図ること。

九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

十 要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や入ることが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずること。併せて中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。

また、不交付団体に対する支援について検討すること。

十二 児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。

- 十三 児童相談所における援助方針会議の会議録には、後で検証ができるように、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。
- 十四 警察と児童相談所との連携が円滑にいくよう警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、交番等における早期発見など、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。
- 十五 虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の専門性確保や待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。
- 十六 虐待の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、プログラムの実施を推進すること。
- 十七 一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて児童からの意見の聴取や養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 十八 児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。
- 十九 新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスタリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。
- 二十 心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どもたちもいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。
- 二十一 児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。
- また、被害にあった子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。
- 二十二 子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。
- 二十三 子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケート制度の導入に向けた

検討を早急に行うこと。

二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、深刻な児童虐待事件が後を絶たない事態に鑑み、児童虐待の根絶に向けて、本法及び関係閣僚会議等において定めた対応策を着実に実施するとともに、子どもの命を守ることを何よりも第一に据え、国・地方自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の更なる強化を図るため、必要な取組を率先して進めること。
- 二、体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。また、本法施行後二年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、子どもの権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 三、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。あわせて、乳幼児健診、就学時健診、学校健診及び保育園健診の充実を検討するとともに、乳幼児・子どもの健診等の機会を活用して保護者、とりわけ母親に対する相談・支援の拡充について検討し、必要な施策を講ずること。さらに、虐待の未然防止を図るため、支援を必要とする保護者、特に妊産婦への産前・産後の支援を強化すること。
- 四、医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

- 五、子どもの適切な保護の実施及び一時保護等の解除の判定に当たっては、医療とのより密接な連携の強化が必要であることから、協同面接と医学的判断とを連携させたアセスメントの取組を参考とするなど、具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 六、子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。
- 七、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。
- 八、児童福祉司を始め、児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。
- 九、保護者を孤立させず、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため、市町村における相談支援体制の強化に向け、全市町村における子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営や人材育成のため必要な支援の拡充を図るとともに、そのための財源の確保に努めること。
- 十、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。
- 十一、要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連

携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や参画することが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。

十三、学校の教職員、児童福祉施設の職員等子どもの福祉に職務上関係のある者の守秘義務については、職務に関して知り得た秘密の漏えいが深刻な事態を招きかねないことに鑑み、十分に徹底するとともに、関係機関間において必要な情報提供等を妨げることをないようにすること。

十四、児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間及び児童相談所間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市区町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全国統ルールールの作成を検討するほか、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。あわせて、同一都道府県内だけでなく全国の都道府県間の情報共有システムの構築についても速やかに検討すること。

十五、児童相談所における援助方針会議の会議録には、事後に検証ができるよう、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。

十六、警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。また、児童相談所や警察等の関係機関間で要保護児童の情報を共有できる共通データベースシステムの整備について、必要な検討を進めること。

十七、虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の配置促進や専門性確保、待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。そのために、また婦人相談所と一時保護所の環境改善に向け、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十八、児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念

頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

十九、一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて子どもから意見を聴取するなど、養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。

二十、児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。

二十一、新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスターリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。

二十二、心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どももいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。

二十三、児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

また、被害に遭った子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。

二十四、子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関し、府省間での情報共有を含む体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。

二十五、子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケイト制度の導入に向けた検討を早急に行うこと。

二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する対応者の育成・確保に努めること。

二十七、日本で暮らした経験が限られるために、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族が一定程度存在していることから、そ

のような子ども・家族に対応する児童相談所等における対応の実態を調査し、適切な支援を行うこと。

二十八、過去の虐待により心の傷を負ったことで、社会生活を送る上での困難を抱えている成人に対する支援を充実させるよう、必要な検討を進めること。

二十九、児童虐待相談対応件数の急増に伴って児童相談所の業務量も大きく増加している中で、児童相談所の確実な業務遂行体制が確保されなくなる懸念が生じていることから、保健所、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター等への将来の業務移管を含め、児童相談所の業務内容を必要に応じて検証すること。

三十、児童相談所の設置目的について、子どもの命を第一に掲げるという理念を宣言する内容に改正することの検討を行うこと。また、職員一人一人に児童相談所の設置目的とその理念が浸透するよう、必要な研修等を行うこと。

三十一、オレンジリボン運動を国民運動として強力に推進するため、企業・団体・個人のサポーター会員の募集やポスターコンクールとその配布の活性化など、政府として積極的に関わること。

右決議する。

平成 29 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考 1 及び参考 2 を参照）。

今般、69 都道府県市（都道府県、20 指定都市、2 児童相談所設置市）及び 3 国立施設（平成 29 年度末現在）を対象に、平成 29 年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成 29 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は 277 件であった。平成 29 年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成 28 年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は 99 件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が 64 件（64.6%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が 12 件（12.1%）、「障害児入所施設等」が 10 件（10.1%）、「児童自立支援施設」が 8 件（8.1%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 56 件（56.6%）、「性的虐待」が 23 件（23.2%）、「心理的虐待」が 17 件（17.2%）、「ネグレクト」が 3 件（3.0%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は 142 人であった。児童の性別は、「男子」が 92 人（64.8%）、「女子」が 50 人（35.2%）である。就学等の状況は、「小学校等」が 48 人（33.8%）、「中学校等」が 41 人（28.9%）、「高等学校等」が 17 人（12.0%）、「就学前」が 30 人（21.1%）、「就労・無職等」が 1 人（0.7%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 平成29年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 平成29年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は292人であり、届出・通告の受理件数は277件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が109人（37.3%）、「児童本人」が90人（30.8%）、「家族・親戚」が28人（9.6%）、「児童本人以外の被措置児童等」が18人（6.2%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	90	18	28	109	3	5	2	0	6	4	21	6	292
割合	30.8	6.2	9.6	37.3	1.0	1.7	0.7	0.0	2.1	1.4	7.2	2.1	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数277件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が147件（53.1%）、「都道府県市の担当部署」が125件（45.1%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	147	125	0	0	5	277
割合	53.1	45.1	0.0	0.0	1.8	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例301件（平成28年度以前からの継続事例24件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は287件、「事実確認を行っていない事例」は14件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は99件（32.9％）であった。

（単位：件、％）

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	99	154	34	287	5	9	301
割合	32.9	51.2	11.3	95.3	1.7	3.0	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例99件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が64件（64.6％）、「里親・ファミリーホーム」が12件（12.1％）、「障害児入所施設等」が10件（10.1％）、「児童自立支援施設」が8件（8.1％）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設65件のうち、ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、35件であった。

ア 施設等種別内訳

（単位：件、％）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	1	64	0	8	12	10	4	99
割合	1.0	64.6	0.0	8.1	12.1	10.1	4.0	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	21	1	0	9
13人～19人	7	1	0	1
12人以下	0	5	0	0
本園内ユニット7(8人以下)	32	1	0	0
地域分園型ユニット7(8人以下)	3	0	0	0
合計	63 ※	8	0	10

※回答なし 1

② 自治体等別

○ 69自治体中、41自治体及び国立施設で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	22	6	三重県	1	0	沖縄県	2	2
青森県	7	1	滋賀県	2	0	札幌市	3	1
岩手県	0	0	京都府	1	1	仙台市	1	1
宮城県	0	0	大阪府	22	3	さいたま市	0	0
秋田県	0	0	兵庫県	4	4	千葉市	5	2
山形県	0	0	奈良県	0	0	横浜市	6	2
福島県	1	0	和歌山県	5	2	川崎市	1	1
茨城県	4	0	鳥取県	4	0	相模原市	1	0
栃木県	4	2	島根県	1	0	新潟市	0	0
群馬県	0	0	岡山県	0	0	静岡市	1	0
埼玉県	4	4	広島県	3	0	浜松市	1	0
千葉県	7	2	山口県	5	0	名古屋市	3	2
東京都	27	12	徳島県	1	1	京都市	1	1
神奈川県	7	5	香川県	1	0	大阪市	17	2
新潟県	5	2	愛媛県	4	3	堺市	4	3
富山県	0	0	高知県	20	6	神戸市	1	1
石川県	0	0	福岡県	6	2	岡山市	0	0
福井県	3	0	佐賀県	12	0	広島市	1	1
山梨県	1	1	長崎県	4	1	北九州市	1	1
長野県	2	2	熊本県	5	4	福岡市	9	3
岐阜県	3	1	大分県	5	3	熊本市	5	2
静岡県	10	1	宮崎県	1	0	横須賀市	0	0
愛知県	7	2	鹿児島県	2	2	金沢市	0	0
						国立	1	1
						合計	287	99

※ 届出・通告件数は、平成29年度分であり、虐待事例数は、平成29年度に確認等を行った事例の件数(平成28年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	56	3	17	23	99
割合	56.6	3.0	17.2	23.2	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた99件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は142人であった(虐待を受けた児童の人数を特定できない事例が3件あった)。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	合計
人数	92	50	142
割合	64.8	35.2	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	12	39	61	26	4	142
割合	8.5	27.5	43.0	18.3	2.8	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	30	48	41	17	1	1	4	142
割合	21.1	33.8	28.9	12.0	0.7	0.7	2.8	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた99件の事例について、虐待を行った職員等(里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。)の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、99件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は111人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「怒りのコントロール不全」、次いで「衝動性」や「養育技術の低さ」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	38	19	16	21	9	8	111
割合	34.2	17.1	14.4	18.9	8.1	7.2	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	53	21	17	9	3	8	111
割合	47.7	18.9	15.3	8.1	2.7	7.2	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	34	21	38	17	30
なし	18	26	16	23	17
不明	59	64	57	71	64
合計	111	111	111	111	111

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、34件であった。

また、全ての項目において「どちらとも言えない」との回答が最も多くなっている。

- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている」、「子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた」で、いずれも5件であった。
- 日課の面では「就寝時間」、「娯楽・テレビの時間」が多い。
発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起こっている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合 計
特定の職員が子どもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	7	16	35	28	1	87
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	8	13	32	31	3	87
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	9	25	43	8	2	87
第三者委員の活用がなさ れ、子どもたちにその役割 を周知している	12	21	44	10	0	87
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	10	27	33	14	3	87
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	8	19	41	17	2	87
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	15	20	32	18	2	87
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	13	17	49	6	2	87

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	2	2	3	4	1	12
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	2	6	1	1	12
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	2	4	3	2	1	12
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	2	4	3	2	1	12
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	1	3	4	3	1	12
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	3	6	1	1	12
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	0	2	5	3	2	12
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	1	2	5	3	1	12

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～(5:00)	7
5:00～(6:00)	0
6:00～(7:00)	2
7:00～(8:00)	4
8:00～(9:00)	3
9:00～(10:00)	5
10:00～(11:00)	2
11:00～(12:00)	2
12:00～(13:00)	1
13:00～(14:00)	5
14:00～(15:00)	2
15:00～(16:00)	0
16:00～(17:00)	4
17:00～(18:00)	6
18:00～(19:00)	2
19:00～(20:00)	9
20:00～(21:00)	6
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	4
23:00～(24:00)	2
合計	71

※回答なし 28

エ 日課

日 課	件数
食事時間	6
配膳・後片付けの時間	4
登校から下校までの時間	3
運動・スポーツ時間	2
娯楽・テレビの時間	23
行事・イベント時	1
外出時	5
無断外出時	0
清掃時間	1
自由時間	9
就寝時間	26
合計	80

※回答なし 19

オ 場所

場 所	件数
居室(個室)	36
居室(ホール等)	36
調理室(台所)	2
浴室	2
トイレ	0
医務室	0
静養室	1
相談室	2
スタッフルーム(職員室)	1
宿直室	1
施設等内の他の建物	4
施設等内の庭・運動場等	1
施設等の外	7
合計	90

※回答なし 9

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は49件(49.5%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は13件(13.1%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は44件(44.4%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は7件(7.1%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	49	13	6	13	18	99
割合	49.5	13.1	6.1	13.1	18.2	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	44	8	5	1	1	1	0	0	0	7	32	99
割合	44.4	8.1	5.1	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	7.1	32.3	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、99件中38件(38.4%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された38件において、学識者をメンバーとしているのは89.5%、医師をメンバーとしているのは60.5%、弁護士をメンバーとしているのは73.7%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	38	61	99
割合	38.4	61.6	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	9	14	15	38
割合	23.7	36.8	39.5	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	13	8	5	3	0	2	2	0	0	1	4	38
割合	34.2	21.1	13.2	7.9	0.0	5.3	5.3	0.0	0.0	2.6	10.5	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	12	11	3	34	23	28	18	24	38
割合	31.6	28.9	7.9	89.5	60.5	73.7	47.4	63.2	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・ 日常の事故報告等がしっかりと作成されていなかった。
- ・ 研修を受講しても、その内容が職員に浸透していなかった。
- ・ 施設長の虐待防止に対する意識が不十分であった。
- ・ マニュアルを策定したが、その活用が不十分であった。
- ・ 経験の浅い職員への指導等が不十分であった。
- ・ 職員間で児童の情報等を共有する仕組みが機能していなかった。
- ・ 特別なケアが求められる児童への対応について、各職員任せになっておりチーム支援が出来ていなかった。
- ・ 職員の採用時の研修が不十分であった。
- ・ 施設内での職員の相談体制が不十分であった。
- ・ 外部からのS V等がケースカンファレンスに参加するなど、児童への支援について客観的な視点を交えて検討する機会が乏しかった。

② 職員等

(感情の問題)

- ・ 家庭での問題を抱えていたり、児童に対する指導が上手くいかず、ストレスを感じていた。
- ・ (発生時) 感情的にイライラしていた。
- ・ 児童への指導にあたって、感情のコントロールが出来なかった。
- ・ 児童への継続的な指導に対して改善が見られず、焦りがあった。

(養育姿勢の問題)

- ・ 特定の児童に対して厳しい態度をとっていた。
- ・ 児童への理解や指導について、施設長としての専門性が低かった。
- ・ 乳幼児に対して大声で叱責するなど、適切な関わりが出来ていなかった。
- ・ 子どもの特性への理解が不十分だった。
- ・ 子どもが日課から外れないようにと焦りがあり、威圧的な態度をとっていた。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応（③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。）

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

（単位：件）

委員会を設置し議論 （検証委員会・再発防止委員会）	権利擁護等の研修への 職員派遣や施設内での 研修を増やし、専門性 の向上を図る	職員会議又はケース検 討会議の回数を増や し、入所児童及び職員 の情報共有を図る	第三者評価又は自己評 価を年度内に複数回行 い、施設運営の改革を 図る	S V体制等の施設内の チームアプローチ態勢 を整える
31	73	56	33	60
子どもの意見を汲みあ げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ 替え、異動等を行う	職員のストレス等の状 況調査を行う	職員の勤務体制の改善 を行う	
52	43	22	31	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件）

各種研修への 参加	S V等の指導 体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な 面接	被害児童 との関係 再構築	心理治療等
39	33	40	21	35	29	6
勤務負担の 軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
8	20	7	3	9	12	

③ 被害児童・保護者への謝罪状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、謝罪していない事例が3事例あった。

（単位：件）

	加害職員が謝罪	施設長が謝罪	加害職員・施設長以外の 職員（児相を含む）が謝罪	謝罪していない	被害児童、保護者 のどちらに対し ても謝罪して いない事例
被害児童	32	47	79	3	3
保護者	11	43	64	7	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・外部委員を入れた検証委員会、運営改善計画委員会等を立ち上げ、現状把握や検証を実施。
- ・施設の透明性を高めるため、定期的に外部機関（施設の第三者委員会等）からの評価を受ける。

- ・施設内に設置した「子どもの権利擁護委員会」において事案を報告し、再発防止策等について検討。
- ・児童相談所を含めたケースカンファレンスを実施。

(S V体制、職員支援体制、自己点検等)

- ・職員による自己点検を実施し、その結果をもとに施設長による面談を実施。
- ・アドバイザーを設置し、新任職員の育成段階に応じた効果的な指導を実施。
- ・全職員にアンケート調査を実施し、支援の振り返りを実施。
- ・副園長、統括主任等の役割の明確化を図り、職員が発信しやすいボトムアップの体制づくりを実施。
- ・施設長による職員との個別面談と、職員のメンタルケアを実施。

(勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・危機管理マニュアルを見直し、周知徹底。
- ・センサーの設置、夜間の見回りを強化。
- ・児童の問題行動発生時の対応（複数人対応、分離等）を徹底。
- ・宿直も含め、職員が一人で勤務することがないように勤務体制を調整。
- ・職員の事務負担を軽減し、児童と向き合う時間を増やすとともに、居室等への見回りを強化。

(研修体制等)

- ・先進的な取組を実施している施設での宿泊研修を実施。
- ・子どもの権利擁護に関する研修の充実。
- ・職層別研修を導入。
- ・体罰や心理的虐待に陥りやすい場面を想定したロールプレイを導入した研修を実施。
- ・職員の不適切対応の防止とスキルアップのため、異性の児童への対応に関する研修を実施。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・職員間での児童の情報を共有するため、児童の記録について電子化を導入。
- ・各種マニュアルについて、職員による定期的な点検と第三者の意見を踏まえた見直しを実施。
- ・ヒヤリハット報告書を作成・記録・分析し、ノウハウを蓄積。

【児童、保護者等への対応】

- ・保護者会を開催し、事案について説明。
- ・意見箱の活用、児童相談所への届出（相談）について、改めて子どもたちに周知。
- ・第三者委員が定期的に施設を訪問して児童の意見を聴くなど、子どもの権利擁護における環境を改善。
- ・定期的に「児童会」を開催し、児童からの意見表明を促進。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

（改善状況の確認等）

- ・本庁所管課職員による、すべての直接処遇職員に対するヒアリング調査の実施。
- ・改善検討委員会に、児童相談所職員が参加、本庁所管課職員がオブザーバーとして参加。
- ・再発防止策の実施について、指導監査及びフォローアップ調査により確認。

（S V体制、職員支援体制の整備等）

- ・里親支援体制を強化し、未委託里親及び委託中の里親のフォローアップ体制を充実。
- ・児童相談所職員と施設職員による定期的な話し合い及び子どもとの面接を徹底。

（研修等）

- ・施設職員に求められる専門性を高めるため、入所児童の権利擁護や援助技術等についての研修を充実し、体系的かつ計画的に実施。
- ・里親に対する研修の充実
- ・被措置児童等虐待や権利擁護について研修等の場で周知。

（その他）

- ・性的問題行動対応マニュアルを策定。

【児童、保護者等への対応】

- ・児童相談所による全児童への面接により、被害状況を確認するとともに、定期的な心理面談の実施等、支援が必要な児童へ対応。
- ・児童相談所職員が、被害児童と面接を行い、現在の心境や今後の援助に対する要望等を聴取。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は53（76.8%）であり、行っていない自治体は16（23.2%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は30（43.5%）であり、していない自治体は39（56.5%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は33（47.8%）であり、していない自治体は36（52.2%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は65（94.2%）であり、していない自治体は4（5.8%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が60（87.0%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が42（60.9%）、連絡先の電話番号を教えている自治体が62（89.9%）、意見箱を設置している自治体が39（56.5%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が23（33.3%）、定期的なアンケートをとっている自治体が6（8.7%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、41（59.4%）であり、実施していない自治体は28（40.6%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、45（65.2%）であった。

	69 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	53	16
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	30	39
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	33	36
4	施設・里親への周知	65	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	68	1
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	60	
②	児童相談所職員が入所前に周知	57	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	48	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	49	
⑤	掲示物等で周知	19	
⑥	その他	7	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	42	
②	届出先の電話番号を教える	62	
③	意見箱の設置	39	
④	第三者委員の連絡先を教える	23	
⑤	定期的なアンケート	6	
⑥	その他	9	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	41	28
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	37	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	8	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	19	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	45	
⑤	その他	17	

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【児童養護施設】

- ・職員の胸ぐらを掴んできた児童に対して、職員が首を押さえて床に倒し、頭を拳骨で1発殴った。
- ・他児に暴力を振るった児童に説諭している際に、職員が児童の足をかけ、児童は転んで頭を打った。
- ・職員が男子児童を叩き、その様子を見ていた女子児童が強い恐怖感を抱いた。
- ・児童からの反発、無視、挑発行為により心理的に追い詰められた状況にあった職員が、児童に足を蹴られたため、追いかけて児童の足を蹴った。
- ・何度も顔を叩いてくる児童に対し、許せないと思い、児童に平手で叩き返した。
- ・他児への暴力や暴言を口頭で注意をしても止めないため、児童を叩いた。
- ・調理中に腕を掴むなどの危険行為があったため、職員が児童の頭を叩いた。
- ・反発する児童を居室に連れて行き、児童にまたがり、足を押さえ、両手をベッドに強く押し付けるなどの行為を複数回行った。
- ・注意をした児童の態度がふざけていて挑発的だと感じた職員が、児童の腹部を拳で1回突いた。
- ・職員が、興奮する児童を別室に移動させて、鍵をかけて閉じ込めた。
- ・職員が、複数の児童に対して腕を叩く、背中を押すように叩くなどの行為をした。
- ・指導員が児童に勉強を教える際に、児童が教材を放り投げるなどの行為を行ったため、押し倒した。
- ・職員が児童に個別指導を行っている際に、職員が感情的になり、平手で頬を数回叩いたり、肩や胸を叩いた。
- ・児童に注意をする際に、職員が児童を床に倒したり、叩いたりした。
- ・お金を盗んだ児童に対し、事態の重大性を理解してもらいたい、児童に裏切られたという思いから、施設長が児童の頬を平手で叩いた。
- ・施設長が、行動抑止のため、複数の児童に対して痛みや苦痛を伴う身体拘束（児童の手を後ろに回す）を行った。
- ・注意・指導を受けている児童の態度に腹を立てた職員が、児童の頭部を拳で殴打した。その後、児童が反省していないと受け取り、さらに掌で児童の腹部を押した。
- ・他児を泣かせた小学生に対し、職員が胸ぐらを掴んで壁に押し付けた。
- ・叱責する際に、児童の頬をつねった。
- ・職員が何度も注意したが改善が見られなかったため、児童を叩く、蹴る、体をぶつけるなどの行為を行った。
- ・児童の言動により感情が高まった職員が、児童の両頬を平手打ちし、拳で右頬を殴り、髪を掴み、足を蹴った。
- ・職員の注意に対し、児童の態度に反省が見られないことに苛立ちを感じ、児童の左頬を平手で叩いた。
- ・職員と他児との話し合いを繰り返し妨害する児童の額を、左手中指の第二関節でノックするように叩いた。
- ・イライラしていた児童が職員を蹴ったところ、職員が児童の腰部を軽く蹴り返した。
- ・暴れている児童を抱き上げて声かけをするが、職員の顔や肩を叩くなどして暴れ続けたため、児童の右

上腕部を噛んだ。

- ・児童と口論になり、双方興奮状態の中、腹を立てた児童のビンタや蹴りに対して、職員もビンタをやり返した。
- ・児童と揉み合いになり、床に押さえ込んだところ、児童の左鎖骨が折れた。
- ・児童の胸ぐらを掴み前に引っ張る、大きな声で呼ぶなどの行為をした。
- ・職員が、髪を引っ張ったり、皿や机を投げたり、物で叩くなどした。
- ・職員が感情的になり冷静な判断ができなくなり、児童の衣服を掴んでロッカーに押し付け肩を叩く、足を払い倒す、児童をベッドに投げ落とすなどがあった。
- ・遊びの延長のつもりで児童を追いかけて腕を掴むなどして動きを止め、スリッパで（音が鳴るくらいの強さで）頭を叩いた。
- ・言い争いの後、イライラした児童から左頬を殴られた職員が、児童の脇腹を殴った。
- ・児童の喧嘩を制止するため、職員が暴れる児童の身体を壁に強く押し付けた。
- ・大声で暴れる児童に対し、職員が拳骨を行い怪我を負わせた。

【児童自立支援施設】

- ・職員が、指導に従わない児童の頭部を叩いた。
- ・指導に従わず反抗的な態度をとる児童に、足払いして頬を左右1回ずつ叩いた。
- ・宿直支援員がストーブ前の立入禁止区域に児童の足が入っていたため、児童の脛上部付近を足で払った。
- ・児童が「嘘をつくのを楽しんでいました」と言ったので、感情的になった職員が児童を足払いして倒した。
- ・反抗的な態度をとった児童の胸ぐらを掴んだ。
- ・児童の言動に腹を立てた職員が、関節技をかけ、児童に全治10日の加療を要する怪我を負わせた。
- ・調理室付近の小屋の屋根に居座った児童に対し、調理員が背後から蹴ったところ、児童が転落し左手の甲に擦り傷を負った。

【里親】

- ・児童に説諭しようとしたが耳を傾けず、どうして分からないのかという思いから、拳骨と平手で児童を叩いた。
- ・自宅のお金を持ち出し、そのことを追及されて嘘をついた里子に腹を立てた里親が、里子の頬や背中を平手で複数回叩いたり、身体を揺すったりした。
- ・里親が児童を爪でつねったり、階段から突き落としたりした。
- ・里親が、言うことを聞かないことを理由に児童の耳をつまみ、児童の耳にあざができた。
- ・児童が興奮したため、里親が寝室に連れて行き往復ビンタをした。
- ・おむつ替えの際に、児童の鼻をかませようとしたところ、児童が嫌がったことに腹を立て、里親が、児童の太ももを叩いた。

【障害児入所施設】

- ・児童に注意した際、児童が笑ったため、児童の臀部を3回叩いた。

- ・興奮して廊下から動かなくなった児童に対し、職員が両手で髪を掴んで引きずって居室に入れた。
- ・他害傾向のある児童に髪を引っ張られた支援員が、児童の髪を掴み返した。

【児童相談所一時保護所】

- ・指導員がふざけている児童を注意するため手に持っていたマジックで児童の額を突いたが、反省する様子が見られなかったため、強い口調で注意しながらさらに強く額を突いた。

2. ネグレクト

【児童養護施設】

- ・児童間の性行為を把握していたにもかかわらず、適切に対応しなかった。

【里親】

- ・里親が幼児である児童を自宅にひとり残して外出し、幼児がひとりでベランダに出て転落した。
- ・里親が、児童が長年にわたり同居している他の児童からわいせつな行為（胸と股を触られる）を受けていたことを把握できていなかった。

3. 心理的虐待

【乳児院】

- ・職員が、泣いている乳幼児に対し、大声で「うるさい、静かにしなさい。泣き止みなさい。」と怒鳴り続けた。

【児童養護施設】

- ・職員が、大きな声で怒鳴る、言葉遣いが悪い、懲罰的な内容の提示物を貼り出すなど、児童に精神的な不安や不快感を抱かせるような不適切な言動や指導を行った。
- ・暴れている児童を落ち着かせるために、職員が児童に対して蹴飛ばす素振りをした。
- ・「頭がおかしい」などの発言をしたり、他児とは差別的な扱いをした。
- ・児童に対し、言葉や態度（殴る振りをする、物を投げつけるなど）による脅かしが繰り返されていた。
- ・特定の児童に対して、頭を軽く叩く、「ブス子」と呼ぶなど厳しく接していた。
- ・施設長による不適切な身体接触（手の甲や太ももを触るなど）や発言に対し、児童が恐怖感や嫌悪感等を示した。
- ・他児との喧嘩の事実を認めない児童を指導する際に、壁を叩くなどの威圧的な行為を行った。
- ・職員の児童に対する言葉遣いや態度が荒く、児童が委縮していた。
- ・児童に対して乱暴な言葉を使うなど、威圧的な言動があった。

【児童自立支援施設】

- ・児童を注意する際に、大声を出し、持っていたほうきの柄を壁に強く打ち付けた。

【ファミリーホーム】

- ・養育者が、児童への暴言、侮辱するような発言があった。

【障害児入所施設】

- ・暴れている児童に対し、強い口調で怒鳴ったり、行き過ぎた行動抑制があった。
- ・児童の行動を叱責する際に、「アホ」など、何度も児童をバカにした発言をした。

【児童相談所一時保護所】

- ・児童の言動に苛立ち、職員が「お前は家に帰りたんだな」、「ここにいないでいいんだよ」などの発言をした。
- ・職員が児童を楽しませようと思い、「児童の顔にペイントする」というルールของเกมを実施したが、参加した児童の中には、嫌な気持ちになったり泣いたりする児童がいた。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・職員が、施設内の洗面所や脱衣所などで、複数回児童と抱き合ったり、キスをした。
- ・職員が児童の就寝時や入浴時に性器を触った。
- ・複数の児童にキスをしたり、寝かしつけの際に身体を触った。
- ・職員が児童と複数回性交渉を行った。
- ・就寝時に職員が恋愛感情を抱いた児童の居室に行き、複数回キスをした。
- ・児童が入所中、夜間に児童と一緒に寝ていたなどの不適切な対応があり、また、施設退所後に児童と会い、性的な関係があった。
- ・寝かしつけの際に、児童の服の上から脇や胸などを触る行為を繰り返した。
- ・空いている居室に児童を連れ出し、カメラで児童の着替えを撮影した。
- ・児童との遊びの中で、ズボンの上から性器を掴んだり、引っ張ったりした。
- ・職員が児童の下着に手を入れ、陰部等を触った。
- ・部活動後の職員による児童へのマッサージが、次第にエスカレートし不適切な行為に至った。
- ・児童を施設外に呼び出し、キスをしたり身体を触るなどの行為をした。
- ・夜勤時に、一人で勉強していた児童にキスをしたり、外で会うなどした。
- ・児童のアルバイト送迎時に、児童にキスをする、身体を触るなど不適切な身体接触を行った。
- ・宿直の職員が、深夜に児童の居室に侵入し、無理矢理キスをした後、性交渉を行った。

【里親】

- ・里親が児童に自らの身体を触らせたり、キスをするなど不適切な行為を行った。
- ・里親が児童に自らの身体を触らせたり、児童の性器や胸を触るなど不適切な行為を行った。

【障害児入所施設】

- ・複数の児童に、性器を触るなどのわいせつな行為を行い、その様子を携帯電話で動画撮影した。

- ・児童の居室で、マスターベーションを教えるとして、複数回直接性器に触れた。
- ・児童の居室で、職員が児童に対してわいせつな行為を行った。

【一時保護委託】

- ・一時保護委託された児童に、施設内の宿直室等でわいせつな行為に及び、一時保護委託解除後には職員の自宅に招き入れ、わいせつな行為を行った。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～29年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福

社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

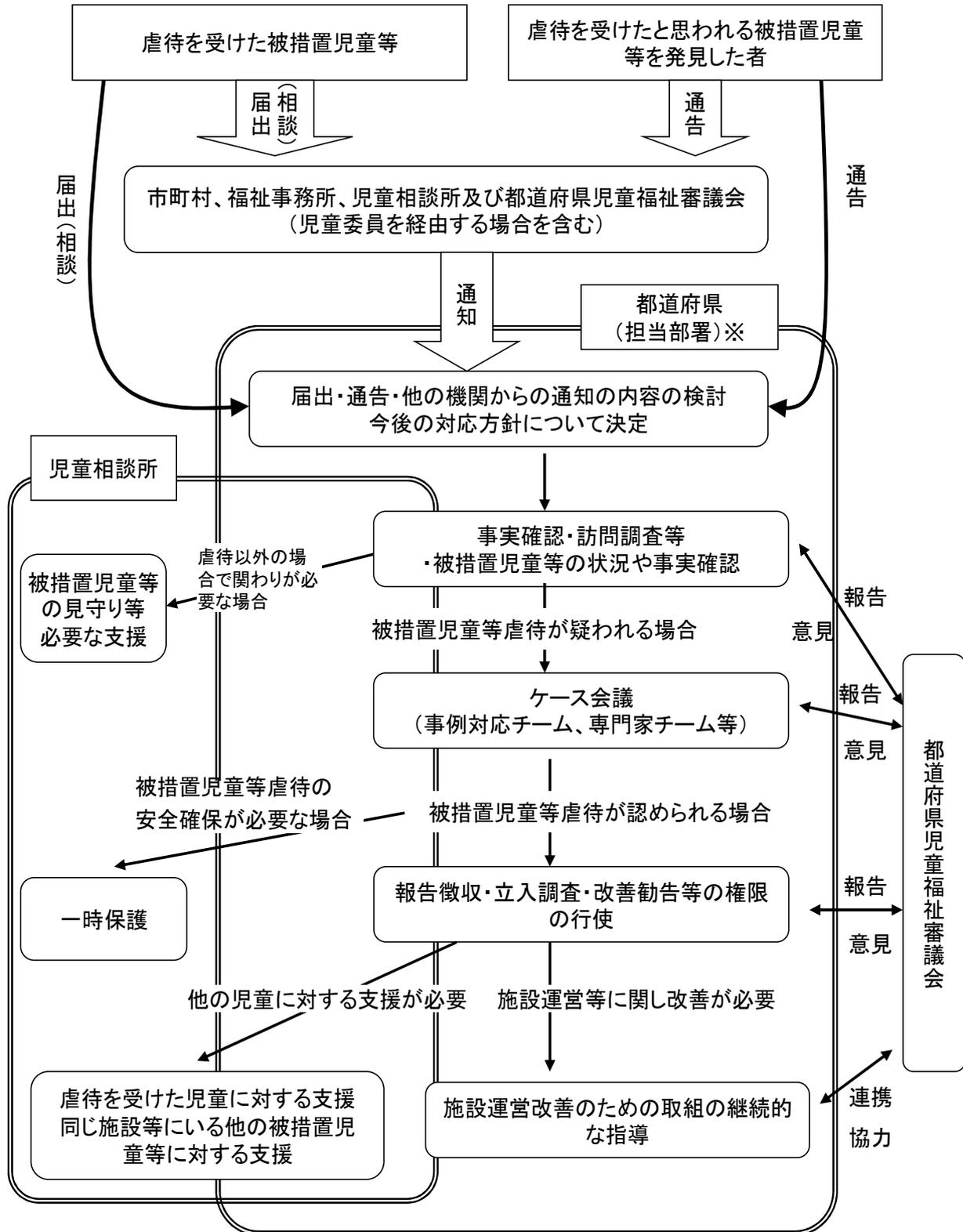
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

1. 調査目的等

<調査目的>

全国の児童養護施設や里親家庭等で起きている、特に子ども間で発生する性的な問題の実態把握を中心に調査を行い問題の発生予防に資することを目的として実施。

<対象とした性的問題>

直接的な身体接触、非接触、具体的行為や被害内容が不明のままの疑い事案、加害－被害の関係ははっきりしないが、何らかの指導を要すると判断された事例までを含める。

2 - ① 社会的養護関係施設調査結果（回収率73.5%）

平成29年度に施設で生じた子ども間の問題のうち、性的な問題がみられた事例について

■ 把握した問題の施設別件数及び性的な問題の当事者となった子どもの人数（実人数ベース）

施設種別	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設	合計
件数	544件	60件	46件	15件	22件	687件
人数	1005人	117人	77人	20人	61人	1280人
回答数	445施設	37施設	50施設	83施設	148施設	763施設

2 - ② 一時保護所調査結果（回収率78.8%）

平成29年度に一時保護所で生じた子ども間の問題のうち、性的な問題がみられた事例について

■ 把握した問題の件数及び性的な問題の当事者となった子どもの人数（実人数ベース）

	件数	性的な問題の当事者となった子どもの数	回答数
一時保護所	34件	74人	108か所

2-③ 児童相談所調査結果（回収率76.4%）

平成29年度に里親・ファミリーホームで生じた子ども間の問題のうち、性的な問題がみられた事例について

■ 把握した問題の件数

里親・ファミリーホーム（児童相談所が把握した件数：回答数162カ所）	
管内の里親で生じた性的な問題を把握した件数	7件
管内のファミリーホームで生じた性的な問題を把握した件数	4件

■ 性的な問題の当事者となった子どもの人数（実人数ベース）

	里親	ファミリーホーム
人 数	10人	7人

2-④ 自治体調査結果（回収率100%）

■ 平成29年度に、自治体内で子ども間で生じる問題を把握した件数及び当該問題に関わった子どもの実人数

子ども間で生じる問題の件数（有効回答数：66）	408件	
うち、問題等の内容別の件数（複数の問題が含まれる場合は両方に計上）	A.性的な問題が含まれる件数	250件
	B.暴力の問題が含まれる件数	133件
	C.心理的な問題、いじめが含まれる件数	30件

子ども間で生じる問題に関わった子どもの実人数（有効回答数：61）	983人	
うち、問題等の内容別の実人数（複数の問題が含まれる場合は両方に計上）	A.性的な問題が含まれる問題に関わった実人数	649人
	B.暴力の問題が含まれる問題に関わった実人数	281人
	C.心理的な問題、いじめが含まれる問題に関わった実人数	76人

3. 今後の取組

社会的養護の受け皿のどの種別においても把握されているという実態が明らかになったことを踏まえ、子ども達が信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができるよう、以下の取組を進める。

① 個々の現場で取り組めるマニュアル・チェックリスト等の作成

- ・ 本調査研究で得られたデータを活用し、問題発生時の状況、施設の取組内容、個々の子どもの状況や特性が、問題の把握件数とどのような関連性や影響があるか、分析等を行う。
- ・ その上で、問題発生の際の潜在的リスクの予測や実効的な予防策等、個々の現場で取り組めるマニュアルやチェックリスト等の成果物を作成する。

② 施策の推進

- ・ 一人ひとりの子どものニーズに応じた個別的ケアを適切に進めていくために、施設の小規模かつ地域分散化や里親委託の推進といった「家庭養育優先の原則」を、体制の整備や専門性の向上とともに実現していく。

児童虐待防止対策の状況について

目次

□主要データ

・虐待相談対応件数の推移、その内訳、相談経路	1
・死亡事例の推移	2
・虐待相談対応件数、一時保護件数、施設入所件数	3
・市町村の虐待相談対応件数の推移	4
・虐待相談の経路別件数の割合（児相・市町村別）	5

□児童相談所関係

・概要	6
・専門職関係（児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師、警察との連携等）	7
・機能分化	33
・臨検・捜索	34
・保護者指導	35
・管轄人口	36
・中核市関係	37
・一時保護関係	41
・協同面接関係	47
・189	50

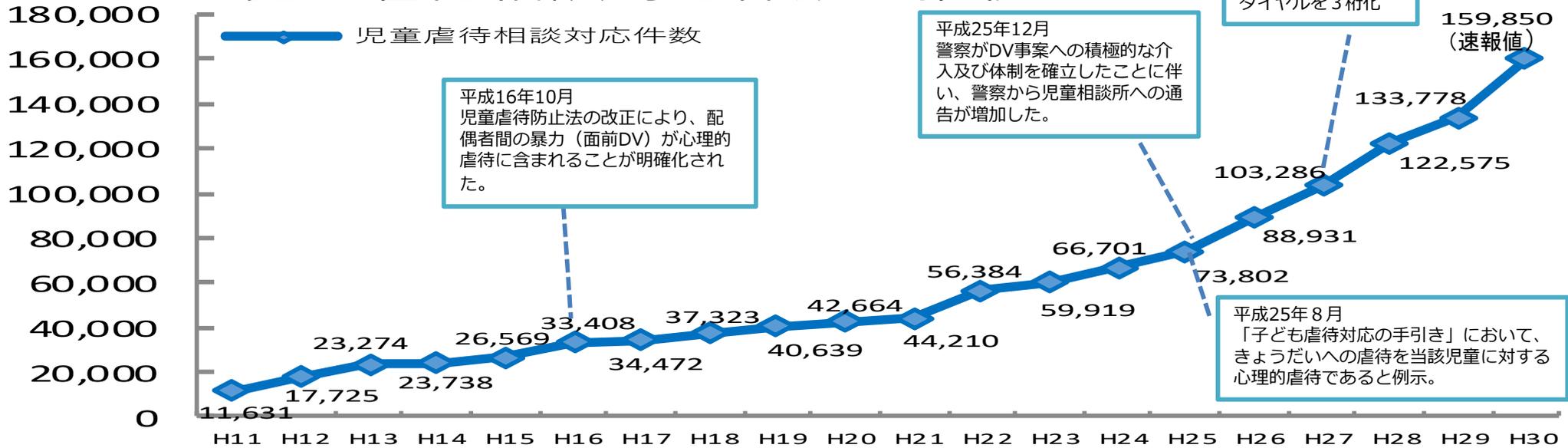
□市町村その他の機関関係、その他

・市町村における支援体制の全体イメージ	51
・子育て世代包括支援センター関係	52
・市区町村子ども家庭総合支援拠点関係	53
・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業	57
・要保護児童対策地域協議会関係	59
・社会的養護	63
・DV対策関係	73
・体罰関係	76

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

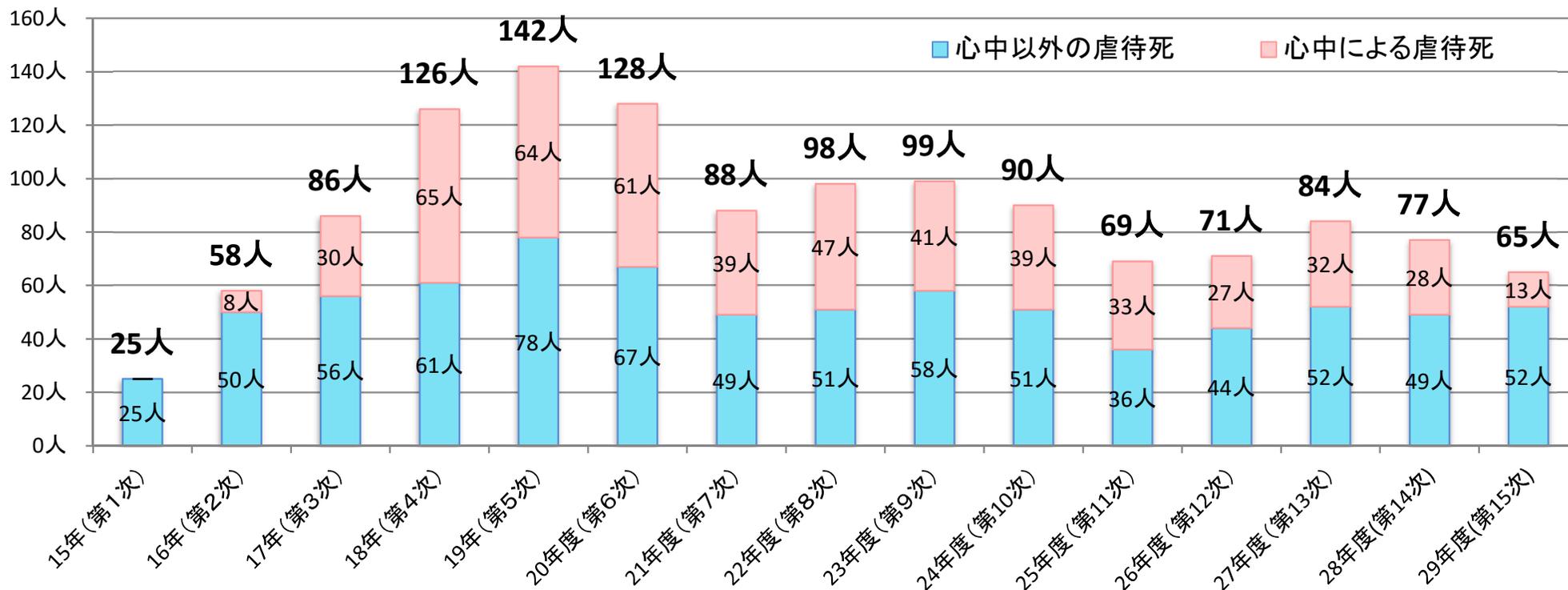
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成30年度	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (2%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,168)	18,138 (11%) (+2,888)	159,850 (100%) (+26,072)

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第15次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 735例、779人】

- 0歳児の割合は47.9%、中でも0日児の割合は19.1%。さらに、3歳児以下の割合は77.2%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.1%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況が25%強に見られている。
(※第3次報告から第15次報告までの累計)
- 家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39.1%であった。(※第2次報告から第15次報告までの累計)

平成29年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 133,778件※1

一時保護 21,268件※2

施設入所等 4,579件※3、4



内訳															
児童養護施設 2,396件				乳児院 800件				里親委託等 593件				その他施設 790件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度				28年度				28年度				28年度			
2,651件				773件				568件				853件			

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（実数）

※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成29年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）

※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）

※4 平成29年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,633件

○ 平成29年度の児童福祉法第28条第1項
第1号及び第2号による措置 承認件数 182件

市町村児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。

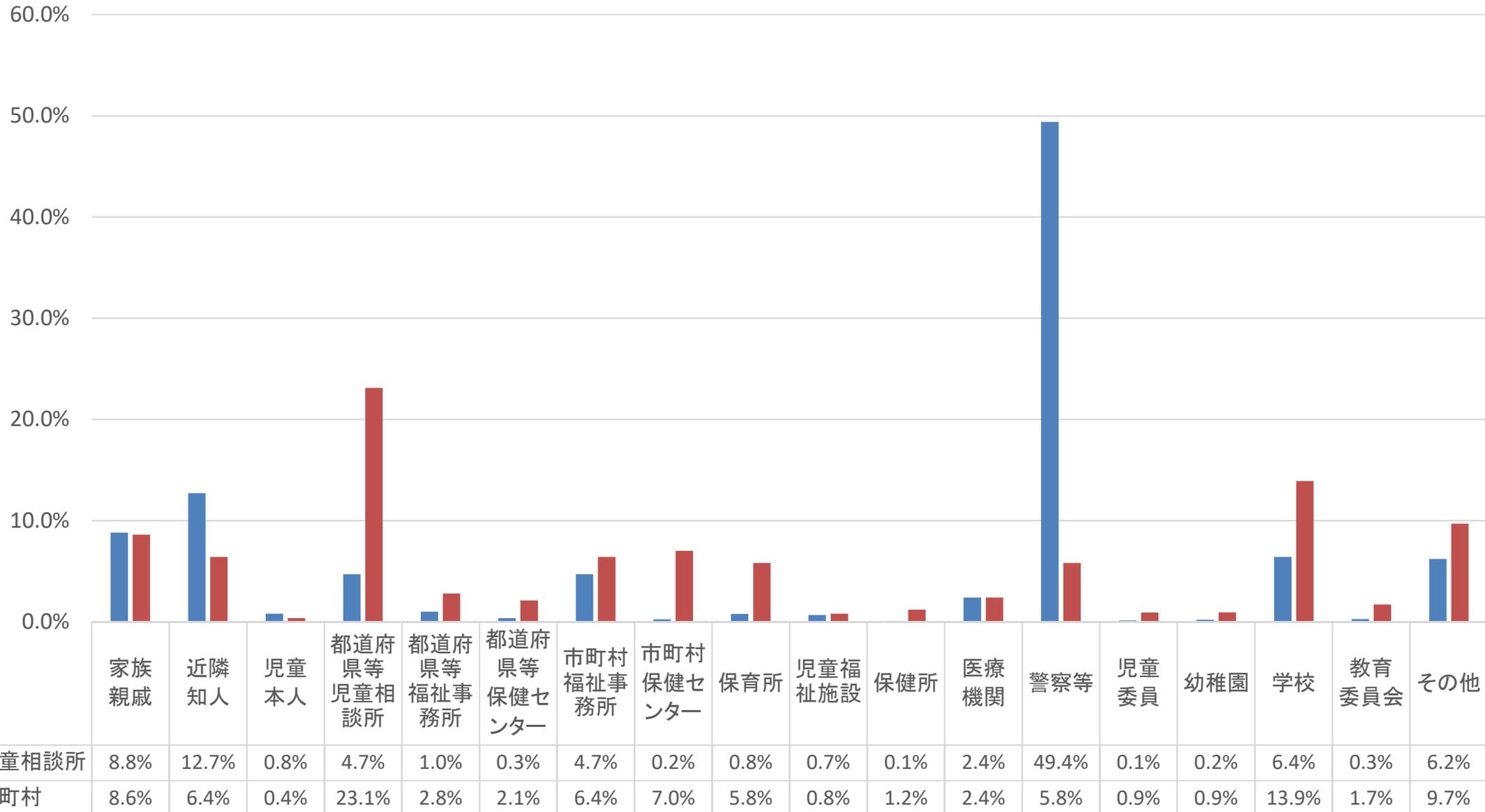


※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典:福祉行政報告例】

平成29年度児童虐待相談の経路別件数の割合（児童相談所・市町村別）

- 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、警察等が49.4%と最も多くなっている。
- 市町村に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、児童相談所が23.1%と最も多くなっている。



児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの安全を確保するとともにその権利擁護を図る。

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市・明石市)
- 全国215か所(平成31年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 14, 159人(平成31年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 3, 817人(うち児童福祉司スーパーバイザー 731人)
・ 児童心理司 1, 570人 ・ 医師 664人 ・ 保健師 143人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童福祉司の概要

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。(児童福祉法第13条第1項等)

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第8項)

5 人数等

- 全国の児童相談所に 3,817名(平成31年4月1日現在、任用予定含む)配置されている。
- 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。(児童福祉法第13条第2項)

※政令で定める基準:児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行う。(令和4年度までの間は経過措置を設ける。)

平成31年度 児童福祉司の配置状況について (平成31年4月1日時点)

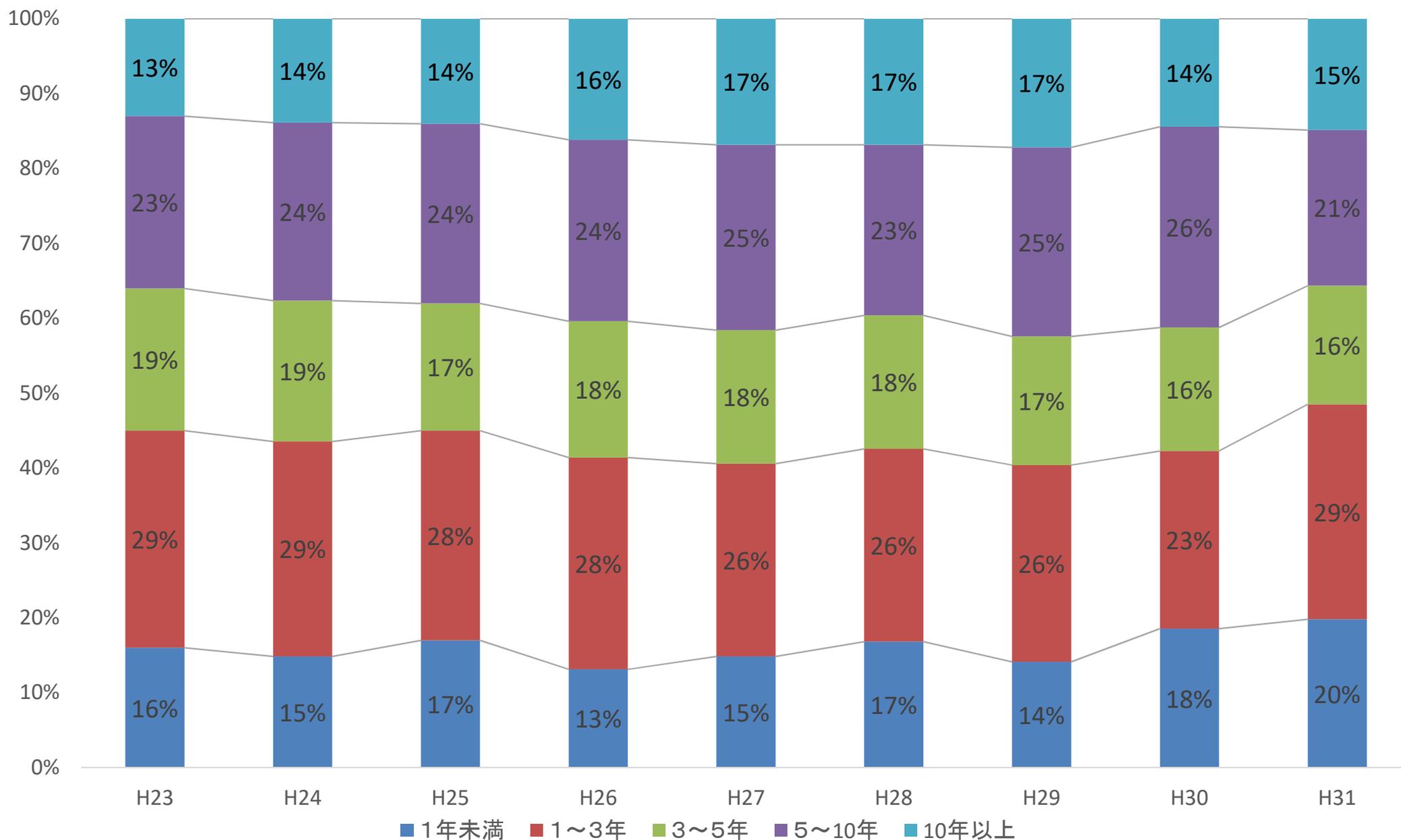
	配置員数
北海道	89
青森県	46
岩手県	43
宮城県	32
秋田県	29
山形県	28
福島県	50
茨城県	75
栃木県	38
群馬県	52
埼玉県	203
千葉県	171
東京都	274
神奈川県	117
新潟県	46
富山県	23
石川県	21
福井県	22
山梨県	23
長野県	56
岐阜県	55
静岡県	58
愛知県	139
三重県	57

	配置員数
滋賀県	44
京都府	47
大阪府	199
兵庫県	101
奈良県	31
和歌山県	32
鳥取県	20
島根県	26
岡山県	36
広島県	51
山口県	38
徳島県	25
香川県	37
愛媛県	35
高知県	30
福岡県	80
佐賀県	22
長崎県	35
熊本県	29
大分県	35
宮崎県	29
鹿児島県	42
沖縄県	50

	配置員数
札幌市	39
仙台市	27
さいたま市	49
千葉市	29
横浜市	132
川崎市	62
相模原市	30
新潟市	22
静岡市	21
浜松市	26
名古屋市	106
京都市	58
大阪市	111
堺市	41
神戸市	40
岡山市	23
広島市	30
北九州市	25
福岡市	39
熊本市	31
横須賀市	21
金沢市	14
明石市	20
合計	3,817

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員・市町村担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

児童福祉司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H29 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H30 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

※ H31 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

児童福祉司の任用要件

基礎資格	医師 社会福祉士 精神保健 福祉士	都道府県 知事の指定する 養成校を卒業 又は 都道府県 知事の指定する 講習会の課程を 修了した者	大学で 心理学、 教育学、 社会学を 専修し卒業	助産師 教員(1種) 保健師	看護師 保育士 教員(2種)	児童 指導員	社会福祉主事(※1)		
実務経験	—	—	相談援助 業務 (指定施設で 1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年 以上)	児童福 祉事業 (2年以 上(※2))	児童福祉事業 + 児童相談所 所員経験 (合計2年以上 (※3))	児童福祉 事業 (3年以 上(※3))
指定講習会 の要否	—	—	—	○	○	○	○	○	○
人数 3,817人 (100%)	1,717人 (45.0%)	271人 (7.1%)	1,156人 (30.3%)	177人 (4.6%)		16人 (0.4%)	480人 (12.6%)		

※1 社会福祉主事: 年齢20歳以上の者で以下のいずれかに該当するもの

① 大学、高等学校、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

(社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上)

② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

③ 社会福祉士

④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2 社会福祉主事としての経験

※3 社会福祉主事たる資格を得た後の経験

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	計
北海道		34		19	16	20	89
青森県		5		12	27	2	46
岩手県		16		19	4	4	43
宮城県	4	10		10		8	32
秋田県		4		6	17	2	29
山形県	1	19		6	2		28
福島県		23		22	5		50
茨城県	2	25		38	2	8	75
栃木県	11	11		1		15	38
群馬県	18	8		13	5	8	53
埼玉県	3	52		136		12	203
千葉県	11	64		51	2	43	171
東京都	15	91		109	1	58	274
神奈川県		109		8			117
新潟県		46					46
富山県	2	7		10		4	23
石川県	1	9		9		2	21
福井県		11		10		1	22
山梨県	6			12		5	23
長野県		9		40	5	2	56
岐阜県	1	23		28		3	55
静岡県	8	22		15		13	58
愛知県	11	35		86	4	3	139
三重県	15	17		14	10	1	57
滋賀県		20		13	10	1	44
京都府	4	7		19	2	15	47
大阪府	6	59		121	2	11	199
兵庫県	6	35		26	16	18	101
奈良県	4	17		5	5		31
和歌山県		7		19	5	1	32
鳥取県		5		12		3	20
島根県		13		8	4	1	26
岡山県		16		18		2	36
広島県		24		9	6	12	51
山口県		7		1	14	16	38

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	計
徳島県		10		6	4	5	25
香川県		20		14		3	37
愛媛県	1	1		9	15	9	35
高知県	5	6		16	2	1	30
福岡県	18	8		33	11	10	80
佐賀県	6	2		9		5	22
長崎県		13		17	5		35
熊本県	4	3		10	10	2	29
大分県	7	4		9		15	35
宮崎県	5	10		12	2		29
鹿児島県	1	8		15	18		42
沖縄県		15		34	1		50
札幌市		19		19		1	39
仙台市	1	1		16	6	3	27
さいたま市	10	2		28	4	5	49
千葉市		10		17	2		29
横浜市	4	43		80	3	2	132
川崎市		1		56	3	2	62
相模原市		2		23	5		30
新潟市				17	2	3	22
静岡市	7	2			2	10	21
浜松市	10			13		3	26
名古屋市	29	26		38	5	8	106
京都市	2	8		4	15	29	58
大阪市		17		72	16	6	111
堺市		1		28	7	5	41
神戸市	1	19		17		3	40
岡山市	8			15			23
広島市	2	7		10	10	1	30
北九州市	18	5		2			25
福岡市	3			27		9	39
熊本市				22	4	5	31
横須賀市				11	5	5	21
金沢市		2		10		2	14
明石市				5		15	20
合計	271	1,125	0	1,639	321	461	3,817

児童福祉法 第13条 第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

②児童福祉司の各任用区分の人数(児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分)

児福法規則 第6条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの	6
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	24
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	1
4号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）	11
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	67
6号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	49
7号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	0
8号	看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	6
9号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	88
10号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	34
11号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間	132
12号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）	27
13号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	16
計		461

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

1 スーパーバイザーの位置づけ ※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)による改正

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

(児童福祉法第13条第5項)

2 スーパーバイザーの主な業務内容(児童相談所運営指針)

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 スーパーバイザーの要件

- ・ 児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。(児童福祉法第13条第6項)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。(令和4年4月1日施行)

4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第9項)

※ 「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5 人数等

- 全国の児童相談所に731名(平成31年4月1日現在)配置されている。
- 指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。
(児童福祉法第13条第7項)

※ 政令で定める基準:指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、児童福祉司(スーパーバイザー以外)5人につき1人以上であること【参酌基準】(児童福祉法施行令第3条第2項)

平成31年度 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について（平成31年4月1日時点）

	配置員数
北海道	17
青森県	7
岩手県	6
宮城県	7
秋田県	3
山形県	4
福島県	9
茨城県	14
栃木県	8
群馬県	9
埼玉県	43
千葉県	29
東京都	57
神奈川県	15
新潟県	9
富山県	5
石川県	4
福井県	4
山梨県	4
長野県	13
岐阜県	9
静岡県	10
愛知県	27
三重県	4

	配置員数
滋賀県	10
京都府	6
大阪府	49
兵庫県	9
奈良県	6
和歌山県	6
鳥取県	5
島根県	8
岡山県	8
広島県	14
山口県	7
徳島県	5
香川県	7
愛媛県	3
高知県	9
福岡県	24
佐賀県	5
長崎県	9
熊本県	4
大分県	8
宮崎県	6
鹿児島県	5
沖縄県	12

	配置員数
札幌市	8
仙台市	5
さいたま市	7
千葉市	5
横浜市	30
川崎市	12
相模原市	8
新潟市	3
静岡市	2
浜松市	6
名古屋市	30
京都市	13
大阪市	19
堺市	9
神戸市	7
岡山市	4
広島市	3
北九州市	3
福岡市	8
熊本市	4
横須賀市	3
金沢市	0
明石市	0
合計	731

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程 （修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、 または3日程を2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童福祉法第12条の3）

○医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる

- ・ 公認心理師
- ・ 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

4 人数

全国の児童相談所に 1,570名（平成31年4月1日現在）配置されている。

平成31年度 児童心理司の配置状況について (平成31年4月1日時点)

	配置員数
北海道	48
青森県	20
岩手県	19
宮城県	22
秋田県	14
山形県	9
福島県	20
茨城県	38
栃木県	15
群馬県	24
埼玉県	55
千葉県	99
東京都	134
神奈川県	33
新潟県	10
富山県	14
石川県	16
福井県	11
山梨県	12
長野県	23
岐阜県	20
静岡県	24
愛知県	59
三重県	23

	配置員数
滋賀県	20
京都府	25
大阪府	47
兵庫県	45
奈良県	12
和歌山県	11
鳥取県	11
島根県	19
岡山県	21
広島県	19
山口県	21
徳島県	11
香川県	14
愛媛県	18
高知県	12
福岡県	27
佐賀県	12
長崎県	13
熊本県	14
大分県	17
宮崎県	12
鹿児島県	22
沖縄県	13

	配置員数
札幌市	18
仙台市	18
さいたま市	19
千葉市	20
横浜市	27
川崎市	31
相模原市	15
新潟市	11
静岡市	10
浜松市	14
名古屋市	25
京都市	12
大阪市	37
堺市	8
神戸市	16
岡山市	11
広島市	15
北九州市	9
福岡市	23
熊本市	13
横須賀市	7
金沢市	5
明石市	8
合計	1,570

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童心理司の発令を受けている者を含む。

児童相談所長の資格区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
北海道		6		2		8
青森県			1	1	4	6
岩手県		2			1	3
宮城県			1	1	1	3
秋田県				3		3
山形県		2				2
福島県		2		1	1	4
茨城県			1	2		3
栃木県				3		3
群馬県				3		3
埼玉県			1	3	3	7
千葉県		4		2		6
東京都	1	1	6	2	1	11
神奈川県				5		5
新潟県		3	1	1		5
富山県		2				2
石川県		1		1		2
福井県		2				2
山梨県				2		2
長野県		1	1	3		5
岐阜県		2	1	2		5
静岡県		1	2	2		5
愛知県	1	2	1	5	1	10
三重県		2		4		6
滋賀県				3		3
京都府				3		3
大阪府	1	3	1	1		6
兵庫県		1		1	3	5
奈良県			2			2
和歌山県			1		1	2
鳥取県			2	1		3
島根県		2	1	1		4
岡山県		2		1		3
広島県			1	2		3
山口県		1		5		6

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
徳島県	1				2	3
香川県		2				2
愛媛県				2	1	3
高知県				1	1	2
福岡県				6		6
佐賀県				2		2
長崎県		2				2
熊本県				1	1	2
大分県			1	1		2
宮崎県			1	2		3
鹿児島県				3		3
沖縄県		1		1		2
札幌市				1		1
仙台市				1		1
さいたま市					1	1
千葉市				1		1
横浜市			1	3		4
川崎市				3		3
相模原市				1		1
新潟市				1		1
静岡市				1		1
浜松市				1		1
名古屋市				3		3
京都市				2		2
大阪市		1	1			2
堺市				1		1
神戸市					1	1
岡山市				1		1
広島市				1		1
北九州市					1	1
福岡市	1					1
熊本市					1	1
横須賀市				1		1
金沢市			1			1
明石市				1		1
合計	5	48	29	108	25	215

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉法第12条の3第2項	内容
1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3号	社会福祉士
4号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

※平成31年4月1日時点の人数

児童相談所長の各資格区分の人数(児童福祉法第12条の3第2項第5号に該当する者の区分)

児福法規則 第2条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
2号	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1
3号	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	0
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	0
6号	児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	9
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	3
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	3
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	2
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
7号	社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	15
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	9
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	2
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	4
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	0
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
計		25

※平成31年4月1日時点の人数

児童相談所における弁護士の活用状況等 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

平成31年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※ (配置割合 (÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数))
	箇所数	人数	箇所数	人数	
215 箇所	11 箇所 (5.1%)	14 人	94 箇所 (43.7%)	156 人	110 箇所 (51.2%)

(※) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県(1箇所、1人)、福岡県(1箇所、1人)、横浜市(1箇所、1人)、川崎市(1箇所、1人)、新潟市(1箇所、3人(本庁と兼任))、名古屋市(3箇所、3人)、大阪市(1箇所、1人)、福岡市(1箇所、1人)、明石市(1箇所、2人)

<参考> これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数))
		箇所数	人数	箇所数	人数	
平成30年4月1日	211 箇所※	7 箇所 (3.3%)	9 人	85 箇所 (40.3%)	136 人	119 箇所 (56.4%)
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所 (2.9%)	6 人	82 箇所 (39.0%)	105 人	122 箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209 箇所	4 箇所 (1.9%)	4 人	31 箇所 (14.8%)	47 人	174 箇所 (83.3%)

(※) 名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

弁護士配置等に係る財政的支援

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 (令和元年度予算 169億円)

法的対応機能強化事業 児童相談所1箇所あたり 約780万円

(平成29年度以降 約780万円 ← 平成28年度 約310万円 ← 平成27年度以前 約56万円)

平成31年度 弁護士の配置状況について

	合計				合計		
	常勤	非常勤	常勤		非常勤		
北海道	9	0	9	徳島県	4	0	4
青森県	1	0	1	香川県	4	0	4
岩手県	4	0	4	愛媛県	0	0	0
宮城県	0	0	0	高知県	3	0	3
秋田県	0	0	0	福岡県	1	1	0
山形県	1	0	1	佐賀県	4	0	4
福島県	4	0	4	長崎県	0	0	0
茨城県	10	0	10	熊本県	1	0	1
栃木県	1	0	1	大分県	20	0	20
群馬県	3	0	3	宮崎県	0	0	0
埼玉県	7	0	7	鹿児島県	2	0	2
千葉県	6	0	6	沖縄県	6	0	6
東京都	18	0	18	札幌市	0	0	0
神奈川県	5	0	5	仙台市	0	0	0
新潟県	3	0	3	さいたま市	0	0	0
富山県	0	0	0	千葉市	2	0	2
石川県	0	0	0	横浜市	1	1	0
福井県	0	0	0	川崎市	3	1	2
山梨県	3	0	3	相模原市	1	0	1
長野県	2	0	2	新潟市	3	3	0
岐阜県	0	0	0	静岡市	0	0	0
静岡県	4	0	4	浜松市	1	0	1
愛知県	0	0	0	名古屋市	3	3	0
三重県	1	0	1	京都市	0	0	0
滋賀県	0	0	0	大阪市	1	1	0
京都府	0	0	0	堺市	0	0	0
大阪府	0	0	0	神戸市	0	0	0
兵庫県	0	0	0	岡山市	6	0	6
奈良県	5	0	5	広島市	0	0	0
和歌山県	1	1	0	北九州市	1	0	1
鳥取県	0	0	0	福岡市	1	1	0
島根県	4	0	4	熊本市	0	0	0
岡山県	5	0	5	横須賀市	1	0	1
広島県	2	0	2	金沢市	0	0	0
山口県	0	0	0	明石市	2	2	0
				合計	170	14	156

大阪府の児童相談所における法的対応体制について

児童虐待等危機介入援助チーム(H12年度～)

- 約100名の弁護士と、約20名の医師が在籍(H31.2.1現在)
- 各児童相談所に配置している2～3名の担当弁護士に加え、多数のフリー弁護士により構成。
 - ⇒ 児童相談所の職員は、まずは担当弁護士に相談。相談内容を専門とする弁護士がチーム内にいる場合には、担当弁護士が必要に応じて当該専門の弁護士に応援を依頼。
 - ⇒ 担当弁護士の紹介を通じて、将来有望な若手弁護士をチームの一員として委嘱。

この体制によるメリット

- 担当弁護士を配置することにより、スムーズな連携が可能。
- 担当弁護士に加えて、多数のフリー弁護士と契約することで、事例内容に合わせて、様々な専門分野(外国籍の児童、少年事件、医療関係など)に詳しい弁護士に相談を行うことが可能。
- ベテラン弁護士と若手弁護士が一緒になって活動することで、児童福祉に造詣の深い弁護士を養成、後進の育成につながるため、将来にわたって持続可能なシステムとなる。

活動実績(H27～H29)

- 大阪府危機介入等援助チーム委員の弁護士活動した時間数は、3年間で約28,300時間
- 1年平均では、約9,400時間となるため、これを常勤弁護士の勤務時間数で割り返すと、約5.5人分相当
 - ※ 大阪府所管の児童相談所は6か所

児童相談所における医師・保健師の配置状況

(児童相談所数 215か所)

○医師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
197か所 (91.6%) (参考) 常勤配置 30か所 (14.0%) 非常勤配置 184か所 (85.6%)	18か所 (8.4%)

○保健師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
119か所 (55.3%) (参考) 常勤配置 102か所 (47.4%) 非常勤配置 22か所 (10.2%)	96か所 (44.7%)

※ 医師・保健師両方配置児童相談所数 : 108か所 (50.2%)

平成31年度 医師又は保健師の配置状況について (平成31年4月1日時点)

	医師	保健師
北海道	27	0
青森県	6	0
岩手県	6	0
宮城県	6	3
秋田県	6	3
山形県	10	1
福島県	12	0
茨城県	10	3
栃木県	11	0
群馬県	11	3
埼玉県	34	0
千葉県	31	0
東京都	65	11
神奈川県	9	5
新潟県	18	0
富山県	13	0
石川県	14	3
福井県	7	0
山梨県	8	2
長野県	10	3
岐阜県	8	0
静岡県	6	5
愛知県	20	9
三重県	2	5
滋賀県	10	4

	医師	保健師
京都府	8	0
大阪府	20	3
兵庫県	12	0
奈良県	7	1
和歌山県	2	0
鳥取県	4	3
島根県	14	3
岡山県	20	3
広島県	14	0
山口県	11	1
徳島県	8	0
香川県	2	2
愛媛県	6	1
高知県	16	2
福岡県	11	3
佐賀県	5	2
長崎県	6	2
熊本県	14	2
大分県	6	10
宮崎県	7	3
鹿児島県	10	0
沖縄県	7	0
札幌市	4	5
仙台市	4	2
さいたま市	5	1

	医師	保健師
千葉市	13	1
横浜市	4	10
川崎市	9	3
相模原市	5	1
新潟市	2	1
静岡市	0	1
浜松市	0	1
名古屋市	0	3
京都市	4	0
大阪市	11	3
堺市	6	1
神戸市	3	1
岡山市	7	1
広島市	2	1
北九州市	2	0
福岡市	3	2
熊本市	8	1
横須賀市	2	0
金沢市	0	0
明石市	0	3
合計	664	143

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成31年度 医師の配置状況について（平成31年4月1日時点）

自治体名	医師の配置員数		
	(H31.4.1現在)	常勤職員数	非常勤職員数
北海道	27	0	27
青森県	6	2	4
岩手県	6	0	6
宮城県	6	6	0
秋田県	6	0	6
山形県	10	0	10
福島県	12	0	12
茨城県	10	0	10
栃木県	11	0	11
群馬県	11	0	11
埼玉県	34	1	33
千葉県	31	0	31
東京都	65	6	59
神奈川県	9	0	9
新潟県	18	0	18
富山県	13	2	11
石川県	14	0	14
福井県	7	0	7
山梨県	8	1	7
長野県	10	0	10
岐阜県	8	0	8
静岡県	6	0	6
愛知県	20	2	18
三重県	2	1	1
滋賀県	10	0	10
京都府	8	0	8
大阪府	20	2	18
兵庫県	12	0	12
奈良県	7	0	7
和歌山県	2	1	1
鳥取県	4	0	4
島根県	14	0	14
岡山県	20	0	20
広島県	14	1	13
山口県	11	0	11

自治体名	医師の配置員数		
	(H31.4.1現在)	常勤職員数	非常勤職員数
徳島県	8	0	8
香川県	2	0	2
愛媛県	6	0	6
高知県	16	2	14
福岡県	11	0	11
佐賀県	5	0	5
長崎県	6	1	5
熊本県	14	0	14
大分県	6	0	6
宮崎県	7	0	7
鹿児島県	10	1	9
沖縄県	7	0	7
札幌市	4	0	4
仙台市	4	0	4
さいたま市	5	0	5
千葉市	13	0	13
横浜市	4	4	0
川崎市	9	0	9
相模原市	5	0	5
新潟市	2	0	2
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	4	4	0
大阪市	11	4	7
堺市	6	0	6
神戸市	3	1	2
岡山市	7	1	6
広島市	2	2	0
北九州市	2	0	2
福岡市	3	1	2
熊本市	8	0	8
横須賀市	2	0	2
金沢市	0	0	0
明石市	0	0	0
合計	664	46	613

児童虐待への対応における警察との連携強化

取組状況

【情報共有の強化】

- 児童相談所・市町村から警察に情報提供する事案の明確化
- 警察が110番通報等により児童虐待が疑われる事案を覚知した際の児童相談所・市町村における過去の対応状況の照会への回答・情報提供の実施
- 児童相談所が立入調査、臨検・搜索等を実施する場合の警察への情報提供、援助要請の実施
- 警察から通告・情報提供がなされた事案等に係るその後の支援等の情報提供の実施 等

➤ 警察との間で情報共有に係る協定等を締結している自治体数

※児童相談所設置自治体（69都道府県市）を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

平成30年6月28日時点	平成31年2月25日時点
57自治体（82.6%）	➔ 67自治体（97.1%）

- ・平成30年6月の調査以降、新たに協定等を締結した自治体：10自治体
内容の見直し等を行った自治体：23自治体

➤ 児童相談所が対応している児童虐待ケースを警察と全件共有している自治体数

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

10/69自治体（14.5%）

茨城県、群馬県、埼玉県（さいたま市を除く）、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）、岐阜県、愛知県、名古屋市、大阪府（大阪市、堺市を除く）、高知県、大分県

※赤字は平成30年6月以降に全件情報共有を開始した自治体

➤ 児童相談所から警察への援助要請 **345件**（平成29年度中）

※出典：福祉行政報告例

【人事交流・合同研修等】

- 児童相談所への現職警察官、警察官OBの配置促進
- 具体的事例を想定したケース検討、立入調査や臨検・搜索等に関するロールプレイを行うなどの児童相談所と警察の合同研修の実施 等

➤ 児童相談所と警察の人事交流状況

全国の児童相談所(215か所)のうち**148か所(68.8%)**に、警察官 **44名**、警察官OB **216名**、計**260名**が配置されている（平成31年4月1日現在）

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

➤ 児童相談所と警察が実施した合同研修

62/69自治体(89.9%) 合計94回（平成29年度中）

※ 合同研修の内容は、立入調査、臨検・搜索のロールプレイ等

※ 実施した62自治体中、最多7回、最少1回

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

【要保護児童対策地域協議会における連携促進】

- 市町村の要保護児童対策地域協議会に警察の参画を求め、虐待を受けた児童等の適切な保護・支援を行うための必要な情報交換・協議を推進

➤ 要保護児童対策地域協議会への警察署の参加割合

1,713/1,735自治体（98.7%）

（平成29年4月1日現在）

※市町村を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

都道府県等別 児童相談所における警察官、教員等の配置状況

○ 全国の児童相談所に、警察官44名、警察官OB216名、教員135名、教員OB152名が配置。(平成31年4月1日現在)

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道	0	0	0	0	0	24	0	13	0	0	0	1	0	24	0	14
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0
宮城県	3	0	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	9	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0
茨城県	0	0	4	0	0	0	0	0	1	3	0	2	1	3	4	2
栃木県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	2	1	0	6	0	2	1	6	2	3
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	8	1	14	0	8
千葉県	0	0	1	0	0	0	7	0	1	5	0	0	1	5	8	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	3	23	0	23	3	23	0	23
神奈川県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	0	1	6
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14	0	1	0	14
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
石川県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
福井県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	1	3
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岐阜県	0	0	5	0	0	0	1	0	0	5	4	1	0	5	10	1
静岡県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	4	4	2
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
三重県	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	2	0	1	1	7	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	4	0	17	0	4
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
和歌山県	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	0	3	1	3	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
広島県	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	1	2	1	2

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB
山口県	0	0	0	0	0	2	0	0	1	9	0	0	1	11	0	0
徳島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	3	5	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	2	0	1
愛媛県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	4	1
高知県	0	0	2	0	0	0	2	0	0	3	0	1	0	3	4	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	0	0	4
佐賀県	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	3	2
長崎県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	0
熊本県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	3	3	0
大分県	0	0	1	0	0	3	2	0	1	3	1	0	1	6	4	0
宮崎県	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	4	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	1	0	1	0	5
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	1	1	4
仙台市	0	0	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	5	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
千葉市	0	0	2	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	1	7	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
静岡市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	3	2
浜松市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	2	1
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	3	1	5	3	3
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	2	0	4	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	0	7	0	4
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	5	0	7	0	5
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	2
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
広島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0
北九州市	0	0	6	0	0	0	1	0	0	4	3	6	0	4	10	6
福岡市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	4	0
熊本市	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	4	2	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
明石市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1	2
合計	5	0	66	2	0	31	37	18	39	184	32	132	44	216	135	152

社会福祉士の資格の概要

1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第1項

2 資格取得方法

3つのルートの内いずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

2 国家試験の概要

- 形態：年1回の筆記試験（2月上旬に実施）
- 試験の実施状況（平成30年度実施の第31回試験結果）
受験者数41,639人、合格者数12,456人（合格率29.9%：新卒55.5%、既卒15.5%）
- 筆記試験の科目（19科目）
 - ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度

※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

3 資格者の登録状況

233,517人（平成31年3月末現在）

4 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（H31年4月1日時点）
福祉系大学等：254校 318課程 定員21,735人
社会福祉士指定養成施設：69校97課程 定員14,093人

精神保健福祉士制度について

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

資格者の登録状況

85, 122人（平成31年3月末現在）

	第1回 (10年度)	第2回 (11年度)	第3回 (12年度)	第4回 (13年度)	第5回 (14年度)	第6回 (15年度)	第7回 (16年度)	第8回 (17年度)	第9回 (18年度)	第10回 (19年度)	第11回 (20年度)	第12回 (21年度)	第13回 (22年度)	第14回 (23年度)	第15回 (24年度)	第16回 (25年度)	第17回 (26年度)	第18回 (27年度)	第19回 (28年度)	第20回 (29年度)	第21回 (30年度)	合 計
受験者数 (人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	6,779	140,680
合格者数 (人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	4,251	88,082
合格率 (%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	62.7	—
登録者数 (人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	3,479	4,831	4,696	4,231	—

「通告受理後48時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検の結果

対象：平成30年7月20日から令和元年6月7日までの間に児童相談所において虐待の疑いがあるとして通告を受けたもの。

虐待通告を受けた件数(子ども数)：153,571人に係る現認状況

○48時間以内：139,617人(90.9%)

○48時間超：11,984人

(内訳)

・緊急性が高いと判断した件数：415人(0.3%)

全件について家庭訪問や関係機関での現認や立入調査、出頭要求により安全を確認。

・緊急性が低いと判断した件数：11,569人(7.5%)

→ 緊急全国児童相談所長会議(R1.6.14)において、緊急性の判断や子どもの安全確認ができない場合の対応についてのルールを徹底

引き続き、通告受理後の安全確認が徹底されるよう、周知を図っていく。

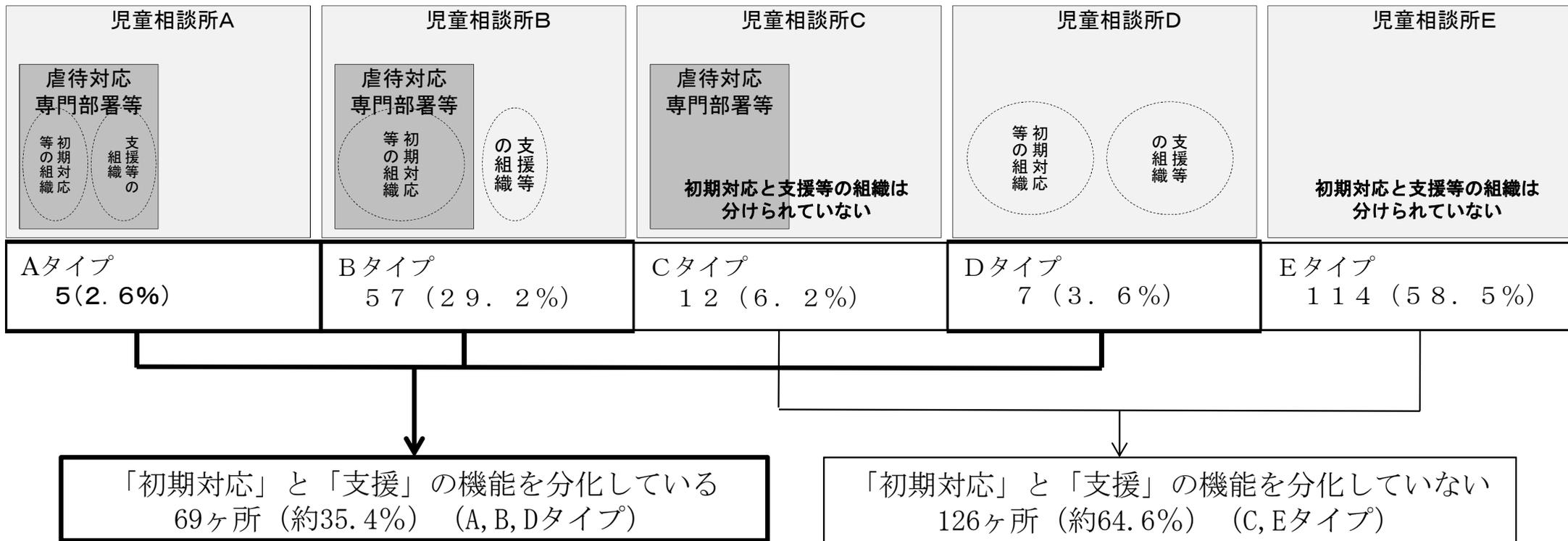
○その他：1,970人(1.3%)

例えば、近隣の見撃証言、電話やメール等で通告を受けたが、本人や事案の特定に至らなかったもの、出国を確認したもの等。

児童相談所内での機能分化の現状について

- 全国の児童相談所を対象に、児童相談所の調査・保護・アセスメントなどの「初期対応機能」と親子関係再統合・再構築支援など「支援機能」の分化に関する実態を調査。
- 回答した195ヶ所の児童相談所のうち、「初期対応」と「支援」の機能を分化している児童相談所は、全体の約35.4% (69ヶ所)、「初期対応」と「支援」の機能を分化していない児童相談所は、全体の約64.6% (126ヶ所) だった。

※ 実数は児童相談所数、カッコ内は回答した全児童相談所195ヶ所に占める割合

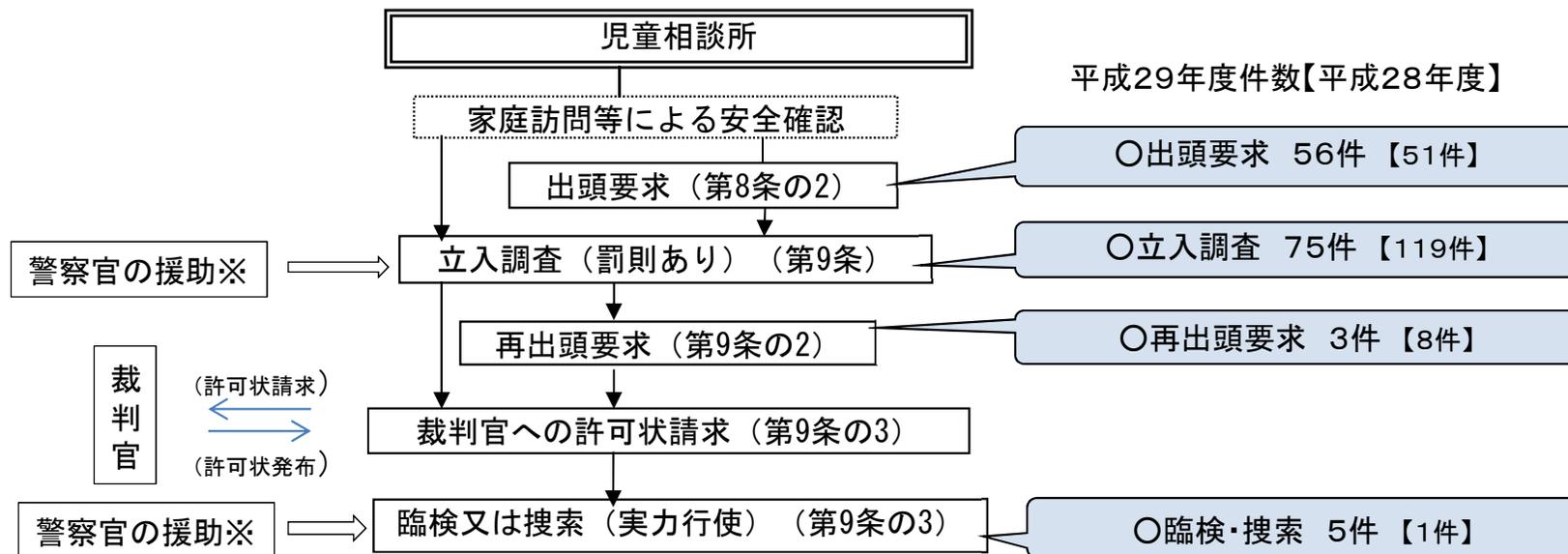


(出典) 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」

臨検、捜索に至る手続き(児童虐待防止法における対応)

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設。



数値出典: 福祉行政報告例

【第8条の2】(出頭要求)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条】(立入調査)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の2】(再出頭要求)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の3】(臨検、捜索)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

保護者への指導・支援について

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じた児童虐待の発生予防・早期発見、 被虐待児童にかかる親子関係再構築支援

市町村

虐待の未然防止や早期発見のため、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等による支援を行う。

<主な財政支援策(国庫補助事業)>

◆産婦健康診査事業

出産後間もない時期の産婦に対して、健康診査を行い、検査の結果を踏まえ、必要に応じて産後ケア事業の実施や、訪問指導等を行う。

(364市町村で実施(平成30年度))

◆産後ケア事業

退院直後の母子に対して、育児に関する指導や育児サポート等を行う。

(667市区町村で実施(平成30年度))

◆子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行う。

(761市区町村、1,436箇所(平成30年度))

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みに関する相談、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言等を行う。

(1,734市区町村、913,682件(28年度))

◆地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

一般型：6,555箇所(平成30年度)
連携型：876箇所(平成30年度)

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。

(1,476市区町村、236,066件(28年度))

児童相談所

◆児童福祉司指導等による保護者への指導・支援の着実な実施

児童相談所における対応件数(重複回答あり)

【平成29年度福祉行政報告例】

	面接指導	児童福祉司指導等	施設入所・里親等委託等	その他
児童虐待相談	121,182	2,849	4,579	6,542

○具体的な実施方法(例)

- ・児童相談所への来所によるカウンセリング
- ・家庭訪問による指導
- ・学校や保育園などの在籍機関への訪問による子どものカウンセリング
- ・保護者の課題の解消や養育能力の維持・向上のための働きかけ
- ・関係機関との連携による当該家庭の情報共有及び同行訪問や面接への同席等
- ・施設入所中の親子に対して家庭復帰に向けた指導
- ・保護者支援プログラムを活用した保護者への支援

○保護者支援プログラムの普及

- ・児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブックを作成(平成25年度)
- ・児童相談所においてプログラムを用いた保護者支援を効果的に行うために有用な情報等について調査研究を実施(平成29年度)

○民間団体等も活用した家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施

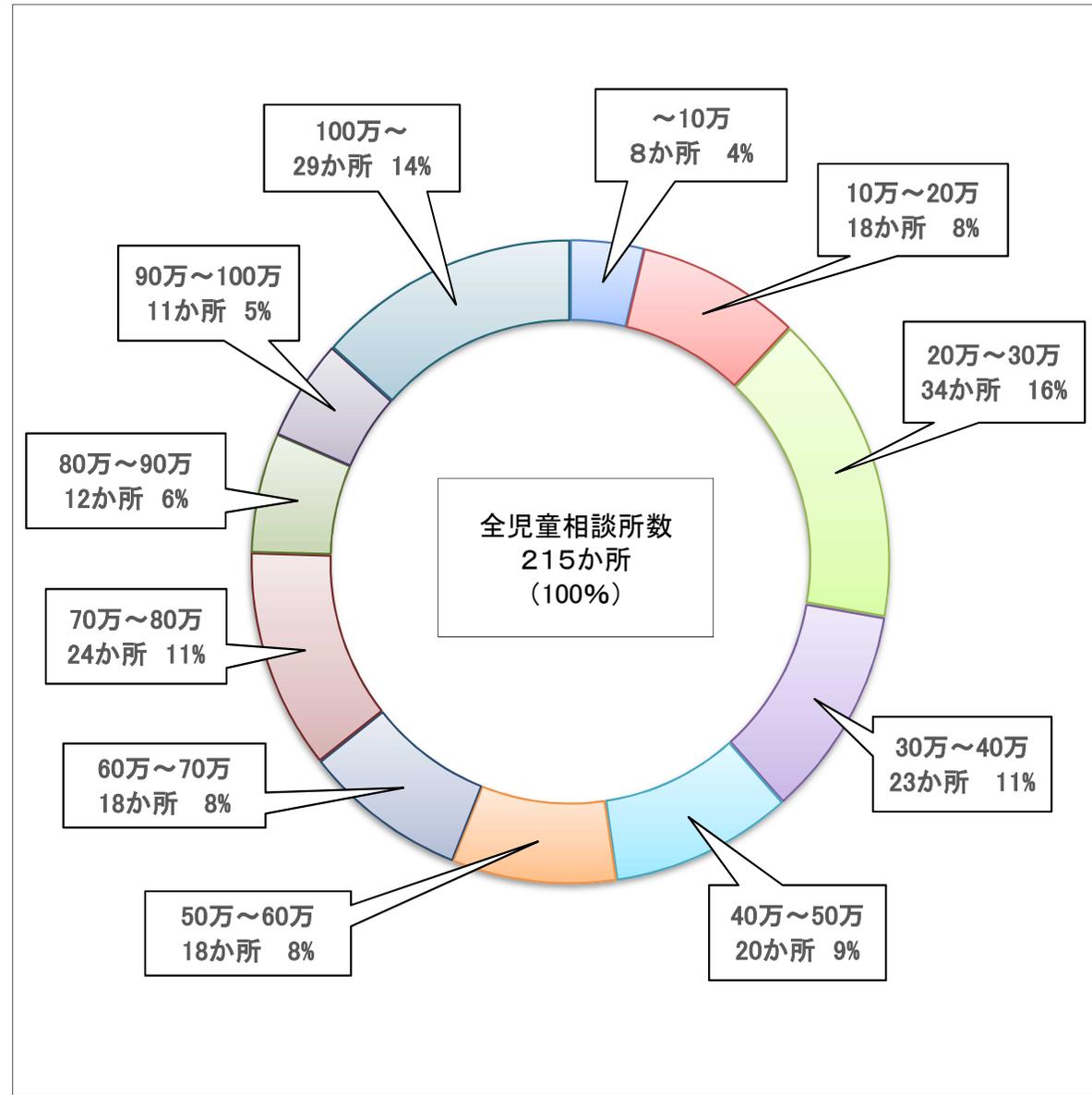
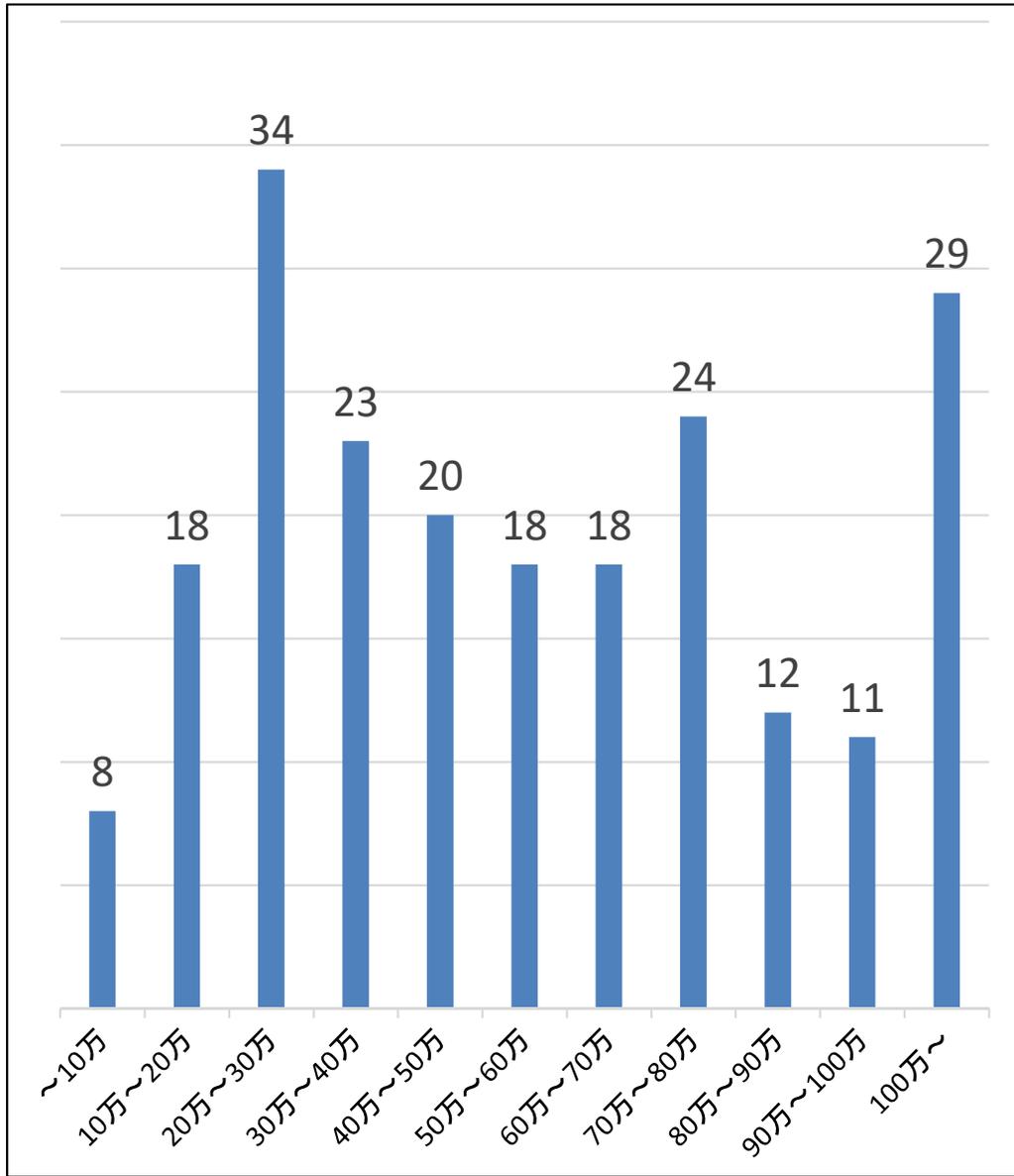
(70自治体中14自治体(平成31年4月1日現在))

◆保護者指導の実施に係る財政面における支援策

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、親子関係再構築への取組を進める。

(69自治体中62自治体で実施(平成30年度))

児童相談所管轄人口区分別一覽(平成31年4月時点)



区分人口	~10万	10万~20万	20万~30万	30万~40万	40万~50万	50万~60万	60万~70万	70万~80万	80万~90万	90万~100万	100万~
か所数	8	18	34	23	20	18	18	24	12	11	29
割合	4%	8%	16%	11%	9%	8%	8%	11%	6%	5%	14%

※人口は、平成27年国勢調査

中核市等児童相談所の設置について(平成31年4月時点)

1 中核市 (対象:54市)

- ・「設置済」(3ヶ所) :横須賀市、金沢市、明石市(平成31年4月設置)
- ・「設置する方向」(1ヶ所) :奈良市
- ・「設置の方向で検討中」(5ヶ所) :旭川市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市
- ・「設置の有無を含めて検討中」(26ヶ所) :盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、八王子市、長野市、岐阜市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、呉市、福山市、松山市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市

2 特別区 (対象:23区)

- ・「設置する方向」(16ヶ所) :千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
- ・「設置の方向で検討中」(6ヶ所) :中央区、台東区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」若しくは「未検討」と回答。

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

- ・平成28年児童福祉法等改正法附則及び児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

財政面における支援

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、2019（令和元）年度予算において、以下の費用への補助を行う。

◆人材確保・育成支援

- ①市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置 **《令和元年度予算拡充》**
- ②都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助)
- ③児童相談所設置準備に係る補助職員の配置

◆施設整備への支援

- ①児童相談所整備に係る、一般財源化前の国庫補助金相当額(総事業費の1/2)が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置
- ②一時保護所の創設(定員1人当たり540万円(国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合1億800万円)
- ③一時保護所の個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について②に加算 **《令和元年度予算拡充》**
(定員1人当たり180万円加算(国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合3,600万円加算)

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加
- ③児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の標準的な手続きの提示

○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童相談所を設置する市(特別区を含む。以下この項において同じ。)として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2～5 (略)

○ 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第四十五条 (略)

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第五十九条の四第一項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二に定めるところによる。

○ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抄)

(児童福祉に関する事務)

第百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一～三 (略)

四 児童福祉法第十二条第一項及び第三項の規定による児童相談所の設置等に関する事務

五～三十七 (略)

2・3 (略)

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)(抄)

附 則

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)(抄)(令和2年4月1日施行)

附 則

第七条 (略)

2～5 (略)

6 政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設(以下この項及び第八項において「児童相談所等」という。)の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

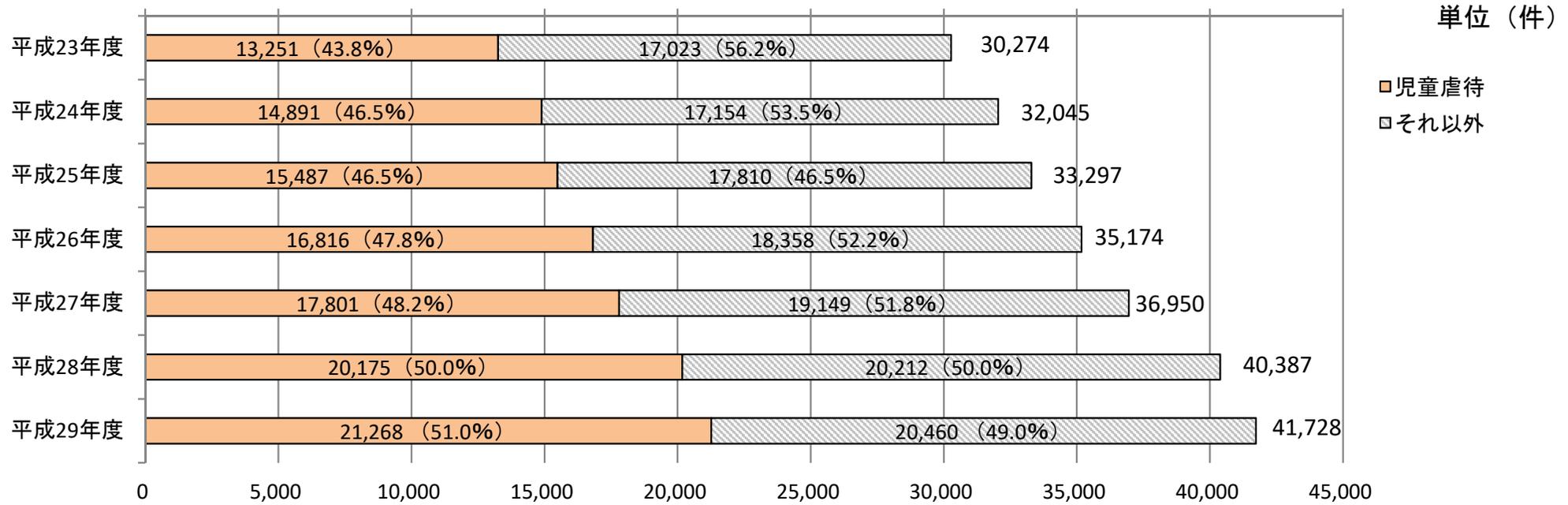
7 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

8・9 (略)

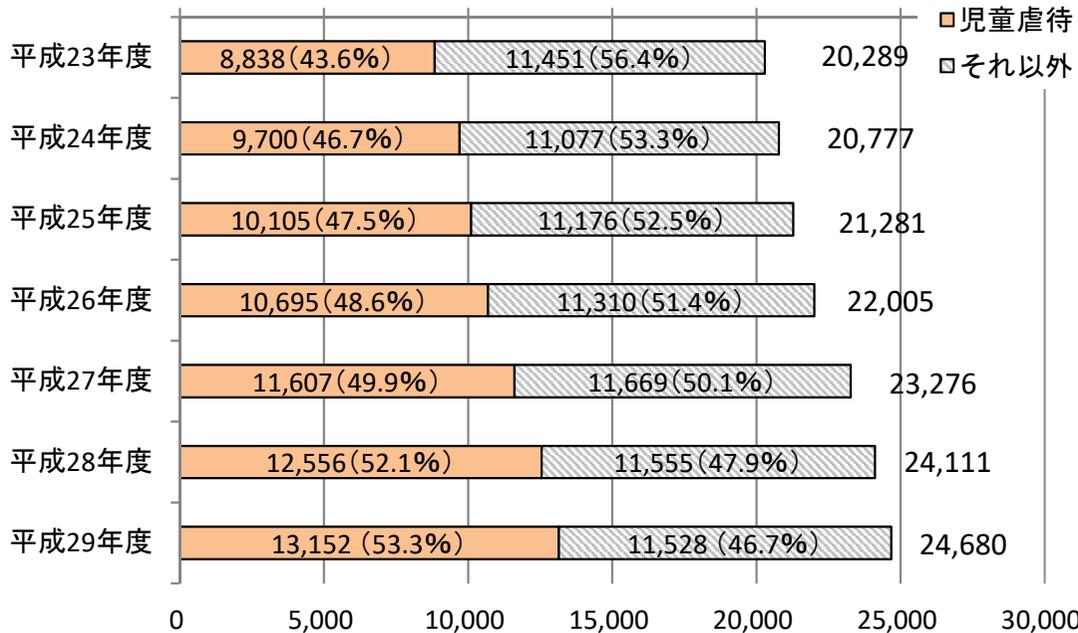
横須賀市・金沢市・明石市における児童相談所設置時の状況

		横須賀市	金沢市	明石市
設置年月日		平成18年4月1日	平成18年4月1日	平成31年4月1日
管轄 区域	市	市の行政区域全体	市の行政区域全体	市の行政区域全体
	県	(県中央児童相談所) 鎌倉市を管轄からはずす。 (県横須賀児童相談所) 市の区域を管轄からはずし、鎌倉市を加える。 ※名称変更 横須賀児童相談所 → 鎌倉三浦地域児童相談所	(県中央児童相談所) 市の区域を管轄からはずす。	(県中央子ども家庭センター) 市の区域を管轄からはずす。
建物	市	仮庁舎にて開設 → 平成20年新規に施設を整備	既存施設を改修	新規に施設を整備
	県	従来施設を継続使用	従来施設を継続使用	従来施設を継続使用
職員派遣 (県→市)		あり ※ 副所長、児童福祉司SV、児童心理司SVを各1人を派遣(2年間)	あり ※児童福祉司SVを1人派遣 (H18、H19年度) ※児童心理司2人が、各々隔週で1週間のうち、半日だけ勤務 (H18年度)	なし ※ただし、兵庫県から1年間を目途に2週間に1回程度、ケース会議へSV級職員を派遣
市の機関との関係		一体的に運営 健康福祉センター、青少年相談センター等を一つの部に集め、その部内に要保護児童対策地域協議会を設定	一体的に運営 児童相談所と市町村子ども家庭相談との総合型	一体的に運営 子ども家庭総合支援拠点の機能を児童相談所内に移行し、一体的に実施する体制

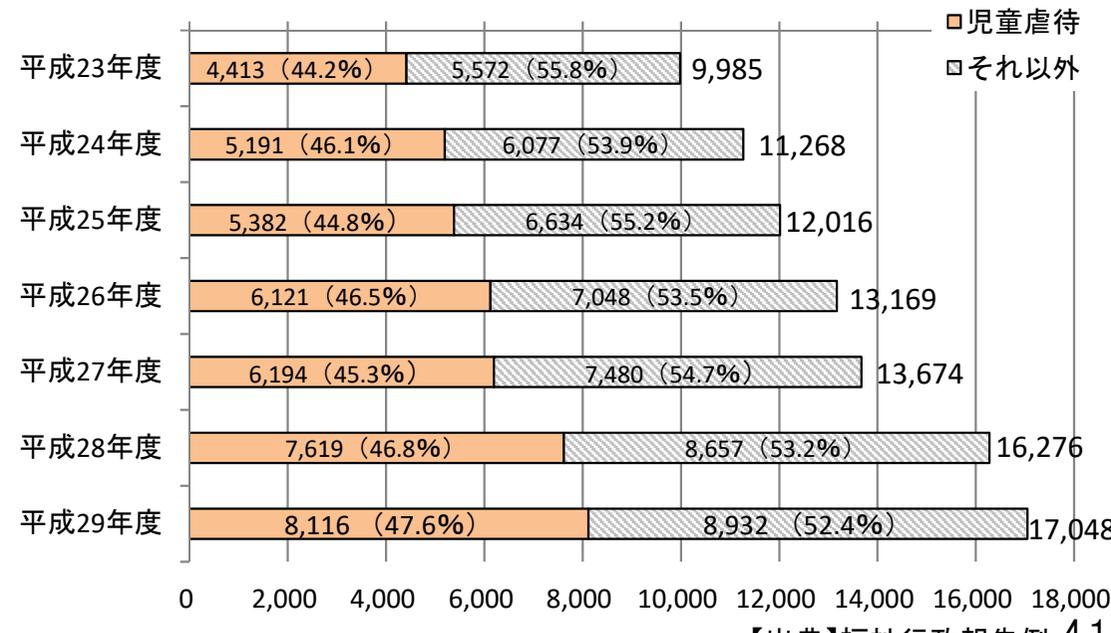
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託



保護期間別一時保護件数

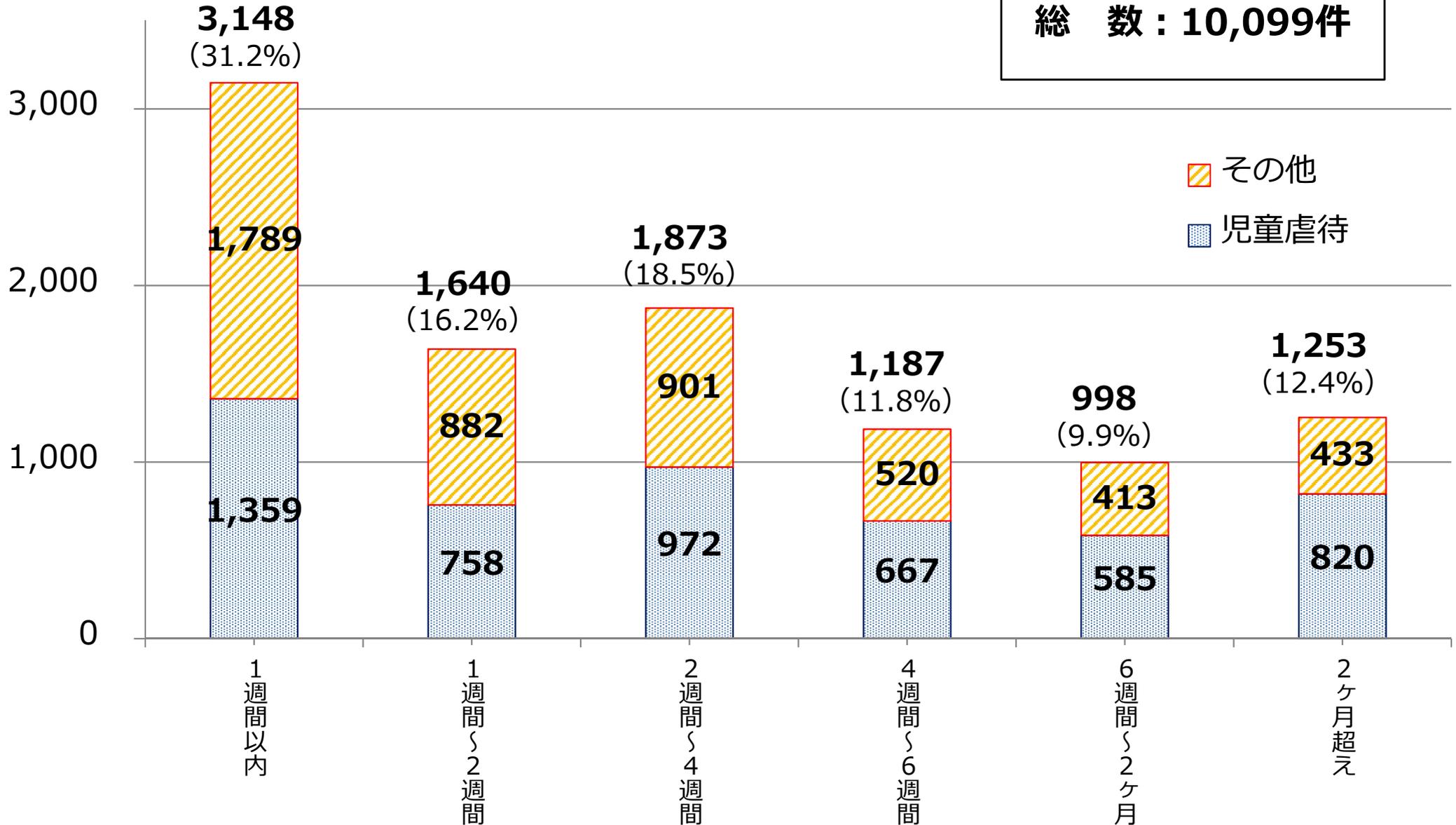
(平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の件数)

(件数)

総数：10,099件

■ その他

■ 児童虐待



一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に139か所(平成31年6月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
31年度予算額：児童入所施設措置費等131,656,791千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

5 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成29年度件数)※出典：福祉行政報告例

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
24,680	19,008 (13,152)	79	3,505	1,927	161

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

(日) (人)

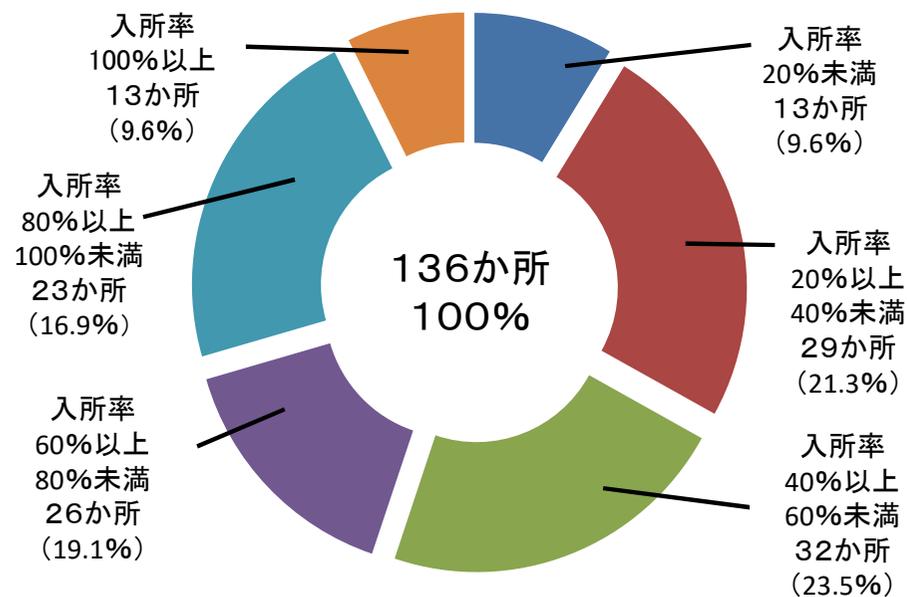


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H30.1～12の間の一時的保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

一時保護所の定員等の状況（都道府県市別）

自治体名	定員数 (H31.4.1現在)	H30平均入所率 (%)
北海道	164	33.6
青森県	15	45.2
岩手県	40	22.2
宮城県	30	48.8
秋田県	23	30.6
山形県	26	44.4
福島県	48	55.8
茨城県	30	70.0
栃木県	25	29.0
群馬県	36	119.0
埼玉県	120	90.5
千葉県	115	109.7
東京都	213	113.4
神奈川県	80	84.6
新潟県	50	33.7
富山県	20	33.8
石川県	28	28.8
福井県	31	24.8
山梨県	24	67.8
長野県	30	49.3
岐阜県	36	21.0
静岡県	40	59.6
愛知県	78	74.0
三重県	35	70.2
滋賀県	47	69.0
京都府	33	36.8
大阪府	86	86.4
兵庫県	40	42.6
奈良県	20	51.4
和歌山県	25	50.2
鳥取県	26	21.0
島根県	57	22.2
岡山県	24	30.3
広島県	36	48.0
山口県	27	53.1

自治体名	定員数 (H31.4.1現在)	H30平均入所率 (%)
徳島県	12	64.0
香川県	20	66.5
愛媛県	36	12.4
高知県	35	57.5
福岡県	90	47.1
佐賀県	28	86.8
長崎県	34	55.6
熊本県	25	37.0
大分県	22	63.3
宮崎県	60	20.5
鹿児島県	31	28.5
沖縄県	44	72.1
札幌市	50	74.2
仙台市	20	83.4
さいたま市	38	129.3
千葉市	37	86.9
横浜市	161	89.4
川崎市	60	76.3
相模原市	25	101.8
新潟市	23	56.2
静岡市	20	62.4
浜松市	20	49.0
名古屋市	75	130.4
京都市	30	72.3
大阪市	100	100.1
堺市	24	97.6
神戸市	50	55.4
岡山市	25	39.5
広島市	20	44.0
北九州市	40	55.7
福岡市	10	91.9
熊本市	20	64.7
横須賀市	25	68.6
金沢市	12	52.8
明石市	25	-
合計	3,105	67.2

※明石市は、2019年4月1日児童相談所開所

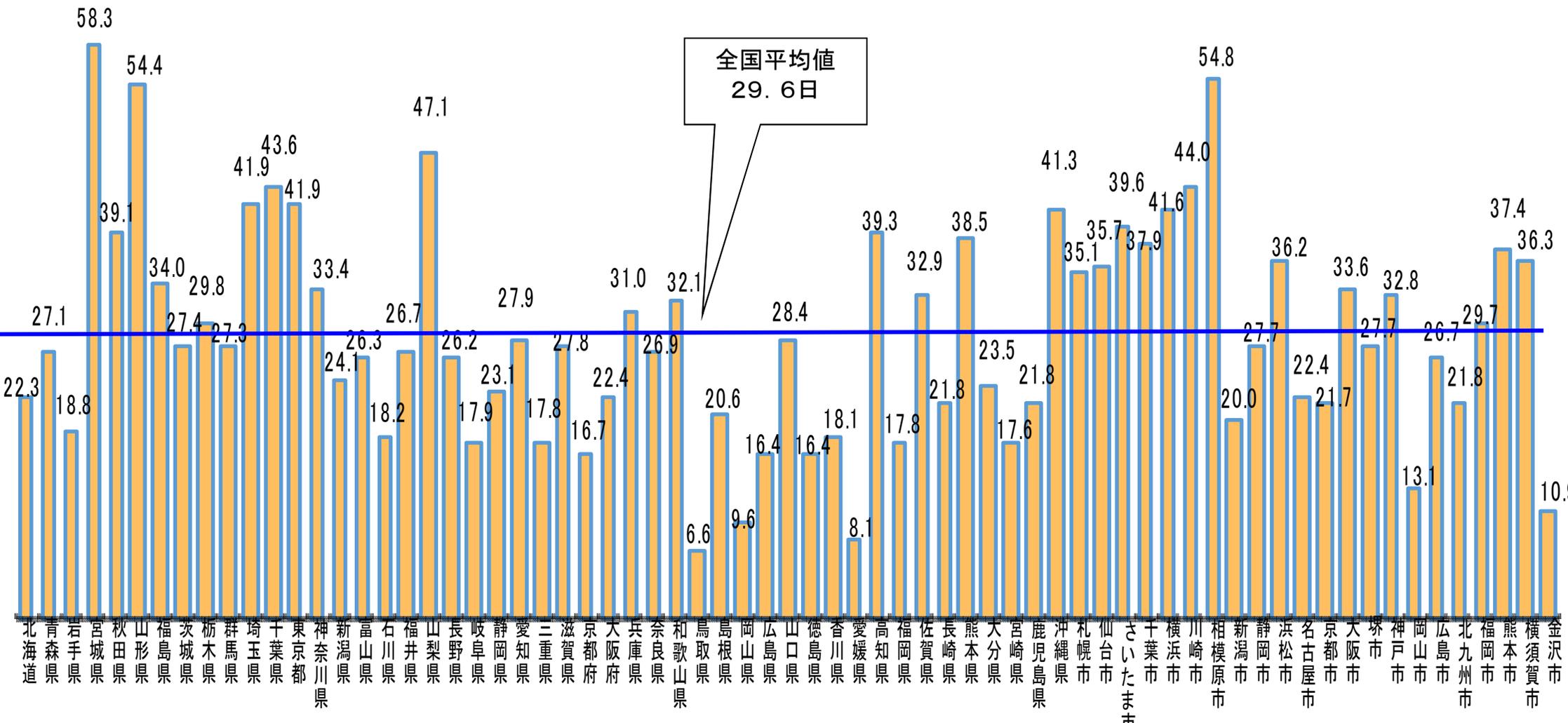
(出典：子ども家庭局家庭福祉課調べ)

(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 30.1日)

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例[平成29年度]

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた 警察・検察との更なる連携強化に係る児童相談所の取組について

現 状

- 「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日雇児総発1028第1号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、これまで児童相談所において、警察・検察に対し面接方法等の協議を実施した事例は1,054件（重複のケース有り）、うち3機関の代表者による面接（協同面接）又は2機関による面接を行った事例は957件となっている。（平成27年10月～平成30年3月）
- なお、児童相談所を設置している都道府県等（69か所）のうち、63か所（約9割）が子どもの面接方法等の協議事例があり、50か所（約7割）が協同面接の実施事例がある。
- また、協同面接等を実施した都道府県等の中には、子どもの心理的負担等に配慮した面接手法の知見を有する民間団体等と協力して子どもの面接を実施したところもあった。

今後の課題

- 協同面接等の実施については、平成27年10月の取組開始以降、厚生労働省において把握している中では、未だ取組の実施事例が無い都道府県等もあり、各児童相談所において、子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう、引き続き、周知を図ることが必要。
- また、国会質疑において、「3省庁で定義が統一されていない。連携し、必要な定義を統一して情報共有していただきたい。」との指摘を受けていることから、平成30年4月より、3省庁間で統一して把握すべき項目を整理し、情報を共有して把握することとしたところであるが、3機関間（児童相談所、警察、検察）においても情報共有がなされるよう、連携方法について調整を図ることが必要である。
- なお、実績を把握する上では、現場における課題等の聞き取りなどを行い、子どもの心理的負担の軽減に向けた取組がより良いものとなるよう、引き続きどのような見直しが必要か検討することが必要。

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との 更なる連携強化に係る取組状況（児童相談所における取組状況）

調査方法

○「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日雇児総発1028第1号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、事例件数、虐待種別や協同面接の実施状況等を四半期ごとに調査を実施。

調査結果の概要（児童相談所における取組状況（四半期毎））

○協議実施事例（2機関での協議を含む。）

調査期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
事例件数	85件	344件	625件	1,054件

○虐待相談事例（事例件数には虐待相談以外の事例も含まれることから、虐待相談事例の合計数は事例件数と一致しない。）

調査期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
事例件数	85件	344件	625件	1,054件
身体的虐待	30件	114件	220件	364件
性的虐待	35件	158件	257件	450件
心理的虐待	5件	12件	26件	43件
ネグレクト	11件	48件	83件	142件

○協同面接（2機関による面接を含む。）の実施状況 ※1事例につき、協同面接・2機関による面接を両方実施した場合は、2件として計上している

調査期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
実施件数	74件	303件	580件	957件

【平成27年10月～平成30年3月の取組実施状況】 ※延べ件数

- ・実施事例：1,054件（63都道府県市 160児相）
- ・性別：男 271件、女 783件（計 1,054件）
- ・児童の年齢：

0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
7	195	435	304	113	1,054

- ・相談種別： 養護相談（虐待）992件、養護相談（その他）20件、障害相談 1件、非行相談 8件、育成相談 6件、その他の相談 27件（計1,054件）
- ・虐待種別： 身体的虐待 364件、性的虐待 450件、心理的虐待 43件、ネグレクト 142件（計998件）
- ・協議方法： 3者対面協議 420件、電話やメールによる協議 559件、その他 75件（計1,054件）

- ・取組内容： 協同面接等の実施件数 957件
 - ・協同面接（3機関の代表者1名による面接）の実施 774件
 - ・2機関による面接の実施 183件
 - 各機関における面接内容の情報共有 82件

- ※
 - ・面接者：警察 138件、検察 511件、児相 264件、その他機関 22件
 - ・面接場所：児相 573件、検察庁 331件、警察 14件、その他 33件
 - ・モニター画面、ワンウェイミラーの有無： 両方有 143件、モニター画面有 691件、ワンウェイミラー有 44件、
両方無 58件
 - ・録画の有無：有 890件、無 60件（計950件）

※協同面接等の実施件数957件のうち、面接者・面接場所等について有効回答のみを記載

（参考：面接方法）

N I C H D 493件、C H I L D F I R S T 168件 等

児童相談所全国共通ダイヤル(189)について

共通ダイヤルについて

- 平成27年7月1日から、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁番号(189 いち・はや・く)にし、広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。
- ※ 「児童相談所全国共通ダイヤル」は、平成21年10月1日から10桁番号(0570-064-000)で運用開始。

仕組み

189実施前 (21年10月~27年6月)

189実施後 (27年7月~)

10桁番号 (0570-064-000)

3桁番号 (189)

未運用の児童相談所あり

全ての児童相談所で運用

一部児童相談所で夜間休日対応できず
(警備員等が対応)

虐待通告等緊急相談について
24時間365日対応

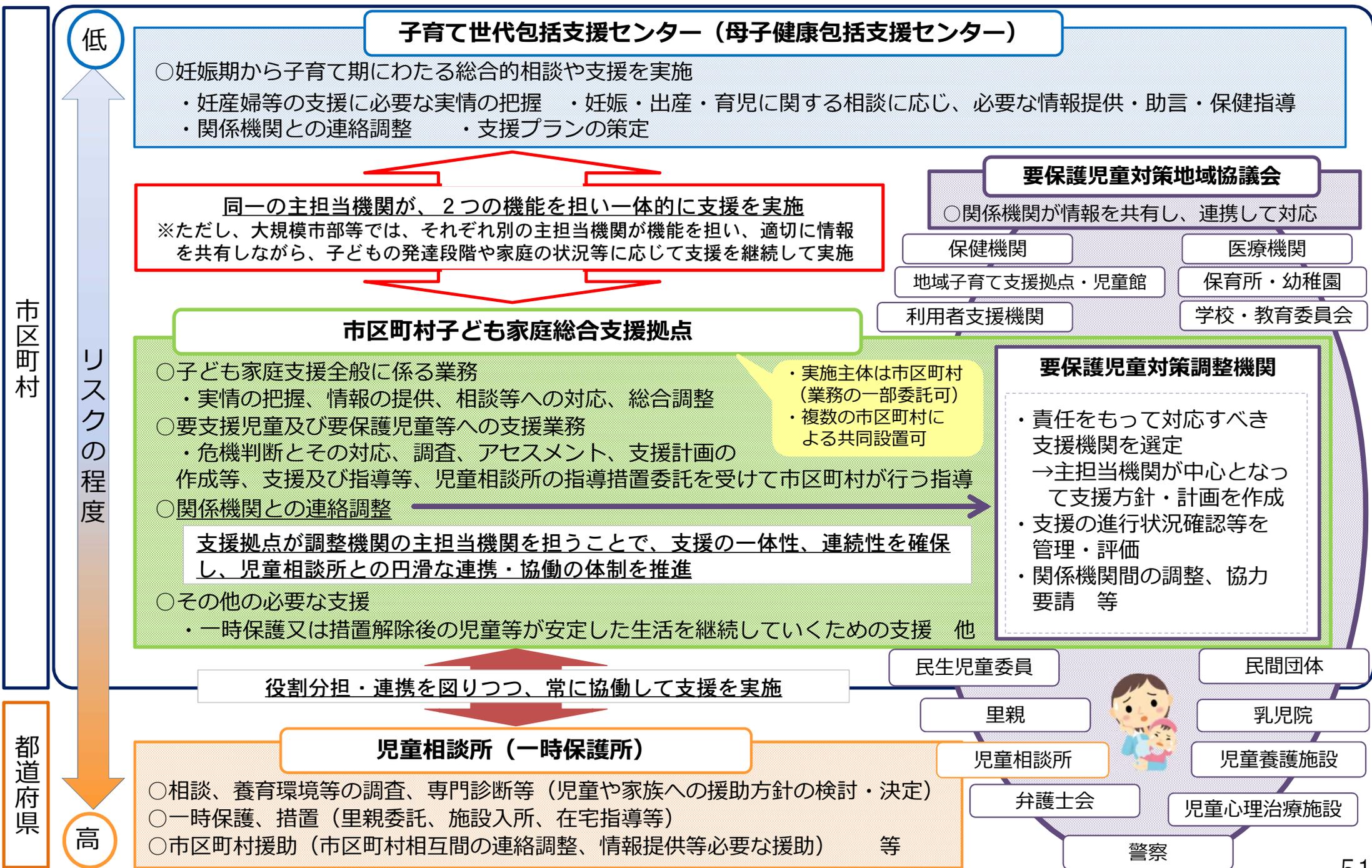
相談に対応できる職員が対応
※『相談に対応できる窓口へ自動転送』、
『相談に対応できる窓口を音声案内』含む

- ・ 児童虐待通告だけでなく子育てに関する悩み相談など、幅広く対応。
- ・ 発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所につながる仕組み。
※ 携帯電話等でかけた場合には、コールセンターにつながり、オペレーターが対応する仕組み。
- ・ 児童相談所に接続された後の通話は有料 (固定電話の場合 8.5円/3分 携帯電話の場合 90円/3分)
※ 児童相談所につながるまで、料金は発生しない(固定電話)。 ※ 金額は代表例。距離等により異なる。
※ 必要な通告を行いやすい環境整備を行うために通話料を令和元年中に無料化する予定。

平成28年4月以降の改善内容

- 音声ガイダンスの短縮等の改善を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前(平成28年3月以前)と比較して向上。
※平成27年7月~平成28年3月までの平均接続率:11.4% → 平成28年4月~平成30年1月の平均接続率:19.9%
- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを平成30年2月から運用開始。

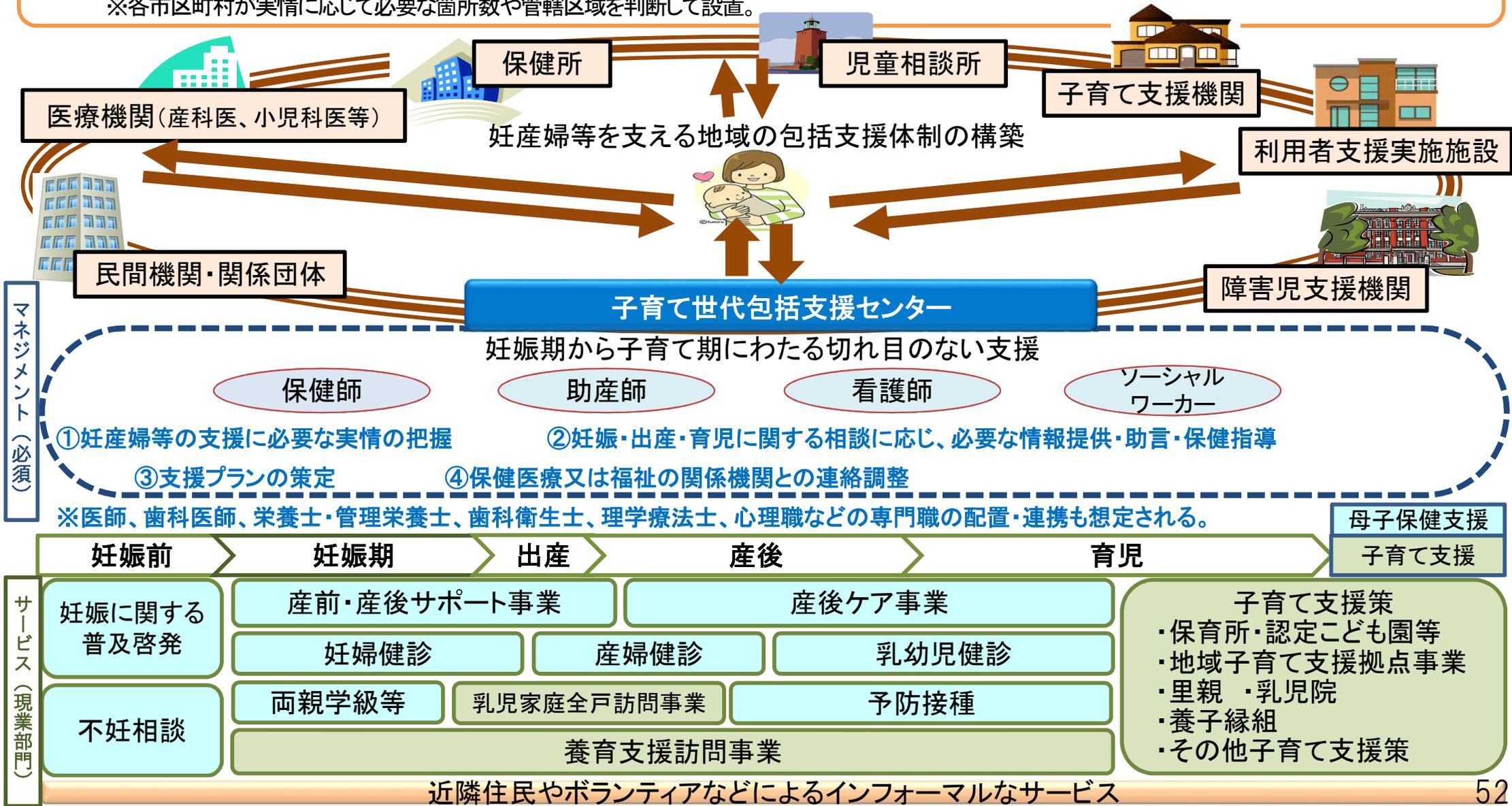
市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 - 実施市町村数: 761市区町村(1,436か所)(2018年4月1日現在) ➢ 2020年度末までに全国展開を目指す。
 - ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センターの実施状況 (H30.4.1時点：母子保健課調べ)

自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数								
北海道 32市町 [44か所]	南幌町	1	山形県 24市町 [26か所]	山形市	1	茨城県 19市町村 [29か所]	水戸市	2	埼玉県 45市町村 [80か所]	さいたま市	10	神奈川県 22市町 [88か所]	千代田区	3							
	浦臼町	1		米沢市	1		日立市	3		川越市	1		港区	2	横浜市	56	山梨県 14市町 [16か所]	甲府市	1		
	深川市	1		酒田市	1		土浦市	1		熊谷市	2		熊谷市	2	文京区	2		相模原市	3	甲斐市	1
	妹背牛町	1		新庄市	1		石岡市	1		川口市	5		台東区	2	横須賀市	1		相模原市	3	中央市	1
	沼田町	1		寒河江市	1		結城市	1		行田市	1		墨田区	18	平塚市	1		横須賀市	1	韮崎市	2
	石狩市	1		上山市	1		龍ヶ崎市	1		秩父市	1		江東区	4	藤沢市	2		南アルプス市	1	北杜市	1
	当別町	1		村山市	2		笠間市	1		所沢市	3		品川区	4	小田原市	1		山梨市	1	山梨市	1
	千歳市	1		長井市	1		取手市	5		飯能市	1		杉並区	5	茅ヶ崎市	1		笛吹市	1	北杜市	1
	寿都町	1		天童市	1		牛久市	1		加須市	1		豊島区	5	逗子市	1		甲州市	1	甲州市	1
	黒松内町	1		東根市	1		つくば市	4		本庄市	2		北区	4	秦野市	1		身延町	1	身延町	1
	室蘭市	1		尾花沢市	1		鹿嶋市	1		東松山市	1		板橋区	6	厚木市	1		富士川町	1	富士川町	1
	苫小牧市	1		南陽市	1		潮来市	1		春日部市	1		練馬区	11	大和市	1		富士吉田市	2	富士吉田市	2
	厚真町	1		山辺町	1		守谷市	1		狭山市	3		足立区	6	南足柄市	1		都留市	1	都留市	1
	北斗市	1		中山町	1		行方市	1		鴻巣市	2		葛飾区	12	綾瀬市	1		大月市	1	大月市	1
	今金町	1		河北町	1		鉾田市	1		深谷市	1		江戸川区	8	葉山町	1		長野市	1	長野市	1
	東神楽町	1		西川町	2		つくばみらい市	1		上尾市	2		八王子市	9	寒川町	1		松本市	5	松本市	5
	土別町	1		朝日町	1		東海村	1		越谷市	2		三鷹市	7	二宮町	1		上田市	1	上田市	1
	上富良野町	1		大石田町	1		河内町	1		戸田市	1		青梅市	1	中井町	1	岡谷市	1	岡谷市	1	
	中富良野町	1		最上町	1		利根町	1		入間市	2		府中市	1	大井町	1	飯田市	1	飯田市	1	
	中頓別町	1		舟形町	1	宇都宮市	5	朝霞市	1	昭島市	1	松田町	1	諏訪市	1	諏訪市	1				
北見市	1	高島町	1	足利市	2	志木市	1	調布市	2	山北町	1	須坂市	1	須坂市	1						
音更町	1	川西町	1	栃木市	1	和光市	5	町田市	10	開成町	1	小諸市	1	小諸市	1						
芽室町	1	白鷹町	1	鹿沼市	1	新座市	1	小平市	1	新発田市	1	伊那市	1	伊那市	1						
幕別町	1	遊佐町	1	日光市	1	桶川市	1	東村山市	1	阿賀野市	1	駒ヶ根市	2	駒ヶ根市	2						
本別町	1	福島市	1	真岡市	1	久喜市	4	福生市	1	五泉市	1	中野市	1	中野市	1						
足寄町	1	郡山市	4	大田原市	1	富士見市	1	東大和市	1	燕市	1	飯山市	1	飯山市	1						
釧路町	2	いわき市	7	矢板市	1	三郷市	1	東久留米市	1	長岡市	24	茅野市	1	茅野市	1						
浜中町	1	白河市	1	那須塩原市	2	坂戸市	2	武蔵村山市	1	見附市	1	塩尻市	2	塩尻市	2						
弟子屈町	1	須賀川市	1	さくら市	2	幸手市	1	羽村市	1	出雲崎町	1	佐久市	5	佐久市	5						
札幌市	11	田村市	1	那須烏山市	1	鶴ヶ島市	2	あきる野市	7	十日町市	1	東御市	2	東御市	2						
旭川市	2	南相馬市	1	下野市	1	日高市	2	瑞穂町	1	柏崎市	1	安曇野市	1	安曇野市	1						
函館市	1	伊達市	1	上三川町	1	ふじみ野市	3	大島町	1	妙高市	1	長和町	1	長和町	1						
青森県 3市町 [3か所]	黒石市	1	本宮市	1	益子町	1	伊奈町	1	新島村	1	上越市	14	辰野町	1	辰野町	1					
	平川市	1	桑折町	1	茂木町	1	三芳町	1	八丈町	2	新潟市	8	箕輪町	1	箕輪町	1					
	鯨ヶ沢町	1	大玉村	1	市貝町	1	毛呂山町	1	神津島村	1	富山市	7	飯島町	1	飯島町	1					
岩手県 9市町 [9か所]	盛岡市	1	天栄村	1	芳賀町	1	越生町	1	千葉市	6	高岡市	1	南箕輪村	2	南箕輪村	2					
	花巻市	1	下郷町	1	壬生町	1	吉見町	1	銚子市	1	高崎市	1	中川村	1	中川村	1					
	遠野市	1	檜枝岐村	1	高根沢町	1	鳩山町	1	市川市	4	氷見市	1	高森町	1	高森町	1					
	一関市	1	只見町	1	那須町	1	ときがわ町	1	木更津市	1	黒部市	1	豊丘村	2	豊丘村	2					
	釜石市	1	南会津町	1	那珂川町	1	横瀬町	1	松戸市	3	砺波市	2	木曾町	1	木曾町	1					
	滝沢市	1	西会津町	1	前橋市	1	皆野町	1	野田市	2	南砺市	1	生坂村	2	生坂村	2					
	矢巾町	1	磐梯町	1	高崎市	7	長瀬町	1	茂原市	1	射水市	1	山形村	2	山形村	2					
山田町	1	猪苗代町	1	桐生市	1	小鹿野町	1	成田市	1	立山町	1	池田町	1	池田町	1						
宮城県 8市町 [25か所]	仙台市	7	会津坂下町	1	沼田市	1	東秩父村	1	佐倉市	4	入善町	1	関市	1	関市	1					
	石巻市	10	柳津町	1	館林市	1	宮代町	1	東金市	2	朝日町	1	羽島市	1	羽島市	1					
	気仙沼市	1	三島町	1	藤岡市	1	みなかみ町	1	習志野市	1	金沢市	4	恵那市	1	恵那市	1					
	名取市	1	金山町	1					柏市	4	七尾市	1	各務原市	1	各務原市	1					
	岩沼市	1	昭和村	1					市原市	1	小松市	1	山梨市	1	山梨市	1					
秋田県 6市町 [7か所]	岩沼市	1	石川町	1					我孫子市	1	石川市	9	飛騨市	1	飛騨市	1					
	富谷市	1	玉川村	1					鴨川市	1	加賀市	1	本巣市	4	本巣市	4					
	柴田町	2	三春町	1					鎌ヶ谷市	1	能美市	2	岐南町	1	岐南町	1					
	松島町	2	小野町	1					富津市	1	川北町	2	養老町	1	養老町	1					
	秋田市	2	広野町	1					浦安市	3	津幡町	1	神戸町	2	神戸町	2					
	大館市	1	葛尾村	1					四街道市	1	内灘町	1	輪之内町	1	輪之内町	1					
	男鹿市	1							袖ヶ浦市	1	敦賀市	1	坂祝町	1	坂祝町	1					
湯沢市	1							山武市	1	小浜市	1										
井川町	1							酒々井町	2	大野市	1										
								栄町	1	勝山市	1										
								東庄町	1	鯖江市	2										
								九十九里町	1	あわら市	1										
								長生村	1	越前市	1										
								大多喜町	1	坂井市	2										
										池田町	1										
										越前町	1										
										高浜町	1										

市区町村が直営で実施・・・1, 360ヶ所
民間(NPO法人等)に委託して実施・・・76ヶ所

自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名									
自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名									
自治体名	自治体名	箇所数	自治体名	自治体名	箇所数	自治体名	自治体名	箇所数	自治体名	自治体名	箇所数	自治体名	自治体名	箇所数	自治体名	自治体名	箇所数	自治体名	自治体名	箇所数	自治体名	自治体名	箇所数							
静岡県 24市町 [36か所]	静岡市	3	三重県 17市町 [49か所]	津市	15	大阪府 24市町 [69か所]	能勢町	1	和歌山県 15市町村 [19か所]	和歌山市	4	島根県 9市町村 [10か所]	松江市	1	徳島県 1市 [1か所]	鳴門市	1	佐賀県 8市町 [11か所]	佐賀市	1	長崎県 4市町 [4か所]	唐津市	2	熊本県 7市町村 [13か所]	熊本市	6				
	浜松市	8		四日市市	1		吹田市	3		橋本市	1		雲南市	1		高松市	8		佐賀市	1		西海市	1		人吉市	2				
	沼津市	1		伊勢市	2		茨木市	1		有田市	2		出雲市	1		丸亀市	1		多久市	1		伊万里市	2		玉名市	1				
	熱海市	1		松阪市	2		四條畷市	1		御坊市	1		美郷町	1		善通寺市	1		吉野ヶ里町	1		南関町	1		長洲町	1				
	三島市	2		鈴鹿市	1		八尾市	1		田辺市	1		邑南町	1		三木町	1		みやき町	2		大町町	1		大町町	1				
	富士宮市	2		名張市	16		河内長野市	1		紀美野町	1		浜田市	1		多度津町	1		まんのう町	1		佐世保市	1		西海市	1				
	伊東市	1		尾鷲市	1		大阪狭山市	2		かつらぎ町	1		江津市	2		吉賀町	1		今治市	1		伊予市	1		長与町	1				
	島田市	1		亀山市	1		太子町	1		九度山町	1		知夫村	1		まんごう町	1		上島町	3		熊本市	6		人吉市	2				
	富士市	1		いなべ市	1		河南町	1		湯浅町	1		岡山市	1		高知市	1		室戸市	1		安芸市	1		南国市	1	土佐市	1		
	磐田市	1		木曾岬町	1		泉大津市	1		広川町	1		倉敷市	5		津山市	1		井原市	1		安芸市	1		高梁市	1	新見市	1		
	掛川市	1		朝日町	2		和泉市	1		有田川町	1		津山市	1		玉野市	1		総社市	1		高梁市	1		備前市	1	瀬戸内市	1	赤磐市	1
	藤枝市	1		多気町	1		和泉市	1		みなべ町	1		津山市	1		高梁市	1		高梁市	1		備前市	1		瀬戸内市	1	真庭市	1	美作市	1
	御殿場市	1		明和町	1		泉南市	1		上富田町	1		津山市	1		玉野市	1		高梁市	1		備前市	1		瀬戸内市	1	美作市	1	早島町	1
	袋井市	1		大台町	1		阪南市	1		太地町	1		津山市	1		井原市	1		高梁市	1		備前市	1		瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1
	下田市	1	玉城町	1	忠岡町	1	北山村	1	津山市	1	倉敷市	5	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	裾野市	1	大紀町	1	熊取町	1	奈良市	2	津山市	1	玉野市	1	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	御前崎市	1	紀宝町	1	熊取町	1	大和高田市	1	津山市	1	井原市	1	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	菊川市	1	岬町	1	田尻町	1	大和郡山市	1	津山市	1	倉敷市	5	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	牧之原市	1	高槻市	1	豊中市	4	天理市	1	津山市	1	玉野市	1	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	東伊豆町	1	東大阪市	4	豊中市	3	榎原市	1	津山市	1	井原市	1	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	函南町	1	豊中市	3	枚方市	1	桜井市	1	津山市	1	倉敷市	5	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	小山町	2	枚方市	1	枚方市	1	五條市	1	津山市	1	玉野市	1	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	吉田町	1	宮津市	1	大阪市	24	御所市	1	津山市	1	井原市	1	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
	森町	1	亀岡市	15	堺市	15	生駒市	2	津山市	1	倉敷市	5	高梁市	1	備前市	1	瀬戸内市	1	美作市	1	勝央町	1								
愛知県 34市町 [88か所]	名古屋市	16	京都府 17市町 [31か所]	城陽市	1	兵庫県 35市町 [70か所]	神戸市	12	奈良県 23市町村 [27か所]	香芝市	1	広島県 15市町 [42か所]	西栗倉村	1	福岡県 21市町 [33か所]	仁淀川町	1	鹿児島県 15市町村 [19か所]	鹿児島市	5	沖縄県 2町村 [2か所]	今帰仁村	1							
	豊橋市	2		向日市	1		姫路市	8		葛城市	2		西栗倉村	1		仁淀川町	1		鹿児島市	5		今帰仁村	1							
	岡崎市	7		長岡京市	1		姫路市	8		宇陀市	1		西栗倉村	1		佐川町	1		鹿屋市	1		今帰仁村	1							
	一宮市	3		八幡市	2		姫路市	8		三郷町	1		宇陀市	1		橋原町	1		鹿屋市	1		今帰仁村	1							
	瀬戸市	2		京丹後市	1		姫路市	8		斑鳩町	1		竹原市	1		日高村	1		枕崎市	1		今帰仁村	1							
	半田市	2		木津川市	1		明石市	4		斑鳩町	1		三原市	1		大月町	1		出水市	1		今帰仁村	1							
	春日井市	1		久御山町	1		芦屋市	1		川西町	2		尾道市	6		北九州市	7		薩摩川内市	1		今帰仁村	1							
	豊川市	2		井手町	1		宝塚市	1		田原本町	1		福岡市	12		福岡市	7		高千穂町	1		今帰仁村	1							
	津島市	3		宇治田原町	1		三田市	1		菅爾村	1		福山市	12		大牟田市	1		日之影町	1		今帰仁村	1							
	刈谷市	4		与謝野町	1		伊丹市	3		御杖村	1		三田市	3		久留米市	1		霧島市	1		今帰仁村	1							
	安城市	2		大津市	7		猪名川町	2		高取町	1		三田市	3		春日市	1		志布志市	1		今帰仁村	1							
	犬山市	2		草津市	1		加古川市	3		明日香村	1		三田市	3		那珂川町	1		奄美市	1		今帰仁村	1							
	常滑市	2		守山市	1		稲美町	1		王寺町	1		三田市	3		海田町	2		伊佐市	1		今帰仁村	1							
	稲沢市	1		栗東市	1		播磨町	1		野迫川村	1		三田市	3		熊野町	1		始良市	1		今帰仁村	1							
	新城市	2	野洲市	1	高砂市	1	下北山村	1	三田市	3	坂町	1	十島村	1	今帰仁村	1														
	東海市	2	湖南市	2	小野市	1	鳥取市	3	北広島町	1	北広島町	1	さつま町	1	今帰仁村	1														
	大府市	1	甲賀市	8	加東市	1	米子市	1	神石高原町	1	神石高原町	1	肝付町	1	今帰仁村	1														
	知多市	2	近江八幡市	1	西脇市	1	倉吉市	2	下関市	9	下関市	9	宇検村	1	今帰仁村	1														
	知立市	2	東近江市	4	加西市	1	境港市	1	宇部市	1	宇部市	1	福智町	1	今帰仁村	1														
	尾張旭市	4	日野町	1	福崎町	1	岩美町	1	山口市	10	山口市	10	知名町	1	今帰仁村	1														
	高浜市	1	竜王町	1	播磨町	1	若桜町	1	萩市	1	萩市	1	宇検村	1	今帰仁村	1														
	岩倉市	2	彦根市	1	高砂市	1	智頭町	1	防府市	1	防府市	1	知名町	1	今帰仁村	1														
	豊明市	1	愛荘町	1	小野市	1	八頭町	1	下松市	1	下松市	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	日進市	2	豊郷町	1	加東市	1	三朝町	1	岩国市	1	岩国市	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	愛西市	2	豊郷町	1	加西市	1	湯梨浜町	1	光市	1	光市	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	清須市	1	長浜市	1	福崎町	1	琴浦町	1	長門市	1	長門市	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	北名古屋	3	米原市	1	神河町	1	北栄町	2	周南市	1	周南市	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	みよし市	1	高島市	1	神河町	1	赤穂市	1	山陽小野田市	1	山陽小野田市	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	あま市	4	高島市	1	たつの市	1	上郡町	1	周防大島町	1	周防大島町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	長久手市	3	高島市	1	太子町	1	豊岡市	1	上関町	1	上関町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	東郷町	2	高島市	1	佐用町	1	香美町	1	上関町	1	上関町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	豊山町	2	高島市	1	朝来市	1	朝来市	1	上関町	1	上関町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
	大治町	1	高島市	1	養父市	1	養父市	1	上関町	1	上関町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
			高島市	1	篠山市	1	篠山市	1	上関町	1	上関町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1														
		高島市	1	洲本市	1	洲本市	1	上関町	1	上関町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1															
		高島市	1	淡路市	2	淡路市	2	上関町	1	上関町	1	今帰仁村	1	今帰仁村	1															

761市区町村
1,436箇所

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成30年度予算：159億円→令和元年度予算：169億円）

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

5. 補助単価（令和元年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,725千円
小規模B型	9,502千円
小規模C型	15,781千円
中規模型	21,053千円
大規模型	39,057千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	9,001千円
小規模B型	14,778千円
小規模C型	21,057千円
中規模型	31,605千円
大規模型	60,162千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,646千円(1人当たり)
非常勤職員	2,715千円(1人当たり)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（2019年4月時点）

自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名	
北海道	旭川市	福島県	郡山市	千葉県	我孫子市	東京都	府中市	神奈川県	海老名市	長野県	飯田市	愛知県	豊田市	兵庫県	姫路市	島根県	松江市	福岡県	北九州市(7)
	千歳市		天栄村		香取市		昭島市		葉山町		諏訪市		豊橋市		明石市		益田市		久留米市
	石狩市		西会津町		山武市		調布市		寒川町		伊那市		一宮市		川西市		邑南町		小都市
	恵庭市		小野町		いすみ市		町田市		二宮町		駒ヶ根市		津島市		三田市		出雲市		宗像市
	上富良野町		水戸市		八王子市		小平市		箱根町		中野市		高浜市		養父市		倉敷市		古賀市
	中富良野町	つくばみらい市	千代田区	日野市	大井町	茅野市	常滑市	宍粟市	津山市	嘉麻市									
	中頓別町	境町	中央区	東村山市	湯河原町	塩尻市	大津市	たつの市	総社市	朝倉市									
	名寄市	宇都宮市	港区	国分寺市	三條市	千曲市	彦根市	福岡町	備前市	糸島市									
	帯広市	矢板市	新宿区	国立市	柏崎市	辰野町	長浜市	奈良市	東広島市	佐世保市									
	今金町	前橋市	文京区	福生市	新発田市	箕輪町	甲賀市	明日香村	下関市	諫早市									
	滝川市	桐生市	台東区	狛江市	十日町市	阿智村	東近江市	桜井市	宇部市	大村市									
	室蘭市	藤岡市	墨田区	東大和市	糸魚川市	木曾町	京都市(14)	三宅町	山口市	長与町									
	苫小牧市	富岡市	品川区	清瀬市	妙高市	生坂村	福知山市	葛城市	岩国市	宇城市									
	安平町	みどり市	目黒区	東久留米市	上越市	池田町	舞鶴市	田原本町	光市	合志市									
	青森県	三沢市	嬬恋村	武蔵村山市	阿賀野市	白馬村	亀岡市	和歌山県	新宮市	熊本県	玉東町								
十和田市		狭山市	多摩市	胎内市	岐阜市	八幡市	有田川町	多良木町											
岩手県	盛岡市	加須市	稲城市	出雲崎町	高山市	枚方市	鳥取県	鳥取市	大分県	大分市									
	遠野市	ふじみ野市	羽村市	富山県	岐南町	寝屋川市		米子市		中津市									
宮城県	石巻市	和光市	あきる野市	富山市	北方町	豊中市	倉吉市	杵築市	宮崎県	都城市									
	大和町	坂戸市	西東京市	滑川市	白川町	大東市	境港市	国東市											
秋田県	湯沢市	嵐山町	瑞穂町	七尾市	熱海市	門真市	若桜町	高松市	高知県	串間市									
	秋田市	船橋市	日の出町	小松市	焼津市	池田市	智頭町	丸亀市		沖縄県	那覇市								
山形県	上山市	柏市	三宅村	輪島市	藤枝市	箕面市	三朝町	善通寺市											
	長井市	館山市	相模原市(3)	加賀市	袋井市	能勢町	琴浦町	さぬき市											
	高島町	木更津市	鎌倉市	能美市	伊東市	摂津市	松山市	いの町											
	小国町	松戸市	葛飾区	福井市	福井市	藤井寺市	伊予市												
	白鷹町	鴨川市	江戸川区	あわら市	あわら市	河内町	香南市												
	飯豊町	浦安市	立川市	越前市	越前市	河南町	いの町												
	庄内町	南房総市	武蔵野市	南越前町	高浜町	熊取町													
	八千代市	青梅市	伊勢原市	山梨県	甲府市														

設置自治体数	283
設置か所数	332

※ 1つの自治体で複数箇所設置している場合、括弧内に箇所数を記載している。

乳児家庭全戸訪問事業（概要）

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

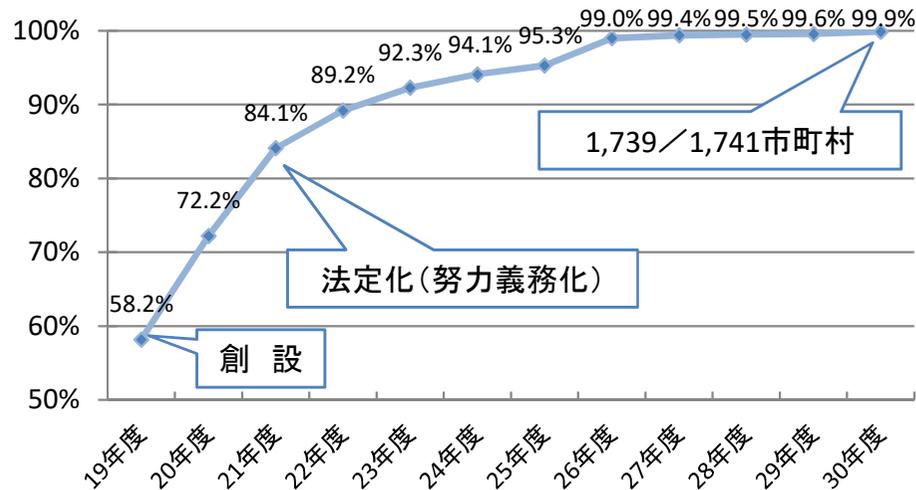
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

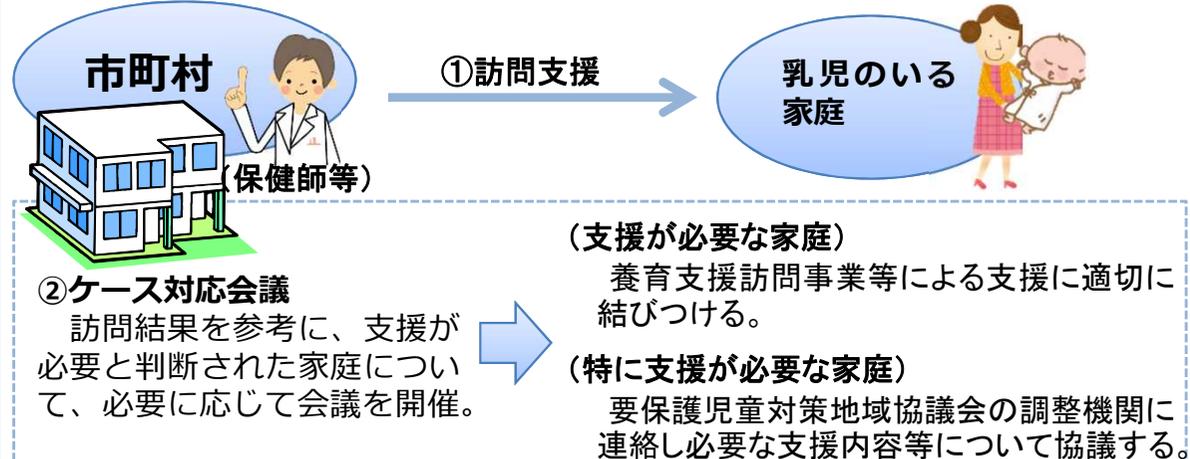
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

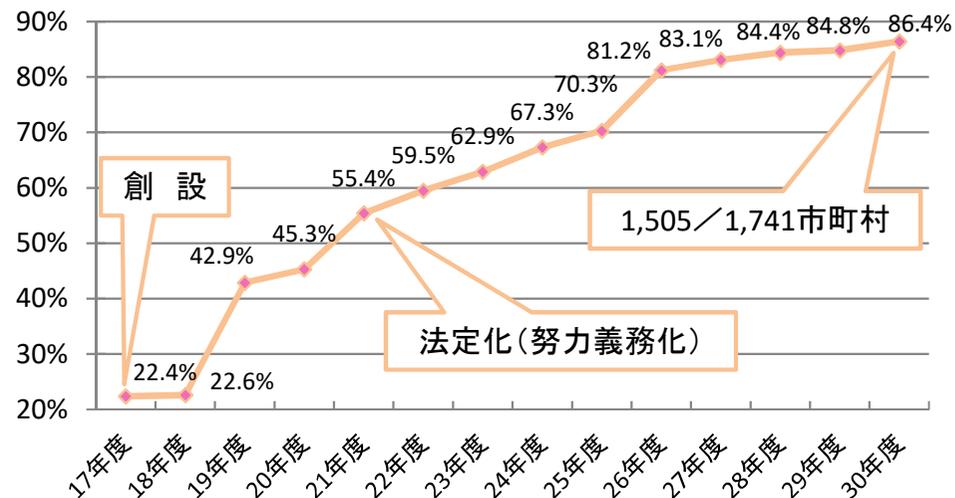
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

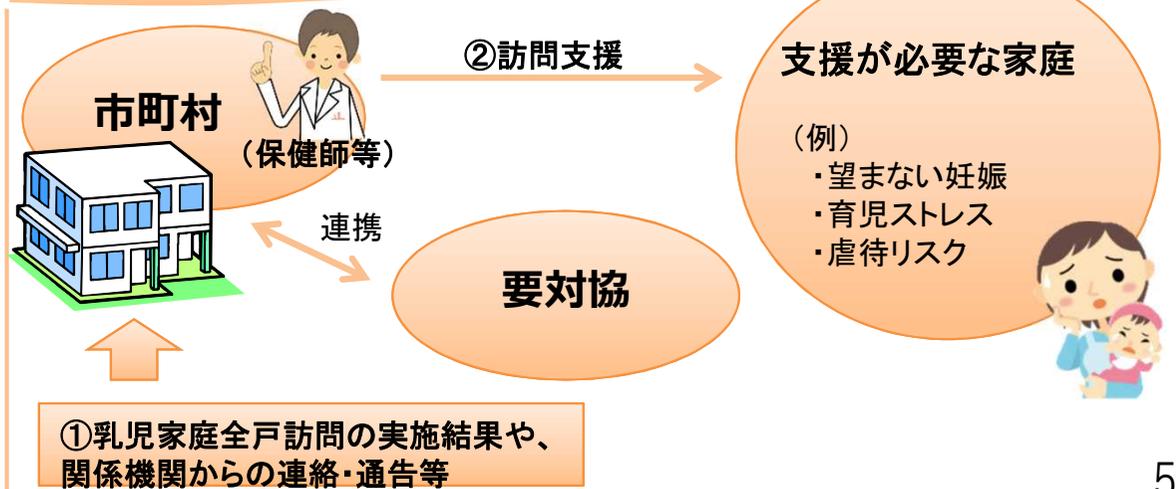
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - （1）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - （2）出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - （3）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - （4）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



要保護児童対策地域協議会の概要

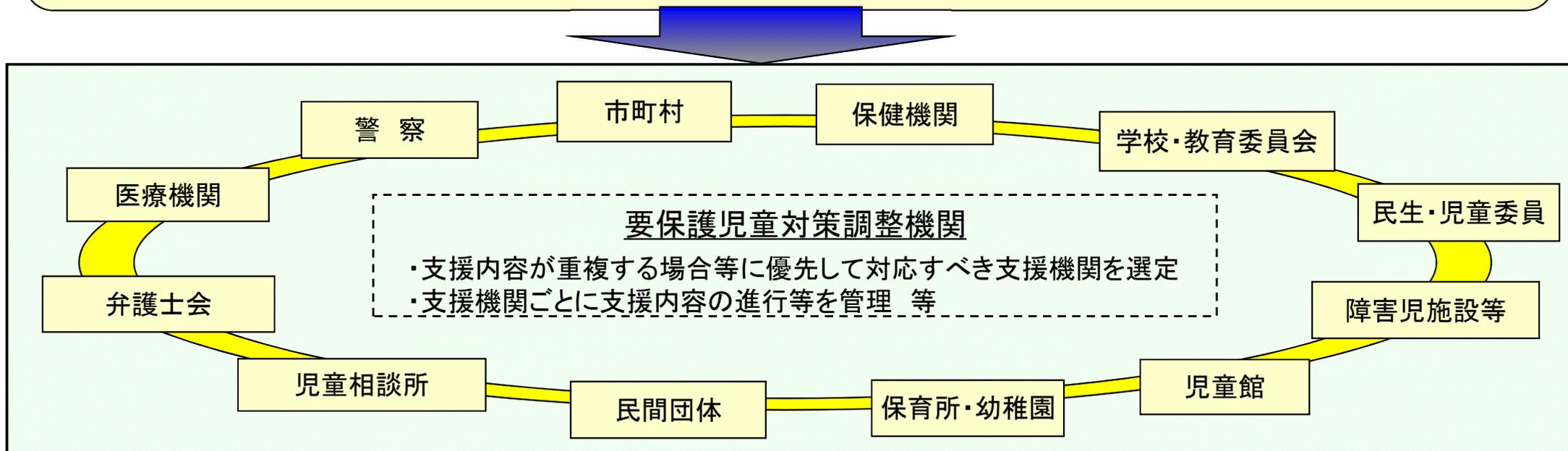
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報 の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数(※)		1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)
調整機関 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度：4月1日時点 平成29年度：4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)、2月調査時点(調整機関職員数)

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会の構成機関

＜平成29年4月1日時点、複数回答可＞

区分		合計	比率		
要保護児童対策地域協議会		1,735	—		
行政機関	児童福祉主管課	1,288	74.2% ※		
	母子保健主管課	1,197	69.0%		
	児童福祉・母子保健統合 主管課	583	33.6%		
	福祉事務所 (家庭児童相談室)	813	46.9%		
	保健センター	872	50.3%		
	教育委員会	1,726	99.5%		
	保健所	1,333	76.8%		
	児童相談所	1,713	98.7%		
	障害福祉主管課	1,132	65.2%		
	警察署	1,713	98.7%		
	法務局	721	41.6%		
	家庭裁判所	94	5.4%		
	その他	565	32.6%		
	関係機関	病院・診療所	921	53.1%	
		小児科	小児科	597	34.4%
			産科・産婦人科	258	14.9%
			精神科	236	13.6%
歯科			294	16.9%	
その他診療科			407	23.5%	
保育所		1,448	83.5%		
幼保連携型認定こども園		675	38.9%		
幼稚園		1,051	60.6%		
小学校		1,517	87.4%		
中学校	1,493	86.1%			
特別支援学校	417	24.0%			

区分		合計	比率	
関係機関	児童館	357	20.6%	
	放課後児童クラブ	406	23.4%	
	利用者支援事業所	286	16.5%	
	地域子育て支援拠点	418	24.1%	
	乳児院	127	7.3%	
	児童養護施設	370	21.3%	
	情緒障害児短期治療施設	42	2.4%	
	児童自立支援施設	38	2.2%	
	児童家庭支援センター	220	12.7%	
	障害児施設	142	8.2%	
	配偶者暴力相談支援センター	159	9.2%	
	その他	238	13.7%	
	関係団体	医師会（産科医会及び小児科 医会を除く）	1,019	58.7%
		産科医会	85	4.9%
小児科医会		88	5.1%	
歯科医師会		428	24.7%	
看護協会		22	1.3%	
助産師会		40	2.3%	
P T A全国協議会		176	10.1%	
弁護士会		161	9.3%	
社会福祉協議会		965	55.6%	
民生児童委員協議会		1,606	92.6%	
人権擁護委員		1,094	63.1%	
N P O法人		202	11.6%	
里親会		72	4.1%	
学識経験者		157	9.0%	
その他	402	23.2%		

※児童福祉主管課が構成機関に入っていない自治体においては、児童福祉主管課と名称は異なる部署（児童福祉・母子保健統合主管課、母子保健課等）に、児童福祉を主に担当している担当が含まれており、1,735自治体でその児童福祉の担当が構成機関となっていない自治体はない。

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成30年2月調査時点>

〔上段：配置市区町村数
下段：配置率〕

区分	市区					町	村	合計
	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区(30万人以上)	市・区(10万人～30万人未満)	市・区(10万人未満)			
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(201)	(529)	(740)	(181)	(1,735)
①児童福祉司たる資格を有する者	500	20	54	159	267	200	32	732
	61.4%	90.9%	87.1%	79.1%	50.5%	27.0%	17.7%	42.2%
②これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	274	2	8	39	225	370	114	758
	33.7%	9.1%	12.9%	19.4%	42.5%	50.0%	63.0%	43.7%
③社会福祉主事	15	0	0	1	14	4	5	24
	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%	2.6%	0.5%	2.8%	1.4%
合 計	789	22	62	199	506	574	151	1,514
	96.9%	100.0%	100.0%	99.0%	95.7%	77.6%	83.4%	87.3%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）。複数職員を配置している市町村については、数字の小さい区分を優先して計上している。

(参考)	766	20	61	192	493	480	122	1,368
平成28年4月1日時点の合計	93.6%	90.9%	98.0%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成28年度調査）

要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			11,730世帯	4,245世帯	5,424人		ホーム数	347か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人			
		専門里親	702世帯	196世帯	221人			
		養子縁組里親	3,781世帯	299世帯	299人			
	親族里親	560世帯	543世帯	770人	委託児童数	1,434人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成20年3月末の10.0%から、平成30年3月末には19.7%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	72.6	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、平成29年度末で347か所、委託児童1,434人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成29年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

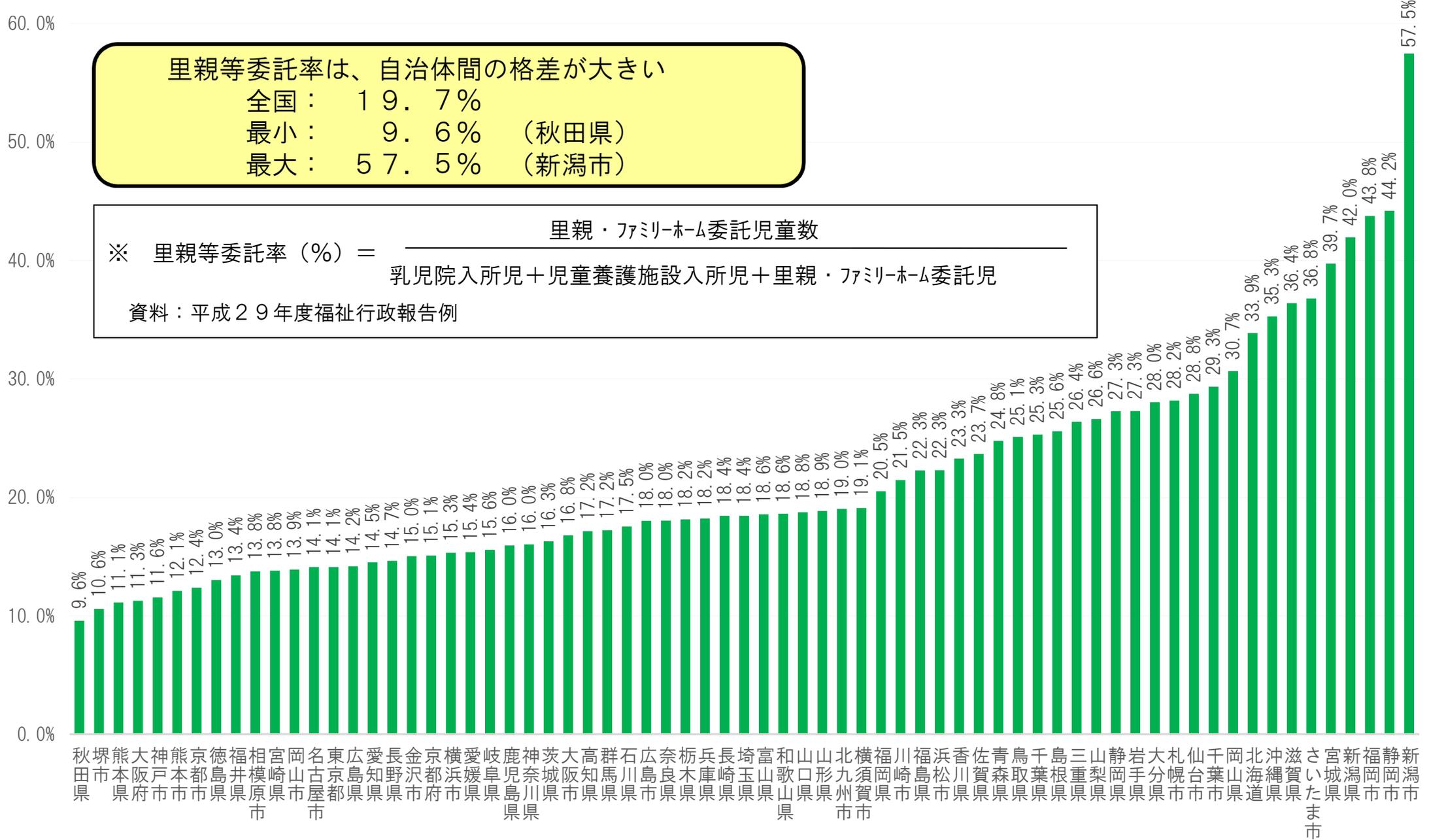
全国： 19.7%

最小： 9.6%（秋田県）

最大： 57.5%（新潟市）

$$\text{※ 里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成29年度福祉行政報告例

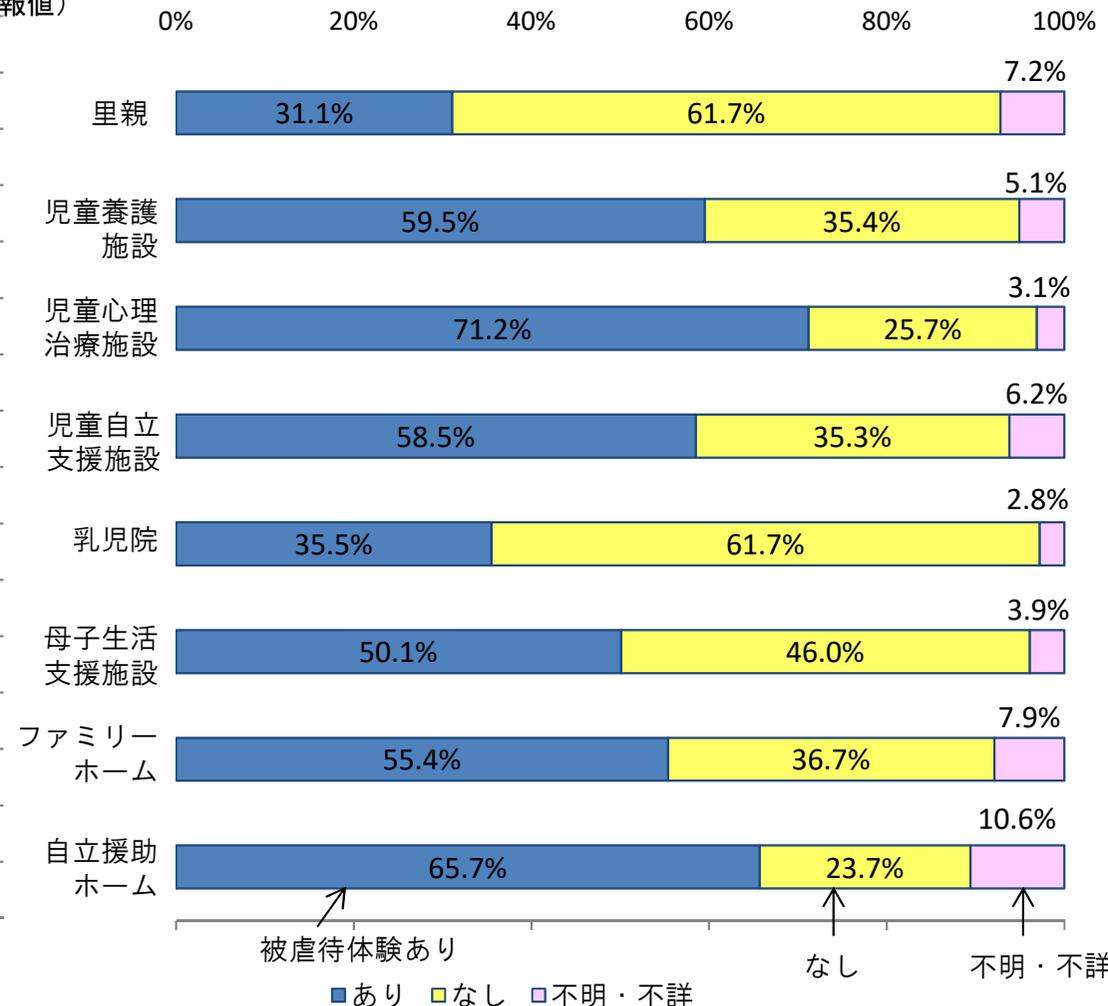
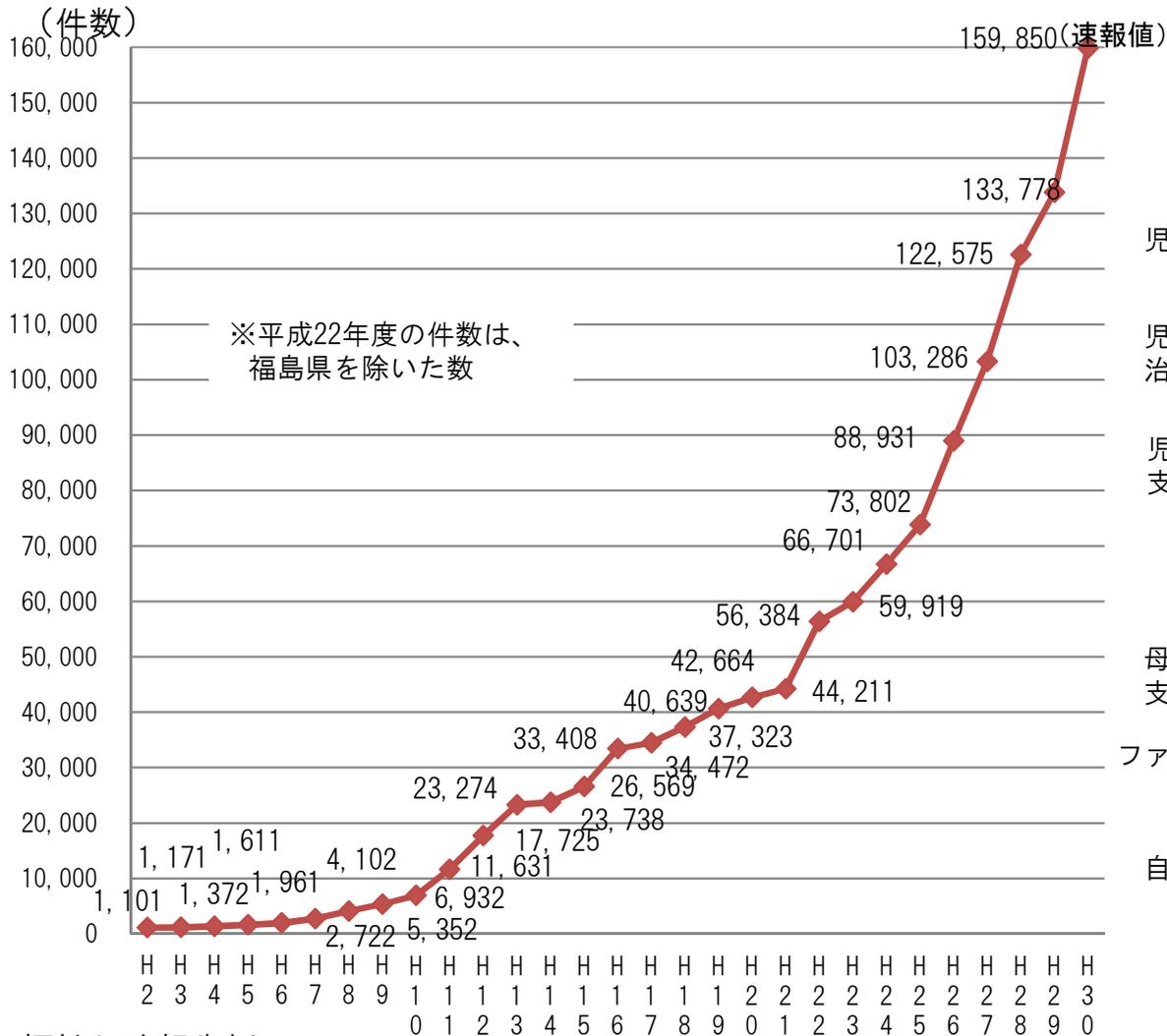


虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加（平成30年度は速報値）。

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注) 総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の) 死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の) 就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の) 行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の) 精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の) 拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の) 入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

都道府県社会的養育推進計画の策定要領〈概要〉（2018年7月6日）

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。
国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

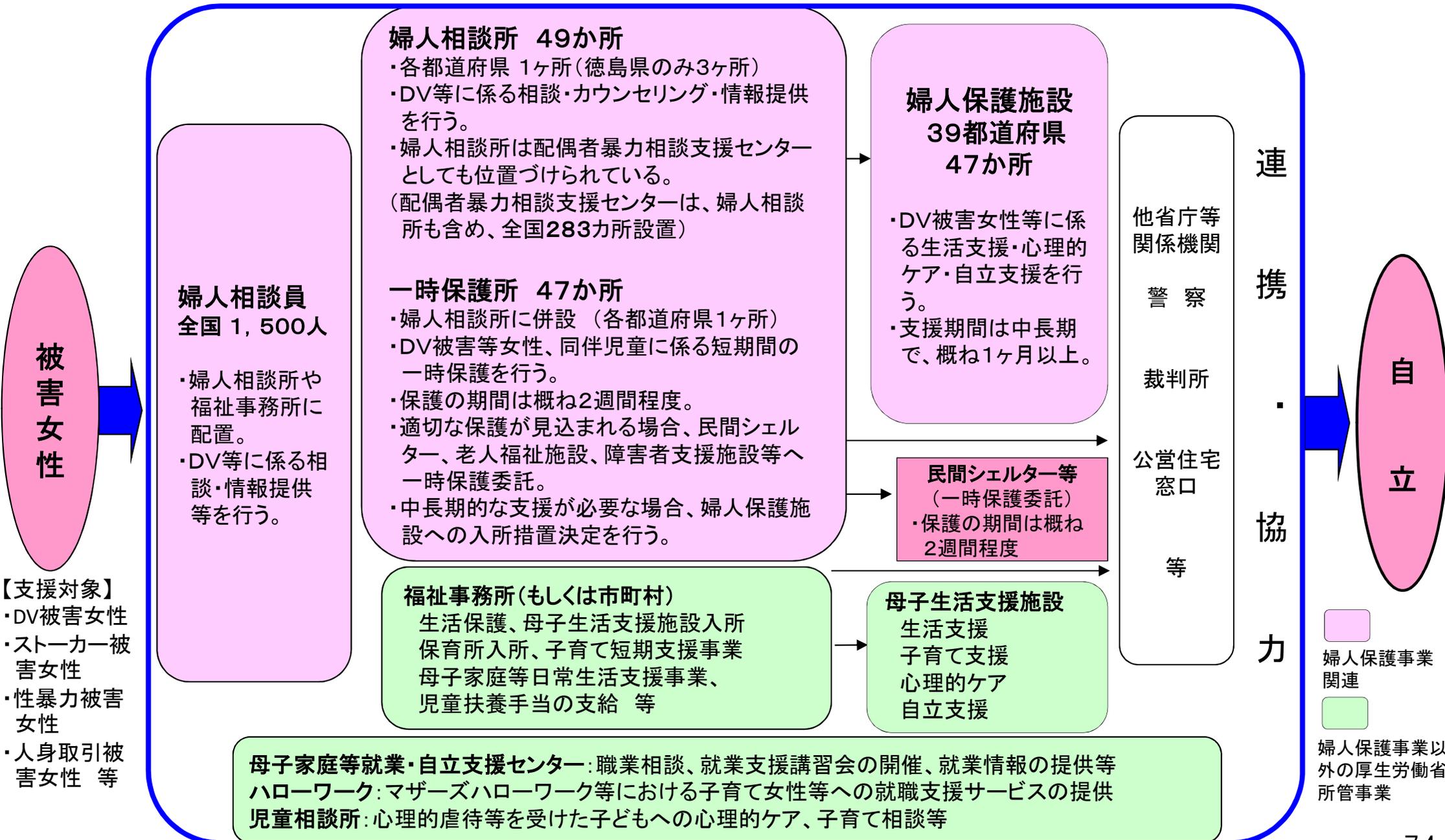
- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成30年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成31年1月17日現在

婦人相談員の配置状況(機関別)

平成30年4月1日現在

	本 庁	支庁・ 地方事務所	福祉事務所	婦人相談所	その他	計 (人)
都道府県	1	84	142	218	37	482
市	245	23	604	6	140	1,018
計	246	107	746	224	177	1,500

※東京都特別区(23区)を含む。

(厚生労働省子ども家庭局調べ)

※婦人相談員については、売春防止法第35条の規定により、都道府県知事は委嘱するものとし、市長は委嘱することができることされている。

（パラ26）

2006年の体罰に関する一般的意見第8号に関し、委員会は、前回総括所見パラ48を想起し、締約国に以下を要請する。

- （a） 家庭、代替的監護及び保育環境、並びに刑事施設を含め、あらゆる環境において、法律、特に児童虐待防止法及び民法によって、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止すること。
- （b） 意識啓発キャンペーンの強化、並びに前向き、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること。

11. 委員会は、体罰を、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰と定義する。ほとんどの場合、これは手または道具—鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等—で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり投げたりすること、引っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままにさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹸で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）をとこなう場合もありうる。委員会の見解では、体罰はどんな場合にも品位を傷つけるものである。（略）
14. 委員会は、子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要とされることを認識する。これは、何らかの苦痛、不快感または屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行なわれる有形力の行使とは、まったく別である。私たちは、おとなとして、保護のための身体的行動と懲罰的な暴行との違いを承知している。子どもに関わる行動との関連でこのような区別を行なうことは、けっしてむずかしいことではない。どの国の法律も、明示的にせよ黙示的にせよ、懲罰を目的としない、人々を保護するために必要な有形力の行使は認めている。
15. 委員会は、教員その他の者、たとえば施設にいる子どもや法律に抵触した子どもとともに働いている者が危険な行動に直面し、その統制のために合理的な抑制手段を用いることが正当化される、例外的状況が存在することを認識する。ここでも、子どもその他の者を保護する必要性を動機とする有形力の行使と、罰するための有形力の行使との違いは明確である。必要最小限の有形力をもっとも短い必要な期間のみ行使するという原則が、常に適用されなければならない。詳細な指針および訓練も必要である。このような指針および訓練は、抑制手段を用いる必要性を最小限に抑えるためにも、また状況に比例した安全な手段のみが用いられることを確保し、かつ統制の形態としての苦痛が意図的に加えられることがないようにするためにも、必要とされる。

学校教育法における体罰の禁止に関する規定について

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日付け24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）(抄)

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

➤ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（親権の行使に関する配慮等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

➤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第四十七条

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

➤ 民法（明治29年法律第89号）

（監護及び教育の権利義務）

第八百二十条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（懲戒）

第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

➤ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。